

第四百四十回国 参議院大蔵委員会 會議録第十九号

平成九年六月十日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月六日

辞任

林 久美子君

補欠選任

益田 洋介君

出席者は左のとおり。

委員長

松浦 孝治君

理事

石川 弘君

河本 英典君

荒木 清寛君

鈴木 和美君

久保 巨君

委員

阿部 正俊君

上杉 光弘君

岡 利定君

片山虎之助君

金田 勝年君

清水 達雄君

橋崎 泰昌君

岩瀬 良三君

海野 義孝君

白浜 一良君

寺崎 昭久君

益田 洋介君

及川 一夫君

千葉 景子君

吉岡 吉典君

山口 哲夫君

国務大臣

内閣総理大臣

橋本龍太郎君

政府委員

大蔵大臣

三塚 博君

経済企画庁調整局長

土志田征一君

環境庁企画調整局長

浜中 裕徳君

法務省民事局長

濱崎 恭生君

外務省欧亜局長

浦部 和好君

外務省経済局長

野上 義二君

大蔵政務次官

西田 吉宏君

大蔵大臣官房金融検査部長

中川 隆進君

大蔵大臣官房総務審議官

武藤 敏郎君

大蔵省主計局次長

林 正和君

大蔵省主税局長

薄井 信明君

大蔵省理財局長

伏屋 和彦君

大蔵省証券局長

長野 虎士君

大蔵省銀行局長

山口 公生君

大蔵省国際金融局長

神原 英資君

自治省財政局長

二橋 正弘君

事務局側

常任委員会専門員

小林 正二君

説明員

農林水産省経済局金融課長

白須 敏朗君

参考人

日本銀行総裁

松下 康雄君

本日の会議に付した案件

○日本銀行法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松浦孝治君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る六日、林久美子君が委員を辞任され、その補欠として益田洋介君が選任されました。

○委員長(松浦孝治君) 日本銀行法案を議題とし、前回に引き続き、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。

○寺崎昭久君 平成会の寺崎でございます。どうぞよろしく願いました。

本日は、金融機関の信用秩序の維持のための業務のあり方及びその最終責任の所在などをテーマに質疑を行いたいと存じます。

最初に大蔵大臣にお尋ねいたしますが、今回の日本銀行法の改正案は、第三十八条で信用秩序の維持に資するための業務について規定しておりますけれども、これを素直に読みますと、大蔵大臣は日本銀行の特別融資、いわゆる日銀特融に関する発動提案権とも言うんでしょうか、をお持ちになり、これに対して日銀は拒否権、拒否をする権利ないしは裁量権を有するようにも解釈できるわけでございます。

つまり、大蔵大臣は日銀に対して要請することができる、日銀はこれを受けて行うことができるというの、行わなくてもいいのかという疑問につながるわけでありまして、こういう規定をこのままにしておきますと、いわゆる最終の貸し手責任、貸し手機能というのでしょか、この最後の貸し手機能の実行について最終的な責任がどこにあるのかや不明確のようにも思えます。

したがって、大臣にお尋ねしたいのは、信用秩序の維持に係る最終責任はどこにあるとお考えなのか、あるいは日銀、大蔵の共管だとお考えなのか、ないしは責任を分担しているというふうにお考えなのか、その辺をお尋ねいたします。

○国務大臣(三塚博君) お答え申し上げます。

秩序の維持につきましては、中央銀行研究会報告書におきまして、「金融機関の破綻処理等には行政的手法を要することから、最終的な責任は政府にあるが、日本銀行は「最後の貸手」として重要な役割を担う必要がある」と申されております。

「その際の日本銀行の役割は、基本的には、信用秩序維持の観点から、適切な流動性を供給していくこと」であると指摘をされております。こうした考え方から、信用秩序維持については政府と日銀の共管事項ではなく、基本的に政府の責任とするものであります。他方、日本銀行は、日銀特融等の措置を通じて、政府の行う信用秩序に寄与するという重要な役割を担うものであります。

ただし、実際の破綻処理等につきましては、政府と日銀が密接な連携をとりつつ対処いたしてきておるところでございます。

○寺崎昭久君 最終的な責任は政府にあるというお考えを示されて、その点は明らかなんですけれども、日本銀行は大蔵大臣から日銀特融の要請を受けたとき、拒否権がある、ないしは百億の特融をしてくれというのに対して独自の調査、判断から、いや二百億は必要ですとか、逆に五十億で済みますとか、そういうことを判断し、実行するお立場にあるとお考えかどうか、日銀にお尋ねします。

○参考人(松下康雄君) 今回の日銀法改正案におきまして、信用秩序維持のために特に必要と認められます業務につきましては、大蔵大臣から日本銀行への要請がなされました場合に、日本銀行は政策委員会の議決を経た上で当該業務を行うことができるということにされておるところでございます。

したがって、実際にこの条文のもとで大蔵大臣からの要請がなされました場合に、日銀政策委員会におきましては信用秩序の維持に資すると

いう日銀の目的に照らし、また中央銀行の資金の性格を踏まえつつ、当該業務の実施が適当かどうかをみずからの責任において判断していく、ということになるものと考えております。

そして、日本銀行といたしましては、こうした法律の枠組みのもとで、これまでと同様に政府とも密接な連絡をとり、十分情報、意見を交換しながら信用秩序維持に資するという中央銀行の目的達成のために対応に誤りなきを期していく、ということは当然の要請であろうと考えております。

○寺崎昭久君 大変丁寧な御説明なのでちよつとわかりづらかつたんですけれども、今政策委員会が独自の責任で判断すべき立場にあると、こう申されたわけでしょうか。ということは、裁量権は認めているという立場でしょうか。

○参考人(松下康雄君) 条文のその箇所の読み方におきましては、政策委員会がその他の政策委員会の権限とされており、事実上と同様に、判断の上で自分の責任で決定をしていくということでございます。

ただ、それが実際にどのように運営されてまいりますかという点につきましては、先ほども申し上げましたように、信用秩序の維持に資するという重要な、政府にとりましてまた日銀にとりましても重要な目的の達成のために、その段階におきまして適切な措置が速やかにとれるような、そういう努力をやつてまいることが必要である、そのように私もは考えております。

○寺崎昭久君 そうしますと、結果として大蔵大臣の要請の内容をそのまま受けることもあるけれども、その要請を読みかえて別の結論を出すということもあり得るというように考えていいんでしょうか。

○参考人(松下康雄君) 大蔵大臣の御要請があります前提としましては、当然に大蔵省、日銀がそれぞれの持つております情報と交換し、また意見を交換してこういう信用秩序の維持というように緊要な問題に對しまして、適切な対応をとるべく当然内容のすり合わせをするということは双方に

要請をされているところであると思います。

私ども、これまでも特融におきましては常にそういう考え方で大蔵省との協議のもとで適切に対応してまいつたと思うのでございますけれども、今後におきましてもそのような措置をとつてまいらなければならぬと考えております。

○寺崎昭久君 この日本銀行法改正案の第四条には、日銀は「常に政府と連絡を密にし、十分な意思疎通を図らなければならない。」と書かれておりますから、そうした日銀特融を施行するに当たつても密なる連絡をとるものと私も思います。が、それならこの三十八条は、大蔵大臣の要請があつたときは必要な業務を日銀は行わなければならないと書いて方が私ばかりやすすいんではないか。行つていけるか書きますと、かえつて責任の所在があいまいになつたようなそんな印象を持ちます。御答弁は結構でございます。

ところで、大蔵省にお尋ねしますが、三十八条の第一項で、日銀に対する要請事項の中に「資金の貸付けその他」とございます。第二項は「特別の条件による資金の貸付けその他」とありますが、一項目と二項目の表現を変えたのはどういう理由でしょうか。

○政府委員(山口公生君) 「資金の貸付けその他の信用秩序の維持のために必要と認められる業務」ということを三十八条一項に規定してございしますが、貸し付けのほかには例えば出資、劣後ローンなどの手段があるからでございます。

先生の御指摘は、二項目は「特別の条件による資金の貸付けその他の信用秩序」ということで、その条項の「その他」というのは同じ意味でございます。『特別の条件』というものは、担保をとらないとか特別な利率でというようなことを想定しておるわけでございます。

○寺崎昭久君 お尋ねしているのは、一項目と二項目の貸し付けとこの内容は違うんですかと、そういう意味です。

○政府委員(山口公生君) それは同じでございます。

○寺崎昭久君 法文というのは相当丁寧に書くものだと昔から教わつておりますし、第一項に「特別の条件による」と書いて第二項にそれを省略されたというのであれば説明がつくわけですが、後から出てくる条項に「特別の条件による」というのは私は余り適切じゃないと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(山口公生君) 第二項に「特別の条件による」と書いてありますのは、いわゆる特融、特別な融資ということ、通常の業務と異なるというところをここでつきりさせるために書いたわけでございます。

○寺崎昭久君 一項目と二項目の貸し付けというのは、資金の貸し付けというのはそんなに違わない内容だと受けてとめてよろしいですか。

○政府委員(山口公生君) 三十八条の一項目は、「資金の貸付けその他」ということで、広く通常の業務を含めて業務の性格として書いてございします。二項目は、いわゆる特融というものは、「特別の条件による」というところがいわゆる特融でございますので、二項目には、日本銀行がそれを受けて決定するのは特別な条件によるのかあるいは通常の条件によるのかということも含めてお決めになると、こういう趣旨でございます。

○寺崎昭久君 大蔵大臣にお尋ねしますが、三十八条に基づく要請を行う場合には、あらかじめ閣議の決定とか了承が必要だとお考えなのか、あるいは三十八条の要請を行う際に一般的な基準があればお示し願ひたいと思ひます。

○政府委員(山口公生君) 信用秩序維持は大蔵大臣の所管事項でございますので、閣議に諮つてということにはございせん。

それから、大蔵大臣が特融を要請するときはどういう基準なのかというお尋ねでございますが、これは金融機関の業務または財産その他の状況に照らしまして信用秩序の維持に重要な支障を生じるおそれがあると認めるときでございまして、また大蔵大臣が信用秩序をめぐる情勢を総合的に判断しまして、出資、融資等のうち信用秩序の維持

の観点から最も望ましい手段を選択し日本銀行にそれを要請するものでございます。

○寺崎昭久君 前段について大臣にもう一度お尋ねしますが、金融システムの破綻につながるがけのないという状況のもとで三十八条の要請をされるケースがあると思ひます。つまり、一歩間違つたりタイミングを失すると内閣の命運、日本経済を破綻に追い込みかねない、そういう重大な問題を決心するので、確かに大蔵大臣の専断事項ではございまいしょうけれども、やはり内閣としての合意形成といひましようか了解というものが手続としても必要なのではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(三塚博君) 本件は大蔵大臣、財政金融を担当するというふうな明記をされております。先ほど銀行局長が言われました基準に基づいて方向を、また最終の決定を行うことになるわけでありまして、議院内閣制のもとにおける内閣のあり方ということであれば、当然総理大臣にはその報告を申し上げる承を得るというのが当然の内閣の關係の一人としての、特に重要な案件でございますからそういうことであらうと思ひます。

○寺崎昭久君 日銀總裁にお尋ねいたします。

第三十八条の規定には、大蔵大臣から要請があつた場合には、「特別の条件による資金の貸付けその他の信用秩序の維持のために必要と認められる業務を行うことができる。」と。この、その他の必要な業務というのはどういう内容を具体的に想定されるものと受けとめられておりますか。

○参考人(松下康雄君) 実例を申し上げますと、これまでの破綻処理の際にも実施をいたしましたような必要に應ずる出資機能というようなものも考えられると思ひます。その他の点につきましては、やはり問題が起りました都度具体的に詰めていくこととなりますが、その選択の幅というものはこの条文によつて基本的に与えられていふというふうな思つております。

○寺崎昭久君 山口局長にお尋ねしますが、先ほど、その他の業務というのは例えばということ

劣後ローンというものを挙げられたと思います
が、もう少し限定列挙的に挙げられませんか。
どういう方法が考えられるのか。

○政府委員(山口公生君) ほかに出資等が考えら
れると思いますが、これまでも出資や劣後ローンを
信用秩序維持に寄与するために出しておられると
ころでございます。

○寺崎昭久君 日銀総裁にお尋ねいたしますが、
日銀の金融政策に係る自主性、独立性が高まるこ
と、あるいは日銀特融その他必要な業務を発動す
るということになりますと、政府あるいは政治的
な圧力もかきやすくなるか、また金融政策に関し
て、通貨の価値の安定と決済システムの安定が相
反するようなケースが生じた場合、どちらを優先
して考えるべきとお考えなのか。

例えば、後ほど触れますけれども、債権回収
銀行の経営に日銀がかかわるようになっておりま
す。例えば、そういう状況の中で、今公定歩合を
上げないとインフレ圧力が強まるのではないかと
いう事態が生じ、あるいは公定歩合を引き上げる
と銀行の経営にマイナスの影響が出るというよう
なケースもないとは言えないと思います。そうし
た場合にどちらを優先されるのか、まずその辺の
御見解をお尋ねしたいと思います。

○参考人(松下康雄君) 国内物価の安定といま
すことと、それから決済システムの安定を通じま
した金融システムの安定ということとは、通貨が
通貨としての十分に機能を果たしてまいりますた
めに両方とも不可欠な条件でございます。

私どもといたしましては、基本的に申し上げれ
ば、この二つは対立をする、あるいは一方が優先
されて他方が後回しにされるといった性格のもの
ではないように考えているところでございます。
これまでの内外の経験を振り返ってみますと、
やはり金融システムに動揺を来しますのは、
物価や景気が非常に大きく変動をしている場合で
ございます。金融システムは、その場合、景気、
物価の状況を念頭に置きまして、インフレなき持

続的成長を実現する目的のために実施すべきも
のだと考えておりますが、そういった政策運営を
いたしますことによつて、全体として見れば、そ
れが金融システムの安定にも資するというふう
に考えるわけでございます。

それは基本的な場合でございますので、個別の
金融機関経営を取り上げますればそこに問題が生
ずることはあり得るわけですが、それが金融機
関の間の円滑な資金決済に深刻な影響を与え
るおそれがあるというような場合には、私どもと
しましては、最後の貸し手機能を発揮いたしまし
て、流動性を供給し、円滑な資金決済の確保を
図るというふうな手法で対処してまいることにな
るわけでございます。

このように、中央銀行におきましては、金融政
策によるマクロ的な金融経済環境の安定と同時
に、最後の貸し手として金融システムの安定に資
するという役割が両方与えられておりまして、こ
れらを通じて、通貨が本来の機能を十分に発
揮してまいりますように努力をしてまいりたいと
思っております。

○寺崎昭久君 先ほど、三十八条のその他の業務
について日銀と大蔵省にどういう内容を指してい
るのか、具体的に伺いたいわけでありまして、
けれども、それに関連して大蔵省にお尋ねいたしま
す。

昭和四十年の証券不況のときに山一証券や大井
証券に対して日銀特融が行われました。これは現
行の日本銀行法二十五条に基づく特別融資という
ことで大変理解がしやすいわけでありまして、
その後、平成六年の東京協和、安全の両信用
組合を初め、その後のコスモ信用とか兵庫銀行な
どの経営破綻の処理のためにとりました幾つかの
方法というのは、私はこの二十五条の規定を少し
逸脱しているんじゃないかというように考えてお
ります。

つまり、新金融安定化基金向けの資金拠出、あ
るいは整理回収銀行向けの出資というのは、本来
は日銀に要請するべき内容ではなくて、財政が、

政府の責任で行うべき問題ではないかというよう
に考えております。奉加帳という言葉が聞かれま
すけれども、私はそうした奉加帳の筆頭に日銀が
名前を連ねることは好ましいことではないと思ひ
ます。公的資金で処理すべきところを日銀が肩が
わりするというのは好ましい姿だとは私は思えま
せん。

そこで、大蔵省にお尋ねしますけれども、日銀
資金による出資、それから資金拠出は二十五条の
拡大解釈ではないかという見解、それから、した
がつて新しい改正法案にも持ち込むべきではない
という見解に対してはお考えをお尋ねしたいと思います。

○政府委員(山口公生君) 御存じのように、現行
の二十五条による発動でございます。現行の二
十五条は、「日本銀行ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ信
用制度ノ保持育成ノ為必要ナル業務ヲ行フコトヲ
得」というふうになっておりまして、まさに二十
五条の趣旨にかながみ、そういった融資あるいは
出資、拠出等をやっておるわけでございます。

確かに、先生がおっしゃるように、公的資金と
のかかわりというものがしばしば議論になるわけ
でございますが、日本銀行のこの特融に関しまし
ては、基本的には信用秩序の維持に資するという
ことにつきましては現行法と今度の新しい法律と
同じ考え方でございます。ただ、手続がちよつと
逆転した形、要請するというのは逆転した形に
なっておりますし、政策委員会のそうした自主性
を尊重するという形になっておりますが、基本的
な考え方は同様でございます。その信用秩序の
維持のために必要である措置はさまざまものが
あり得るだろうというところで対処をこれまでも
やっていただいておりますし、これからはそれを
やっていただくことが我が国の信用制度の維持に
極めて寄与するものだと思うわけでございます。

政府の公的資金による対応ということの御指摘
がございましたが、これは実は先通常国会におき
ましてさまざまな議論がございました。まず、
ノンバンクに関しては、これはもう公的関与は避

けたいというようなのはコンセンサスができてお
りますけれども、その他につきましては、金融三
法におきましてお認めいただきましたのは、信用
組合の破綻に関する部分でございまして、政府保
証をつけ得るという形で関与をさせていただ
いて、その範囲で今お認めいただいております。
そういった枠組みの中で、当局としては適切に信
用秩序の維持あるいは預金者保護に対処してまい
りたいと、このように考えております。

○寺崎昭久君 今の日銀の資金による出資、それ
から資金拠出は好ましくないというのはいま御存
じのとおり、それをやること、また特融にしても
長期化するということになる、その資金は当然
寝てしまい、日銀からの国庫納付金の減少につな
がるという関係にあるわけでございます。

もし、国庫納付金の格好でその出資金相当分が
入つてくれば、これは国の予算の一部となるわけ
でありますから、その使途については国会で議
論をし審議し、承認を受けるという格好になると
思います。にもかかわらず、今のようない日銀の出
資ということになりますと、まさに日銀の判断と
大蔵省の判断だけで行えるということになりまし
て、私は正常じゃないし、その意味で、日銀の資
金による出資というのは国の財政の肩がわりでは
ないか、やめるべきではないかということを申し
上げておるわけでありますが、そういう視点につ
いて、おかしいですかね。

○政府委員(山口公生君) 日本銀行が、こうした
貸し付けあるいは出資等の権能を持っております
。その権能が最後の貸し手としての役割からき
ているわけでございまして、この信用秩序の維持
のために日本銀行のそういった役割を十分に活用
するということが最適な場合があるわけでござい
ます。そうしたことを通じまして速やかなる対応
を図っていくということも、現実、今日的な課題
からしますと非常に大切な機能ではないかという
ふうに思っております。

○寺崎昭久君 危機的な状態に対して速やかに対
応するというお考えは理解できます。だからと

いつて国会と無関係であつていいという問題ではないと思ひますし、そういう私の主張を何割かでもお認めになるのであれば、この日銀の出資とか資金拠出については、事後のでもいいですから、その部分については国会の承認事項とされてはいかがでしょうか。

○政府委員(山口公生君) 先生よくおわかりのように、破綻処理の場合、事前に余りそれが明らかになり、また時間がかかるということには対応が非常に不可能だということでございます。その事後のいかにかというようにお話でございますが、今回の法律によりまして、日本銀行総裁の国会への出席義務ということを規定させていただきました。国会においてそうした問題につき種々の御議論をいただくという形にしております。そうした形でチェックをさせていただきたいと思っております。

○寺崎昭久君 先ほど来、日本銀行の資金による出資、資金拠出にこだわつて質問しておりますけれども、その理由というのは、法律の解釈あるいは財政テクニクによつて、本来日本銀行の資金に頼るべきではない内容までも日銀に持ち込んでいかならないと、持ち込むとまさに日銀の本来の一番大事な貨幣価値の安定という機能が損なわれる心配があるんじゃないかということからでございます。

平成七年の三月の大蔵委員会で、私は平成七年度予算の委嘱審査の質問をさせていただきました。そのとき、問題の一つとして取り上げたのは、建設国債を財源とする新技術事業団出資金が計上されていくという問題でございます。出資金をふやして研究開発を助成するといつても、これは実質的に費消される内容であるわけで、私は財政法四条の公債を充てることには疑問があるという立場から質問をさせていただきまして。

これに対して、当時の政府委員、きょうもおいでになっておりますが、基礎研究推進のために研究法人に対する出資金の活用を中心に勉強するために計上しました。また、その支出により資産が

形成され、その資産から受益が長期にわたるといふことで公債発行が認められますという御答弁をちょうだいいたしました。

その後の経過を言いますと、四条国債発行対象経費のうち、その内容が研究開発費である出資金は毎年二、三%の伸びを示しております。平成九年は、十五事業団体に対して四千二百二十七億円が当初予算として計上されているわけでありまして。

私は、平成七年のときの答弁には今でも無理があるのではないかと思つております。これは建設国債の流用あるいは赤字国債化ではないかという疑念すら持つてゐるわけでありまして。そういうようなことを念頭に置きながら先ほど来質問しているわけでありまして、似たケースがこの日銀の資金による出資などではないかと。本来は国庫に納付し財政として使つたり判断すべきお金を、日銀の財布の中にあるからといつて国が関与しない、国会が関与しないというのはいかがいんではないかと。内容は違ひますけれども、四条国債を出資金に充ててそれで研究させるという論法、手法にちよつと似通つてゐるものがあるのではないかといふことを感じてゐるからでございます。

これは、問題の指摘にとどめておきたいと思ひますけれども、ぜひ考えていただきたいと思つております。やつぱり出資金、資金拠出といふのは速やかに国が直接行ふべきものに変えていくべきであらうと。御検討願ひたいと思ひますが、何かコメントございますか。

○政府委員(山口公生君) いろいろな形での破綻処理の考え方というのは当然あり得るだろうと私も思ひますけれども、日本銀行の今回の新しい法体系によりまして、三十八条の第二項で日本銀行の政策委員会がその要請に応じるかどうかの意思決定をはつきりするわけでございます。そのときに日本銀行自身として、例えば財務の健全性について問題がないのかということも恐らく判断材料の一つにされると思ひます。したがつて、

この件が政府あるいは大蔵大臣の一方的な意思で、まあ言葉は悪いですが、押しつけてやられるものではないということも御理解を賜へばと思うわけでございます。

○寺崎昭久君 せっかく山口局長のコメントがございましたので、日銀総裁の御見解もお尋ねしたいと思ひます。

○参考人(松下康雄君) 信用秩序の維持、それに関連をいたしまして金融機関の破綻の処理ということは中央銀行の重要な目的の一つでございます。

現行法のもとにおきましても、特融の形でそれを実行してゐるわけでございますけれども、御指摘がございましたような、その場合の国の負担との関係という点につきましては、私どもの現在の法律下での特融に關しましてかねがね四つの原則をつくつてゐるということも申し上げておりますけれども、その中の一つは、日本銀行の中央銀行としての財務の健全性を維持していくこととでございます。

私もいたしましては、拠出をいたします資金が将来的に回収のめどが立つということがそういう点におきましては大事な点であるといふ考えで対処をしてまいりました。今後におきましても、新法のもとにおきましてこの三十八条業務を判断してまいります際には、これまでの四つの原則の考え方というものを引き続き尊重していかねければならないと思つております。

○寺崎昭久君 日本銀行の特別融資のあり方についてお尋ねしたいと思ひます。

これは大蔵省にお尋ねいたしますが、私は日銀特融というのは、金融機関が一時的な流動性不足に陥つた場合に限つて臨時的につなぎ融資、いわばブリッジローンとして提供されるべきではないかと考えております。それはそれとして、この考え方に沿つて言えば、日銀特融というのはいつまでも続けられたいという性格ではなくて、やはり一定の期間を定めて対応するというのがとるべき態度ではないかと思ふんですが、特融の期限につ

いて大蔵省のお考えをお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(山口公生君) 実は、今回御提案申し上げてゐる法律には広い意味での特融というのは二つ、三十七条と三十八条とございまして、三十八条につきましては、先ほどから御説明申し上げておりますように、いろいろな形態があるのでいろいろな手段を講じさせてもらいたいということを申し上げております。

そして三十七条の方は、例えばアメリカで起きたのでございまして、コンピュータが故障しまして一時的にパニックの状態に陥つた、瞬時に決済機能がとまつてしまふので、それで融資を一時的にやるといふ場合があるわけですが、これも特別な融資と言えようかと思ふわけでございまして。その場合には、先生御指摘のように、いつまでもだらだら貸していいものではございません。といいますのは、その原因が解消しますとそこはまたもとに戻るわけでございまして。したがつて、三十七条での一時的貸付けのものにつきましては、一定の期間を限度として担保を徴求することなく資金の貸付けが行われる、これは特別な条件でございまして、そのときには例えば一カ月とかいふような期限があつてしかるべきだろうといふふうに思ふわけでございまして。

○寺崎昭久君 三十八条の場合、これはケース・バイ・ケースになるのかもしれませんが、いかがでしょうか。

○政府委員(山口公生君) 三十八条の場合ですと、例えばいろいろなこれまでの本津信組のケースでもございまして、今度の阪和銀行でも融資があります。それは、預金者が払い戻しを受けるわけですが、そのときに現金がございませぬ。したがつて、日本銀行が、現行法ですと二十五条で緊急に貸すわけでございます。そういった事態がおさまるまではある程度の残高がふえていくわけでございます。それが、スキームが決まりまして、例えば預金保険機構から損失の穴埋めが、お金が出されるということが決まると、そのお金が日本銀行の方に回収という形で戻されるわけ

でございます。

そのための期間というのはケース・バイ・ケースでございますけれども、通常のケースはそれほど長い期間日本銀行が貸し続けるということはない、例えれば阪和銀行でようやくスキームがまとまりつつございますけれども、いろいろ問題があつてまだ日本銀行が貸し続けておく必要があるということもしばしばあるわけでございます。これを一定期間にいたしますと、延長延長ということをやればいいですけれども、逆にそこで資金がショートしてしまう。そうすると、預金者が窓口へ行つてもお金がない、そうするとまたせっかくの破綻処理のための措置が混乱を来すということがございまして、もちろん節度を保ちながらのことでございますが、その辺は少し弾力的に、幅を持つて考えていくべきなのかなというふうに思っております。

○寺崎昭久君 第三十八条の方の融資につきましては、まさにおっしゃるような状況があり、その中で判断されるんだらうと思ひますけれども、いつまでも続けるというのは特融の性格になじまないと思ひますし、さりとて弾力性を持たないというのも問題だと思ひます。

それから、日銀特融を適用する場合のもう一つの条件として、回収の見込みがあるかないかということも大変大きなポイントだと思ひます。先ほど日銀総裁は、日銀の出資は回収見込みのあるものに限りという趣旨の御発言だったと思ひますけれども、大蔵省にも同じ質問をさせていただきます。一これは取りつづけるような状態になったら具体的にどう処理されるんでしょうか。

○政府委員(山口公生君) 最終的には、先生御指摘のように、これは日本銀行の方で御判断をされるということになります。今度の法律で大蔵大臣が要請する際にも、やはり日本銀行の財務の健全性ということについては配慮をしてしるべきだらうと思ひます。もちろん、日

本銀行にも準備金等の内部留保ということは財務上も認めてございますので、そうした万一の場合の対応はできる形にはしてございますけれども、本来的にそれを当てにして何かをやるというのは慎むべきことだらうというふうに思ひます。

○寺崎昭久君 それでは、この数年の金融機関の破綻の際に構成された、いわゆる金融支援スキームの問題について若干質問をさせていただきます。

まず、日銀にお尋ねいたしますが、金融危機の対応策として、いわゆる金融支援スキームが策定されるに際し、日銀はどういう段階からこれに関与しておられるのか。と申しますのは、日本銀行は法律によつて信用秩序の維持における一方の当事者という立場に立たされてるわけでありまして、当然こういう支援スキームを策定するに当たつては関与するべきだという立場になつておると思ひます。例えば、整理回収銀行の経過について日銀はどのようにかわつてこられたのか、簡潔で結構でございますので御説明いただきたいと思ひます。

○参考人(松下康雄君) 御説明をいたします。

東京協和、安全信用組合の破綻処理におきましては、処理方策の策定につきまして大蔵省との間で十分意見交換を行いました。その過程で日銀といたしましては、金融システムの安定維持のために受け皿である新銀行を設立することが必要でありまして、その際日本銀行が主導的に出資を行うことが不可欠な情勢にあるというふうに判断をいたしましたわけでございます。これが東京共同銀行の設立のときの経緯でございます。

さらに、コスモ信用組合の東京共同銀行への事業譲渡につきましては、同信用組合に対する業務停止命令の発出の後、監督官庁であります東京都が中心となりまして、大蔵省、日本銀行がこれに協力する形で検討、調整が行われました。そういった中で、東京共同銀行の出資者であります日本銀行としまして、同行をコスモ信用組合の受け皿

として活用することが適切であると判断をした次第でございます。

さらに、東京共同銀行の整理回収銀行への改組でございますが、これは平成七年十二月の金融制度調査会金融システム安定化委員会の答申にその方向が盛り込まれて、八年六月に成立をいたしました改正預金保険法におきまして、法的な裏づけがなされたものでございます。これに關しましては、日銀は、本件について初めから大蔵省事務当局とともに検討いたしまして、さらに、今申し上げました金融システム安定化委員会のメンバーといたしまして、そういった方向の議論に参画をいたしましたところでございます。

○寺崎昭久君 経過については了解いたしました。

今のお話の中にも出てまいりましたけれども、整理回収銀行については二百億の出資をなさつてゐるわけでございます。最近の報道によりますと、日銀が整理回収銀行に出資をしてゐるということの關係で、今後整理回収銀行の支払い保証とか経営に対して責任を持つ立場になつたんだではないかというふうに見られてゐるわけでございます。

そのことは、事態の推移の仕方によつては整理回収銀行の経営を優先するの、あるいは別の意味での金融政策を優先させるのかという、先ほど質問したような点にウエイトを置かれますかというふうな事態に陥らないとは限らないではないかと。つまり、回収銀行の経営を優先させるために、こういうことはないと申しますが金融政策を誤るということはないでしょうかという、そういう質問でございます。

○参考人(松下康雄君) 東京共同銀行の改組によります整理回収銀行への二百億の出資でございますけれども、この間の事情は東京協和、安全、この二つの信用組合の処理を抜本的な解決として行いまして、金融システム全体の安定の確保を図るということが目的でございますから、その際に民間金融機関から理解、協力を得ますために、受け皿銀行となる新銀行の設立、それからこれに対し

て日本銀行が主導的に出資を行つてまいるということが選択の余地のない事情でございます。

このために、日銀法の二十五条によりまして整理回収銀行への出資を執行したものでありまして、この出資は日銀の目的でありまして信用秩序の保持、育成に資するものでございますが、私どもは整理回収銀行の主要な出資者ではございませんけれども、出資者としての責任はあくまでもこれは通常の株主と同様でございます。そういった観点で、この運用、運営につきましては指導は行いませんけれども、それ以上の責任を持つてゐるということではございません。

御質問の中の、今後整理回収銀行の処理をさらに何らか進めるという必要が生じた場合に、そのことと金融政策の運営との間に矛盾が生じないかという点でございますけれども、私どもの判断といたしましては、整理回収銀行の処理そのものは、民間金融機関と協力をしながら現在の方針に沿つて今後ともその実行を行つていくという次元のものでございまして、これが何らかの形で私どもが行ひます金融政策上の判断に影響を及ぼすといった筋合いのものではないと考えております。

○寺崎昭久君 大蔵大臣にお伺ひしたいと思ひます。今整理回収銀行の経営に日銀が関与すべきかどうかということテーマにしておるわけでありまして、松本総裁のお話では、この整理回収銀行に關与するのは選択の余地のない状況の中で關与するようになったんだというお話でございます。

私は、たまたまこの程度にとどまつていればまさにこれによつて金融政策を誤らすようなことは生じないだらうと思ひますけれども、本来から考えますと、中央銀行の独立性という面から見て、こうした出資とか資金拠出というのは問題があるんではないかと思ひます。もし金融システムの安定のために新しい機構をつくる、その中で公的な資金の投入が不可欠であるという事態が生じたとしても、それは日銀ではなくて他の政府系金融機関が關与するべき、出資するべきではな

いかと思うんです。

もともと私は、金融機関が破綻した場合の処理というのは、ペイオフするか、あるいは公的資金を投入する以外にないと思います。少なくとも理論的にはそうであらうと思っております。

そういう考えに基づけば、他の政府系金融機関がこの整理回収銀行に出資するという形態は、政府の財政投融資による関与という意味合いも出てくるわけで、責任の所在もはっきりするんではないかと思うし、今の日銀の出資というのは変えるべきじゃないかと。これはもう大蔵大臣の決意の問題ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(三塚博君) これは、ただいま米御論議いただいてまいりました特融のあり方等、すべて我が国の信用秩序の維持という大目標があるわけでございまして、それぞれ答弁申し上げておりますとおり、それぞれの立場で最大限の努力をし、信用秩序の安定を期してまいりますことが、預金者に対しましても、また同時に我が国の金融システムの安定維持という基本に沿うものであると、こういうことであります。

○寺崎昭久君 それでは、日銀に再びお尋ねいたしますけれども、現状において収益支援的な融資を行われているのかどうか、その残高、融資先等がございましたら御説明願いたいと思います。

○参考人(松下廣雄君) このコスモの処理方針に当たりまして、日本銀行は一定の収益支援効果というものを念頭に置きまして、旧東京共同銀行に對しての貸し出しを行ったのでございます。

ただ、こういった対応を行いましたのは、金融機関の破綻処理のための制度的枠組みが整備をされていらない中におきまして、経営破綻をしました両信用組合の処理方針を早急に打ち出して、金融システム全体への悪影響を回避するためにはかにとり得る手段がないという状況の中で、やむを得ない緊急避難措置として踏み切ったものでございします。しかしながら、その後金融三法の成立によりまして、新しい破綻処理の枠組み整備等が図ら

れましたために、今後、日本銀行が同様の貸し出しを行うということは考えておりません。

○寺崎昭久君 現状における整理は大体了解いたしましたけれども、これから本格的な金融ビッグバンが始まるということになりますと、その過程で、金融環境をめぐりいろんな問題が出てくるおそれもあると思ひます。

そうした場合に、どういうケースの場合に日銀の特融を発動するのか、その他の業務で対応するのか、あるいは公的資金を使うのかというのは現状にとらわれずもう一回見直す必要があるんではないか、そんなふうなことを考えているんですが、大蔵省の御見解をお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(山口公生君) 今回の日本銀行法の改正でも信用秩序維持に寄与するための日本銀行の機能というものの活用を提案させていただいておられますけれども、さらに預金者保護、信用秩序の維持のために公的なかわりとしての預金保険のあり方、そういったものについても十分に検討してまいらなければいけません。先国会で金融三法をお認めいただいたばかりでございますし、そこで特別な措置をお認めいただきました。

私ももとしましては、現時点においてはこの三法の仕組みを最大限活用して、預金者の皆様に不安を与えない、あるいは我が国の金融システムが国際的に問題にならないというために努力をしていきたいというふうな思ひしております。

○寺崎昭久君 今後の問題にどう対処するかという一つの例として、最近起こった問題を具体的に取上げて質問させていただきます。大蔵省に質問いたしますが、それは日本債券信用銀行の再建問題でございます。

最近マスコミは、日債銀の関連ノンバンク三社、すなわちクラウン・リーディング、日本トータルファイナンス、日本信用ファイナンスサービスがこの四月一日に自己破産を申告したことに関連して、関係各金融機関の幹部は、その前日までに大蔵省からノンバンクの法的処理を了承するようになり、そして日債銀支援のための増資等に応じるよ

うに非公式に要請されていた。したがって、この日、大蔵省の会議室で行われた日債銀リストラ計画を議題とする会議は表立った批判もなく終了したということが報じられているわけでありまして。

ただ、みんなが了解したのかということになりますと、これは一部の人の見方かもしれないんですが、ある都銀の首脳は、参加方式に反対すれば日債銀の破綻の引き金を引くことになる、とても拒む勇氣はない、だけれども頭も下げないでブラフで押しつける大蔵は何様のつもりだと吐き捨てるように言ったというような記事も紹介されております。みんながみんなそうだとはいえませんが、ただ、そういう見方もされているということは大蔵省は肝に銘じなければいけないのではないかと私は申し上げておられます。

まず、日債銀がなぜ破綻したのか。原因とか経過。あるいは日債銀は今貸出残高とか不良債権はどの程度持っているのか、それについてお尋ねしたいと思ひます。大蔵省、お願いします。

○政府委員(山口公生君) 日債銀の経営は、バブル崩壊後の金融環境のもとでかなり努力を要する事態にあったことは事実でございますし、そのための経営改善努力もやっておったわけでございしますが、その効果も出始めておったというふうに思ひますが、ところがこの年の明けまして株価が大分下がってきた。このときに三月末の株価によつては金融機関の中には決算状態が非常に困難なところが出てくるのではないかとというマスコミのかなり議論が出てまいりました。

そうしますと、マスコミはそこで銀行をランクづけしたわけでございます。そうしますと特定の銀行、そこに日債銀が含まれておったわけですから、そこが経営的に危ないのではないかとというふうな非常に急速な立ち至つたわけでございます。

日債銀は、御承知のように金融債という市場性の資金を調達しております。したがっていまし、近所の主婦がいとも預金に來てくれるということじゃなくて、特別にそういった市場性の資金をとつていてということですから、そういったうわさに非常に影響を受けやすかつたわけですね。したがって、ことしに入りましてから、二月、三月と月を追うごとに日債銀危機説ということが頻繁に言われ始めたわけですね。そうすると、まず日債銀としては将来に展望が開けなくなつてくるといふ悪循環に陥る、そういう状態であつたわけでございます。

日債銀といつたしましても、この機会に思い切つた措置をとらなければ、これまでの流れを変えることが難しいという判断をしたわけでございします。その後の状況はまた御説明したいと思ひますが、貸付金残高は九兆八百五億円でございします。また公表されております不良債権、破綻、延滞、金利減免等及び経営支援先債権の合計額は一兆二千六百二十一億円でございします。これが三月期でございます。

○寺崎昭久君 今、金融債のことにお触れになりましたけれども、米国の格付会社、ムーディーズ・インベスターズ・サービスがことしになって発表した日債銀の金融債の評価として大変低い評価をしており、極端に言いますとジャンクボンド並みであるというふうな言い方もあつたように思ひますが、これに對して大蔵省はどういうふうにごらんになっておりますか。これは正しい格付、妥当な格付とお考えかどうか。

○政府委員(山口公生君) 御指摘の格付につきましては、一民間調査会社の意見でございます。私も当局がこれについてコメントするのは差し控えたと思うわけでございしますが、このときに日債銀の方はこの調査の格付についてかなりいろいろな意見を申したように伺っております。

○寺崎昭久君 日債銀もクレーム、苦情を申し立てたのかもしれないけれども、マスコミが報道するところによりますと、このムーディーズの評価が出たこともあって、日債銀の金融債では市場から資金が調達できないというふうな状況に陥り、つまり買い手がつかないような状態になって、それを肩がわりするために政府は急遽財政でワリ

シンとかリッピンを引き受けたというような報道もあるわけでございます。これは事実なのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○政府委員(伏見和彦) お答え申し上げます。

資金運用部資金は資金運用部資金法第七条におきまして、資金運用部の運用対象が法定されているわけでございますが、その中に国債等と並びまして金融債も運用対象として掲げられているところでございます。

資金運用部資金の金融債への運用はこのような法の趣旨のつとて行われているものでございまして、まず運用全体について申し上げますと、これは資金運用部資金全体の時々の原資の事情、それから資金運用部資金に対する資金需要とか、まさに資金繰り等を勘案して運用を行っているわけでございます。その中で、金融債の購入につきましては、具体的には各金融機関の貸出残高の割合等を基準としていたしまして、いわば案分いたしまして購入しております。特定の金融機関の金融債には偏らないようにしているところでございます。

したがって、特定の金融機関の債券を購入するという意図で行っているものではございませんが、いずれにいたしましても資金運用部資金の運用につきましては、先ほど言いました資金法の趣旨のつとめとして適正な運用に引き続き努めてまいりたいと考えております。

○寺崎昭久君 政府が保有しているとお話し金融債の残高というのが二月二十七日の日経新聞に掲載しておりますけれども、大体こんなものなんですか、どうでしょうか。

○政府委員(伏見和彦) 政府全体の話というのは私もまだ、資金運用部のことは私どもの内部の資料でございますが、資金運用部資金のまさに金融債の保有高につきましては、衆議院の予算委員会の要求がございまして、私も予算審議の用に供していただくために二月二十五日に政府から非公表の資料として予算委員会には提出させていただいたという経緯はございます。

○寺崎昭久君 政府が資金運用部で保有している金融債については、先ほど各銀行の貸出残高の割合をめぐって保有されているということでございますが、この二十七日の新聞によりますと、そのほかに自主運用している簡易保険と郵便貯金が幾ら幾ら持っておりますと、それから年金福祉事業団の数字も載っているわけでありまして、これは余り保有残高とは関係のない数字のように思いますが、これはどうなんでしょうか。

○政府委員(伏見和彦) 今、委員の言われました簡易保険の積立金は、これもやはり簡易生命保険の積立金の運用に関する法律がございまして、その規定に基づきまして郵政大臣が管理されまして運用されているわけでございまして、これは郵政省みずからの判断で運用されているものでございまして、私もちょっと具体的にその数字、コメントをする立場にないので御理解いただきたいと思っております。

○寺崎昭久君 金額についてなかなかはっきりしたことも発表されないのだからと思っておりますけれども、資金運用部資金法というのがございまして、資金運用部の資金等については確実かつ有利な方法で運用するということがうたわれております。先ほど、その意味で日債銀の金融債は大丈夫なんではないかというのを山口局長にお尋ねし、はつきりしたお答えがないまま、日債銀も苦情を申し立てているようだという事なんですか、この資金運用部で相当なお金で、日債銀の分が幾らかかわりませんが、買っているんだらうと思っております。そういう意味じゃ本当に大丈夫なんではないかというのをもう一度念を押しておきたいと思っておりますが、どうでしょうか。

○政府委員(山口公生君) 私の方から、個々の金融機関の個々の商品について判断を下すというのはちょっと差し控えていただきたいと思いますのでございまして。

ちょっと話は別になりますが、日債銀の再建策というものが四月一日に出されました。大幅な大胆なリストアップと、それから先ほど追加帳という御

指摘がございましたけれども、追加帳というよりは少し違うんじゃないかと思っております。出資をお願いしたのは株主、銀行あるいは金融債を出している銀行、それからこれまで劣後ローンを出していただいている生損保という関係者に日債銀がそれこそ日参して頭を下げてお願いされたというところでございまして。ようやくこの出資増資計画がまとまったように伺っております。非常な世の中に御心配をおかけしていた案件でございしたので、ひとつその辺はクリアされたのかなというところを申し上げたいと思っております。

○寺崎昭久君 念には念をという言い方になるかもしれませんが、日債銀の金融債を保有していることはこれは確実な運用方法の一つである、ムーディーが格付けをやっているのはおかしい、市場で買手がつかないというのは全くのデマである、この日債銀の金融債を保有することが公共の利益になるんだという御主張だと確認してよろしいですか。

○政府委員(山口公生君) 私は、そこまで個々の銀行のまた個々の商品について申し上げているわけじゃないでございまして、非常に御心配いただいております。日債銀問題がそういう進展をしているという事実だけを申し上げさせていただきます。

○寺崎昭久君 これに関連して、農林系統金融も大分ノンバンクに貸し込んでいたという報道がなされておりますけれども、農林系統金融のノンバンク三社に対する融資残高というのはいかにほどでしょうか。

○説明員(白須敬朗君) 御説明申し上げます。日債銀系列のノンバンクのうち、系統金融機関が貸しておりますのはクラウン・リーシングに対するものでございまして、これが平成九年二月末現在におきます貸付残高は系統金融機関全体で約二千三百億円というふうに承知をいたしております。

○寺崎昭久君 これをどうやって回収するかという

うのはこれからの問題であろうと思いますが、報道によりますと、損失は完全プロラタ方式で配分するんだというような報道もあるわけでありまして。今から予想するのは難しいのかもしれませんが、農林系統のかぶる損失というのはどれくらい見込まれているんでしょうか。

○説明員(白須敬朗君) 損失見込み額ということでございますが、委員も御承知と思いますが、現在三社は破産法に基づきます破産手続が進行中だということでございます。

したがって、現段階におきましてはクラウン・リーシングの、系統はクラウン・リーシングでございまして、債権額あるいは資産内容等がまだ確定をいたしておりませんので、その損失見込み額自体につきましましては段階で確定することを申し上げるということとはできないというふうに考えておるわけでございまして、いずれにいたしましても、今後、破産債権の届け出といった破産法に基づきます手続が進行いたしておるわけでございまして、こういった中で関係当事者間の話し合いといったようなことも行われるのではないかと考えております。

私どもとしては、今後の事態の推移を見守っていかざるを得ないのではないかとこのように考えている次第でございまして。

○寺崎昭久君 日銀にお尋ねしますが、日銀の資金にかかわる部分で、この日債銀の方に資金を提供することになったのが、新金融安定化基金の中から八百億と伝えられておりますが、これはどういう理由に基づいての資金提供なんですか。

○参考人(松下康雄君) この新金融安定化基金につきましては、定款におきまして、「わが国金融システムの安定化及び内外からの信頼性確保に資することを目的」として、「金融機関の資本基盤の構築」のための事業を行うことというふうになっております。日本銀行は、この基金に對しまして、第一勘定に一千億円の拠出を行っているわけでございますが、これは民間資金から成ります第二勘定とは区分経理されております、金融機

関の破綻処理等に際して必要となります。金融機関の資本的基礎の構築のための劣後ローンの実行等に用いられるということになっていくわけでございます。

その具体的な資金の使途を決定しますには、新金融安定化基金が日本銀行に対して協議を行いまして、それに対する日銀の同意を要することになっております。そこで、私も伺いたいましては、新金融安定化基金から八百億の資金を日債銀に拠出をするということにつきまして協議を受けた場合の方針を固めたのでございます。

私も、これが金融システム安定のために日銀資金の活用にかかる、よく申ししております四原則に照らしても問題がないかどうかということ判断いたしました上で決定するわけでございしますが、本件につきましては、日債銀の経営再建策におきまして、同行が国内外の金融市場で果たしております重要な役割や、また我が国金融システムに對します内外からの信頼、信託確保の必要性を踏まえまして、民間金融機関からの出資では不足する資本につきまして、新金融安定化基金が優先株の引き受けを行うことが適当と判断をした次第でございます。

したがって、この新金融安定化基金によりまず日債銀の優先株の引き受けは、基金の趣旨目的に沿ったものでございまして、また私も四原則に照らしても問題がないと考えた次第でございます。

○寺嶋昭久君 大蔵省にお尋ねしますが、この日債銀の再建策について今後どのように関与されるのかされないのか。日債銀の再建について、大蔵省の関与をお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(山口公生君) 今回の日債銀の再建につきまして、大蔵省、日銀ともに思い切ったリストラということを前提にし、それを最大限支援をしたいと思います。

この日債銀が、仮に大変重大な事態に陥りますと、これはひとり我が国の金融界だけのことでなく、国際的に金融不安を生み出してしまふ。そうしますと、我が国の金融機関全体の評価が大幅に下がってしまいます。日本の金融機関は、ジャパン・プレミアムに長い間儲かされてきたことになりまふ。

それからまた、国内におきましても金融不安、これだけの大きな銀行でございまして、これが連鎖的な反応を引き起こす可能性もあるというように、金融システム全体にもかかわる、預金者保護にも重大な懸念が生じるというように、私も、私どもとしてはやはり最大限の支援をしていくことが大事だろうと思つたわけでございします。

幸いにして、今回のプランは一応の形が整えられておりますので、今後とも大蔵省、日銀ともに最大限の支援をしてまいりたい。ただし、それはあくまで思い切った自助努力というのが前提でございます。

○寺嶋昭久君 日債銀の締めくくりの質問をさせていただきます。

日債銀の見解をお尋ねしたいわけでございします。昨年の春、日債銀はいわゆる特種等の発動に關する日本銀行の考え方という原則をまとめたものと伺っております。それぞれの国の中央銀行はそれぞれ基準を持っておられるのだらうと思ひますが、私は日本銀行の場合、少しヨーロッパとかアメリカと違ふなど、独立性においてや大蔵省の関与が強いのかという印象を持っております。

そのわけでありまふけれども、例えば英国のイングランド銀行のそうした特別融資に關する姿勢と日債銀の特別融資への対応を比べた場合、何がどういふふうに通うのか、その辺のことをお尋ねして質問を終わらせていただきます。

○参考人(松下廣雄君) お尋ねのイギリスの中央銀行、イングランド銀行が行つております最後の貸し手としての機能を発動する場合の原則についてでございますけれども、私も承知しておりますところでは、現在のジョージ・ギンギンが対外的に明らかにしている項目が五つございします。第一には、それはどういふことかと申しますと、第一には、

イングランド銀行が資金供与を行います前に商業ベースで解決策は何かないかと、あらゆる可能性を模索することとございします。それから第二番目に、これは民間金融機関の株主に補助金を与えるようなものになつてはならないということとございします。それから第三に、この支援は流動性の供与を目的とするものでありまして、通常の場合には支払い能力が欠けることが判明している先への資金供与は行わないということとございします。四番目に、イングランド銀行の資金供与に当たつて、リストラによる再建あるいは清算といった明確な出口と申しておりますが、こういう最終解決方策というものを探究した上でなければならぬということ。第五の原則は、通常の場合資金供与の実行中にはこれは秘密にしておくべきである。この五つだということとございします。

私も考えますに、この考え方の基本は、表現あるいは細部の状態は違ひましても、私も申し上げておきます四つの原則、つまりシステムのリスクが現実化するようなおそれがある場合、そして第二番目に日債銀による資金供与が不可欠である場合、第三に関係者の責任の明確化が図られる場合、第四に日債銀の財務の健全性に配慮するということの条件が満たされる場合に資金供与を行うという考え方と、大筋では一致しているところと理解をいたしております。

一番最後のこの対外公表のところでございますけれども、私も取引先との個別の契約関係や、金融市場参加者に無用な憶測を生じないかどうかといった点は配慮しながら慎重に取り扱ひをやつておりますので、これらを含めまして大差はないと。非常に重要な点は、通常の場合に支払い能力が欠けていることが判明している先への資金供与は行わないという点であらうと思ひますけれども、これは、我が国の中央銀行研究会におきましても日債銀の特例に關しまして同様の指摘が行われたところとございします。

○寺嶋昭久君 大蔵大臣、締めくくりの質問をさせていただきます。

今、イングランド銀行を例に最後の貸し手機能のあり方について総裁から違い等を御紹介いただきましたけれども、先ほども申し上げましたように、私は、迫りくるというかもう進行しつつあるビッグバンを前にして金融環境というのは大きく変わるんだらうし、その間にいろいろ問題も生じるかもしれないと思つております。

金融機関の破綻を処理するには、理論的にはベイオフ、公的資金の導入であるということを持論として先ほども御紹介させていただきましたけれども、まだまだ私はそういう意味で金融システムの環境を整備するところがたくさんあるんじゃないかと思ひ、とりわけ日債銀特例のあり方とそれから公的資金の投入についてもうちよつと突っ込んだ議論も体制整備も必要ではなからうかと思ひます。これこそ政府・与党の大きな仕事ではないかと考えているわけでありますけれども、その辺の御見解をお尋ねしたいと思います。

○國務大臣(三塚博君) ただいま基本的な問題につきまして、委員から御質問があり、答弁を申し上げてまいりましたところとございします。本来、自由主義は自己責任であり、市場規律、市場原理に基づいて行われるもの、こういう大原則がございします。そういう中にありまして我が国は、二〇〇一年金融システム維持安定、その基本を公正、公平、国際化基準、こういうことで掲げ、大改革に突入をいたしましたところとございします。こういう中において各金融機関においては、まさに抜本的な経営の合理化、効率化に向けて努力をし、特に不良債権の処理には全力で取り組んでおるところとございします。大蔵省としては、現時点では、昨年の通常国会で成立いたしました金融三法に基づいて整備された枠組みを最大限に活用すること、預金者保護を図りつつ金融システムの安定に万全を期していくということにいたしております。

前段も御答弁申し上げましたとおり、金融システムの安定ということは大前提に政府の金融政策は行われていかなければならぬと考えております。

す。そういう点で、最後の貸し手である日本銀行と互いに相協力し合いながら現行の仕組みの中でできる限りの努力をしていくことが、我が国経済また国民生活の安定、我が国の世界における信認を得ることであるというところで相努めさせていだいておるところでございます。段々の御提言は御提言としてしっかりと受けとめてまいりますけれども、深い御理解を賜りたいものと存じます。○寺嶋昭久君　ありがとうございます。終わります。

○荒木清寛君　まず、本案の前に大蔵大臣にお尋ねしますが、きょうの朝刊によりまして、「通産省は法人税を減税しても、経済刺激効果により結果的には税収の増加につながる」との試算をまとめた」という記事がありました。従来より我々が主張していたことでもございます。記事には数字の試算もありませんけれども、通産省に聞きますと、あくまでもこれは内部の検討の段階であつてまだ数字については検証しなければいけないという話ですから、御紹介はしません。しかし、これに對しまして大蔵省は、「あまりに非現実的」というふうに一刀両断に切り捨てておられるわけですね。私は、そうではなくて、発想の転換といえますか、減税をして経済を刺激して結果的には増収を図るという発想も大蔵省としては持つべきであるし、また検討すべきではないかと考えますが、大臣の御見解を伺います。

○国務大臣(三塚博君)　試算の内容には荒木委員も言及をしない、こういうことでありますが、さりとて本朝の朝刊を拝見いたしました。まさに試算の内容はそういう意味で私も読む限りでは漠としたものでございますからコメントをするところまでは参りませんが、かねがね法人税減税という問題は、九年度税制改正においても大変な論議を呼んでおつたことだけは間違いありません。

そこでも、財政出動イコール経済成長の押し上げ、よつて自然増収というパターンの論議も盛んに行われました。国会論議の中でもそのことはしかと承つておるところでございますが、今日、

六改革を進めておりますから、対内的な構造改革、内需主導の我が国経済運営、それに基づく経済成長を期してまいりたい、こういうことで御理解を求めておつたところでございます。

そういう観点から申し上げますと、さつと見た感じでは、法人税減税を行った際に設備投資や対内直接投資が大きく増加すると、「法人税八兆円減税の場合、七年後に単年度増収」という見出しが躍つておりますが、私も経済の専門家ではございませんが、国会議員として税調その他論議の中でまいりました一つの考え方を申し上げさせていただきますと、このとおりになるのであればだれも苦勞しないのではないだろうか、このように言わせていただきます。

やはり財政構造改革、税収をベースに運営が行われておられるわけでございますから、構造改革後の最重要課題であります財源手当てをもせず自然増収に任せて減税を行うということで大失敗をしたときの責任は、政治だけではなく国民の皆様にしわ寄せをすることにもなりかねません。そんな点を考えますと、これはこれとして発表されたことはそれでありましても、財政当局、税務当局をお預かりする者として、本件は同じ政府でありますから余り好ましいことではないのかかと、こう思つております。

○荒木清寛君　それでは法案に入りますが、提案理由にありますが日銀の独立性あるいは意思決定の透明性を高めることができるかどうかは、一つには政策委員会の今後の運営にかかると思ひます。そこで、松下総裁にお尋ねしますが、昨年の報道によりますと、日銀が金融政策などの最高意思決定機関とされている政策委員会とは別に、政府代表を除いた政策委員と日銀幹部が参加する裏の政策委員会と呼ばれている協議機関を設けてきたんだ、そこで大事なことを決定しているということでありまして、その真偽はどうなんでしょうか。

○参考人(松下康雄君)　私どもは、金融政策上の主要の問題につきまして常に政策委員会の会合に

おきまして討議をし、また決定をいたすのでございまして、この政策委員会と別個に何らかの一部だけにおきまして特別の政策関連の討議を行うとか決定を行うとかということはいたしておりません。政策決定のみならず、経済、金融関係の資料の御説明なりあるいは意見の交換というものは頻繁に行われているところでございますけれども、それは政策委員会の全員が出席をされて行うものでございます。

○荒木清寛君　そうであれば、なぜこの政策委員会がスリーピングボードなどと呼ばれてきたのかという感じがするんですね。あるいは別の指摘によりまして、通称円卓会議というんですか、いわゆる政策委員会に於いては、総裁によるそういう役員集会が頻りにあつて、実質的な政策なんかはそこで決まつて、それが政策委員会に出てきているんじゃないかという話もあるんですが、そういう役員集会なんというのやつてないんですか。

○参考人(松下康雄君)　現在の日銀法におきましては、日銀の内部機構といたしまして、御指摘の役員集会を開催することになつておりまして、この役員集会は日銀の業務の執行について重要な事項を審議するために設けられている、これは定款の二十四条にそういう規定がございますが、そういうものでございます。

しかしながら、この役員集会は、現在も頻りに行われておりますけれども、申しましたように、業務の執行に関する事項その他、役員集会として審議すべき事項に限つて審議を行い、決定を行うわけでございます。もちろん、政策委員会に対してはいろいろな御提案をする、事務当局からの御提案をいたすという際には、役員集会においてその議案に關しましての執行部としての考え方を議論することはございますけれども、これをもちまして役員集会が何らかの決定に關する権限があるとか、あるいは実際上何か機能を果たしているというところはございません。

○荒木清寛君　その業務の執行と政策の決定とい

うのが、果たして判然と区別できているのかという感じがするんですね。実際は金利政策ですとかあるいはマネーサプライですとか、そういうことも役員集会の中で議論してきたのではないのでしょうか。

○参考人(松下康雄君)　ただいま申し述べましたような、政策委員会で審議をされる議案につきまして、執行部としてはこの議案をどう考えていくかという点については議論をいたしてまいります。この点はございしますが、この点は今度の改正法案におきまして、何か日銀の中に政策委員会とそのほかの理事会という二元的な機構があるという制度は改めるべきであるということから、役員集会の制度を廃止いたしました。政策の決定及び業務遂行の基本的な方針につきまして、すべて政策委員会の場で決定することになることになつております。

○荒木清寛君　しかし、理事という制度自体は残つておられるわけですね。そういう定款あるいは法律にはないにせよ、事実上のそういう役員集会といふものも従前どおり今後もやつていくということにはならないんですか。

○参考人(松下康雄君)　役員、理事の政策委員会との関係が変わつてまいりました。任命を行いますときも政策委員会の發議に基づいて行内の役員の任命が行われるということでございますし、また行内の業務の運営につきましましては、政策委員会の決定した方針に基づいて、その監督を受けながら行内の理事以下の役員が業務の執行、運営に当たつていくというふうに変わるわけでございします。その点で、ただいまの御指摘の点は非常に明確になるといふふうに考えております。

○荒木清寛君　形を変えたそういう役員集会のようなものが存続しないように私は要望いたします。

それで、大蔵大臣に、政策委員の選任、人選の基準につきまして随分議論されてきましたが、政府側代表者が二名参加できることでもありますが、政策委員につきましましては省庁OBは排しまし

て、あくまでも民間から選ぶという一つの方針を持つべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(三塚博君) 日本銀行政策委員のうちいわゆる任命委員については、省庁出身者、民間出身者を問わず、すぐれた経験と識見を有する者を選考しておると、従前申し上げております現実論を申し上げさせていただきます。

今後、日銀政策委員会の審議委員については、改正案において、従来の業界代表的な考え方は改め、広く経済または金融に関し高い識見を有する者、その他学識経験者のうちから選任をしており、また審議委員の選任に当たりましては両議院の同意を得る、こういうことにさせていただきますところであり、政府としては、国会の御同意を得て、金融政策の運営について国民から負託を受けるにふさわしい人物を任命できるよう、できる限り広い範囲の人事に目を配りつつ、適切な人選に努めてまいりたいと思っております。

なお、省庁OBの人選については、候補となる人物の識見、人格等を総合的に判断しまして、官庁出身者、民間出身者を問わず、我が国の金融政策を的確に遂行し得る人物を選任してまいりますことが肝要であると考へておる次第であります。

○鈴木清寛君 あえて省庁OBを私は入れる必要があるのかと思ひます。

最後に、總裁に、今回の目玉の一つであります政策委員会の議事録の公表、第二十条一項によりますと、要旨につきましては速やかに公表するといふお話で、どのぐらいの期間かといふこともさうござんないわけですが、ついに具体的なイメージがわいてこないわけですね。もうきょうが最後の審議ですので、いろいろ外国の事例も今まで研究されたと思ひますから、もう少し限定してこの程度というふうにおっしゃっていただけませんか。

でまだ具体的な結論が出ていないわけではございません。

どんな方向で検討しているかということをお願い申し上げます。

ただ、その一方で、議事要旨の中にその後の会合におきまして議論を先取りしたような内容が含まれたような場合には、それが市場に無用な憶測を招きまして相場形成を混乱させるといふおそれがあることも他方で考慮する必要があります。

こういう点がありますために、アメリカにおきましても公開市場委員会の議事要旨は会議が開催されました一ヵ月から一ヵ月半後に公表するといった工夫が行われているところでございます。

また、今回イギリスの中央銀行におきましても金融政策に関する独立の委員会ができましたが、この中央銀行改革の現在の案におきましても、ただいま申し上げました点に配慮をしまして議事要旨は会合後六週間以内には発表するといふふうになされているところでございます。

私ももしましては、こういった海外の事例も参考にいたしながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○委員長(松浦孝治君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十一分休憩

午後一時開会

○委員長(松浦孝治君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、日本銀行法案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○鈴木和美君 先日、資料要求をしたところ、わざわざ御丁寧に資料をいただきましたので、御協力感謝申し上げます。

まず、ゴルフの会員権問題についてお尋ね申し上げます。このゴルフの会員権というのは契約の仕方とか入会の仕方によつて各ゴルフ場でまちまちの形態にあると思うんです。ですから一概に一つの基準でどうかということをお尋ねすることは無理だと思ひますが、二、三点この資料に基づいてお尋ね申し上げます。

これを見ますと、日本銀行何々支店で名前が入っているものと入っていないものとがございます。例えば、青森カントリーとか伊香保カントリー、磯子カントリー、松本カントリー、名古屋ゴルフ倶楽部、それから岡山カントリークラブ、玉造温泉カントリークラブ、門司ゴルフ倶楽部、長崎国際ゴルフ倶楽部、こういうところが日本銀行というのがないのでございますが、これはどういう経過でございましょうか。

○参考人(松下康雄君) 現在私どもが保有いたしておりますゴルフ会員権は、基本的にはすべて法人名義としておりますが、一部に個人名義のものもございまして、これは、法人会員として入会するものが原則なのでございますけれども、当該ゴルフクラブに個人会員制度しかないものが幾つかございまして、それから、法人会員制度はございまして、ちようどそれを取扱いたしました当時に法人会員権に限りがありまして取得できなかったといふような事情によるものも入っております。

○鈴木和美君 そうしますと、ここに名前が挙がっている方々はそれぞれが支店長さんと理解してよろしいでしょうか。

○参考人(松下康雄君) さうでございます。

○鈴木和美君 そうしますと、個人会員であれ法人会員であれ日本銀行のつまり所有のものであるといふことになりまして、個人名義になっているところでは支店長がかわられますとそれぞれ名前も名義変更が行われる、行つてきた、そういう経過でございましょうか。

でございましょうか。

○参考人(松下康雄君) 原則として、この個人名義ゴルフ会員権は支店長がかわりますと都度名義書きかえを行つてまいつてきております。

○鈴木和美君 後から意見は述べますが、そのほかに、箱根カントリー倶楽部、それから芦屋カントリー倶楽部というところに澄田先賢や三重野先輩の名前がずっとこれ出ているんですが、この方はもう日本銀行をおやめになったんじゃないんですか。それがまだこの名義になっているのはどういふ理由ですか。

○参考人(松下康雄君) 御指摘の点につきまして、法人記名式のクラブでございまして、名義人が日本銀行を退職されるときに名義書きかえを行おうとしたのでございまして、実情は、たまたまそのときにかわるべき適当な者がいなかったといふような事情から現在までそのまゝの名義になっているのでございまして。

これは、当時、余り利用することが想定されない者の名義に書きかえまして、実際に利用できる者が出てまいりまして引き継げるようになるまでとりあえずその名義のままではよいのではないかとはいふような考へでどうも名義を残したように聞いております。

○鈴木和美君 日本銀行には支店が幾つあるか、私勉強不足でございまして、各支店には必ずゴルフの会員権はあるのでございまして。

○参考人(松下康雄君) 支店は三十三ございまして、全支店が一つ、場合によつては二つ持つていふようでございます。

○鈴木和美君 角度を変えまして、これだけの数を、先般私が質問したときに、ゴルフの会員権を持つことは金融機関としての情報交換であるとか業務上必要であるから会員権を持つんだ、こういうお答えがあったように思ひますが、これだけのゴルフの会員権を持つことは業務上本当に必要なのでございましょうか。

○参考人(松下康雄君) 会員権保有の目的につき

ましては、先般も申し上げましたように、各地の金融界、経済界の方々と業務上交流する機会が多いということから出ているものでございまして、私どもが今後とも適切な政策、業務運営を行ってまいります上で、やはりこの金融界、経済界等各界の方々と率直な意見交換をしていけますように環境整備を行ってまいらる必要はあると考えております。

ただ、やはり社会通念に照らしてみますと場合に、そういった意味の交流のあり方といえますものもこれは時代とともに変わっていくものであると思います。やはり私どもといたしまして、この点は絶えず見直しを要する点であると考えております。

○鈴木和美君 先ほど箱根カントリーのお話をしました。澄田さんとか三重野さんの名前が挙がっているのはなぜですかというお話をしましたところ、總裁からは、別に適當な者がいなかった、これにかわるような人がいなかったというお答えです。ね、名義書きかえをするに当たっては、そうしますと、今のお話とちよつと矛盾するんじゃないですか。つまり、地域の財界であるとかそういう関係者と情報交換をやるのに必要だとお答えになつてゐるのに、このところは適當な者がいなかったと。何で適當な者がいないんですか。

○参考人(松下康雄君) やはり、いろいろ格式その他実際の利用状況というふうなことから申しまして、現役の役員の中でここにふさわしいと考えられる者が見当たらないというところから申しますけれども、今ちよつとお答えをいたしましたように、やはりこの地元交流ということには必要ではございませうけれども、だからといってその間にむだが生ずるということとは、これは現在のようないふまでもない、この点は是正を要する点のように考えております。

○鈴木和美君 別に追及する気持ちはございませうけれども、澄田さんとか三重野さんという大先輩がやめられたときに、それはそのときにかえれ

ば一番いいわけなんではないけれども、実際は、かわる人がいないというよりは、たまたまこういう問題が出なかつたからと流れていっただけなんじゃないですか。

○参考人(松下康雄君) 実はこの二方にもお尋ねをしたのでございませうけれども、実際にこのコースは全くお使いになつていないようございませう。

○鈴木和美君 私は、現在与党でございませうけれども、与党の立場から見ても、今、日銀法が改正されると、つまり独立性とか透明性とか中立性とかそういうことで信頼される日本銀行であつてほしいという意味での改正が行われているわけであると思ふんです。そのときに日本銀行たるものを、世間からいろいろ取りざたされるような、世間をにぎわしているようなことは、私は決していいことではないと思ひます。

この前も申し上げましたが、必要であれば必要なだけ堂々と胸を張つてやればいんであつて、何もそこそそやつてゐることはないと思ふんです。けれども、現在の日本銀行の性格やそして信頼度を高めるといふ意味から見ますと、第一にはつきりしていただきたいのは、やめた方のは、かわる人がいなければもうそれこそキャンセルしないといふやうな、そのぐらゐのことをやらなくとも、世間様から見ると何か退職金と同じやうにもらつてゐるやうな、そういう取りざたされるやうな面もあると思ふんです。

ですから、第一に私がお願い申し上げたいことは、やめられた方というのは誤解を生ずるから、何らかの適切な措置を直ちにとつていただきたいと思ひますが、いかがでございませうか。

○参考人(松下康雄君) 御指摘のように、社会との交流のあり方というものは時代に応じて変わつてまいりますし、また何と申しまして、現在、日銀法の改正という制度の大改革の時期でございませうから、私どももこれを機会に、世の中一般の通念に照らしまして、私どもとして改めるべき点は改めてまいらなければならぬと思つております。

ます。ただいま御指摘の、このOB名義のまゝとなつておりますやうな会員権につきましては、やはり当然処分すべきものとして見直すべきものであると考えております。

○鈴木和美君 今のはおいでにならない方の問題ですが、もう一つは各支店にこれだけのものを持つてゐることが本当に必要なかどうかということも含めて、今總裁がお答えになつた社会一般の常識から見てもあつてもだと思はれるやうな措置をとりたいというお話でございませうので、これをもう一回見直して対処されることを望みたいと思ひますが、いかがでございませうか。

○参考人(松下康雄君) 私どももこの日銀法改正の機会をとらえまして、社会一般の通念に照らし、この際、ゴルフ会員権の保有のあり方につきましても見直しを行つていく必要があると考えております。

したがしまして、私どもはこの新法の施行を目途にいたしまして、日本銀行が自主的に取り組んでまいらるべき自己改革の一環として、処分すべきものは処分をするという方針に基づきまして、きちんとした見直しを行つてまいりたいと考えております。

○鈴木和美君 どうぞそれはお願い申し上げたいと思ひます。これと絡んでもう一つ問題にせにやならぬのは、週刊ポストではございませうけれども、日銀の支店長の官邸とか公邸というか社宅とか、それが一般の常識から見まして大変豪華で、郵で、そんな必要があるのかというやうなことがポストに書かれてゐるんですが、この支店長宅について、總裁の認識をお聞かせいただきたいと思ひます。

○参考人(松下康雄君) 私どもは、転勤の対象となる職員に對しまして社宅の使用を認めてゐるわけではございませうが、支店長につきましてもそのやうな意味から社宅の割り当てを行つております。そこで、御指摘の支店長宅の広さ等ではございませうが、これは各支店の設立の時期等によつていろいろと差異がございませう。相当古い時期に建てられましたものの中には、例としては新潟支店長宅、これは昭和二年でございませう。それから福島支店長宅、これは昭和八年の建築でございませうが、やはりその敷地の広さ、うちの広さなどは今日の標準に比べますと広い建物もあることは事実でございませう。ただ、平均的に見ますと、建物面積は二百平米程度でございませう。

そこで、それでも社宅としては随分広いというお感じをあるいはお持ちかもしれませんが、支店長宅の場合には、地元のしかるべき方々との会合でありますとか、あるいは災害時などで緊急な対応を要するケースなどに備へまして、会議室とか作業スペースというやうなないわば公的な部分も含まれてゐるわけではございませう。

そういった公的な部分はおおむね平均で百平米程度でございませうので、これを除きますと支店長宅の居住のスペースといふのは大体百平米程度といふことになつております。

○鈴木和美君 私も伺ひしたところ、こういう支店長宅は、今のゴルフの会員権と同じやうに、財界の集まりのときに使つとか、それから外国人が来たときに使つとか、それから災害が起きたときにどこか拠点がないと困るというところで一般の宿舎よりは大きくなつてゐるというやうなお話を承りました。

けれども、それらをずつと分析してみると、一カ月に何回あるのかと聞いたら、余り答えてくれないんですわ。先生御案内のとおり、御案内のとおりと言つたら、御案内のとおりと言つたつて私はわからないですと言つたんです。外人は何回来るかといつたら、年に何回ぐらゐの話ですわね。それから、財界の人たちであつてもそんなに回数はないやうですわ。災害といふと福島支店、災害のときには頑丈にしとかにやならぬと言つてあそこは建てたといふんだけれども、国会移転じゃないけれども、福島といふのは一番災害が来ないと言つて國で一生懸命宣伝してゐるの

に、日銀はあそこは災害があると言うんですな。

だから、やはり言葉としては大変言いにくい面もあると思いますよ。言にくい面はあると思うんだけど、これも確かに住んでいるところは少なく外の方が広いということがありましょね。だけれども、国会議員と同じように十三万八千円、家賃を払っているんですよ。家賃四百万のところ十三万八千円しか払っていないんですよ。そういうようなものが、社会的に見たときに、日銀というのは何となく特権階級みたいな特権意識みたいなものがあるって、おれは偉いんだぞというふうなことを見せているんじゃないかというふうな誤解を生ずると私は思うんですよ。

だから、今土地の問題はこうなっていますから、これを直ちに閉鎖してどこかにホテル住まいをしたらいいんじゃないかなという事は言いませんけれども、何かこれも一般常識から見ても納得のいくような方策をとれることが一番いいと思うんですが、いかがなものですか。

○参考人(松下康雄君) 私ども銀行が保有しております役宅も含めまして、いろいろ不動産があるわけでございますけれども、その中で例えば営業所を移転しました際に生じます跡地でありますとか、あるいはもう長年の間にリストラで人員を相当に減らしてまいってきておりますので、人員の減少等に伴います社宅の集約化などを行いまして発生をしました空き地などの遊休不動産につきましては、これまでも順次売却を進めてきたところでございます。

思いますに、私ども日本銀行も経営体として効率的な業務運営が求められるということはこれは当然のことでございます。不動産の保有につきましても、やはり社会一般の情勢に照らしまして、誤解を招くことがないように運営をしていく必要があると考えております。

したがって、今御指摘の支店長の役宅を含めまして、不動産保有のあり方につきましましては、日本銀行が今後進めてまいらるべき自己改革の一環として新たな目できちんと見直したいと考えてお

ります。

○鈴木和美君 大蔵大臣に感想をちよつと願いたいと思うんですが、今総裁とやりとりしましたけれども、大蔵省から見たときの日銀のあり方について、今の問題についての感想をちよつとお聞かせいただければありがたいと思います。

○国務大臣(三塚博君) ただいまの質疑の中で、総裁からは社会通念に基づいて対処をしてまいるということでございます。

まさに公的機関と言われるところは国民の財産の中で運営されるわけでございますから、社会通念、私流に言いますと社会の常識に合ったところで成形をされてまいるというのが大事なことであり、特に日本銀行は銀行の中の銀行という極めて国民信頼度の高い、また期待度の高いところでありまして、役員各位、総裁のただいまの言を大事にしなから取り組んでほしいものと期待をいたします。

○鈴木和美君 きょうの委員会での改正法案が通るといふことになれば、恐らく記者会見みたいなものも行われるんじゃないかと思っておりますけれども、そのときに総裁から、自己改革の問題について我々はこういうことを考えながらやっていきたいというふうなことも胸を張って言われた方がいと思うんです。そうでないとなつた週刊誌が書きましょ。先手を打ってびしつと言ふところはびしつとやつた方がいと思ふんです。襟を正してどうぞ頑張つていただきたいと思います。

それでは、今度は大蔵省にお尋ね申し上げます。一番最初に、日銀の資本構成について伺っておきたいと思ひます。まず、現在の日銀の資本金とその株主構成について説明していただきたいと思います。

○政府委員(山口公生君) 現在の日本銀行の資本金は一億円でございまして。そのうち国が五五%、民間が四五%、それぞれ出資しております。

○鈴木和美君 それに比較するわけではございませぬけれども、諸外国の例はどんなぐあひになつていまいしょうか。

○政府委員(山口公生君) 一〇〇%国有銀行がイギリス、フランス銀行、ドイツ連邦銀行でございまして。一部民間出資のあるもので政府出資が五〇%以上のところ、これは日本と同じでございますが、スイス国立銀行、日本銀行でございまして。それから、政府と民間で五〇%ずつ、これはオーストリア国立銀行、ベルギー国立銀行でございまして。全額民間出資銀行がイタリア銀行、アメリカの連邦準備制度でございまして。

○鈴木和美君 ありがとうございます。民間資本が半分弱を占めているわけですね、日銀は。同時に、日銀には株主総会というのがございませぬ。配当制限も年間五分以下であると聞かれています。このように強い規制を置いてまで民間資本を入れている点についてどのように理解しているのか教えていただきたいと思ひます。同時に、民間出資の意味合いは何かということについて教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(山口公生君) ただいま御説明申し上げましたように、日本銀行はその資本の四五%を民間からの出資によつておりますが、これは明治十五年に松方正義大蔵卿が日本銀行定款が日本銀行条例に沿つていふことを確認の上、営業免状を下付したものでございまして。それを受けて日銀が設立、開業されたという設立経緯に起因するものと考えられます。

ただし、日本銀行の行う業務の公共性、専門性にかんがみ、その意思決定は、学識経験者等の中から国会の御同意を得て選任される委員から成る政策委員会に専ら行わねばならないとしまして、その点、株主総会は置かれておりません。また、日本銀行の剰余金の大半が通貨発行に由来するといふ特性から、出資者に対する配当制限を設けさせていたところでございまして。

民間の出資が入つていふ意味といふまいしょうか。その理由は、専ら歴史的な経緯、つまり民間のそういう自主的な盛り上がりを受けて大蔵卿が免状を渡したという認可法人の形式をとつたといふときの経緯によるものが主たるものでござい

ます。

○鈴木和美君 銀行局長のいつも聞いている答弁はなかなかよくわかるんですけども、今の答弁はちよつと読んでいからわからないんです。だから、山口局長の言葉でちよつとしゃべつてもらふとわかるんですが、つまり株主総会はない、それから制限も設けていふ、そういうところに何で民間の資本が必要なのかということを知りたいんです。

○政府委員(山口公生君) まず、民間資本が入つたという経緯が、明治の時代におきまして民間のそういう認可法人の設立という行為があり、それを大蔵卿が認めて免状を下付した、こういう経緯があるからでございます。もし、これが政府の一つの機関だとか、あるいは特殊法人で政府が全部出資するという形を最初からとつておりますれば、恐らくこういつた形にはならなかつたものと思ひます。

ただ、先ほどおつしやいましたように、もともとこの性格が、株主総会があつてそこで意思決定が行われれば、こういう日本銀行の公的な役割というものが、株主の利益と国の政策、広い意味の国の政策といふこととぶつかつてしまふといふことがありますので、株主総会といふものをやらないという形にしているわけでございまして。

それから、配当にしましても、もうかつたから国庫納付しないであんな配当に重点的に回すといふことになりまして、これは国民の財産を使つておりますのでそれはやつぱり一定の限度が要る、こういう歴史的な経緯を公的な側面から次第に制約していった、こういう歴史だろうと思つております。

○鈴木和美君 歴史はよくわかりました。なるがゆえに、現在はどう考えたらいんですか。歴史はこうだったと言ふだけじゃなくて、現在はどういうふうにした方がいいというふうにお考えですか。

○政府委員(山口公生君) 今、先生の御指摘の点は中央銀行研究会及び金融制度調査会でも大変難

しい問題として取り上げられました。そこでの結論でございますが、資本構成に関しては、種々の議論の結果、銀行業務を中心としているという面があるということ、つまり銀行の銀行としての役割ということでございます。それと、金融政策の独立性の確保の観点からいうと現在の位置づけで問題ないという結論を出されました。

したがって、今回の御提案申し上げております法案は、現行の資本構成等を変えずに御提案申し上げているわけでございます。

○鈴木和美君　そうしますと、同じ金融制度調査会、昭和三十五年に持たれてますよね。昭和三十五年の答申を見ても、むしろ「日本銀行は資本金額の定めのない特殊法人とする」ということが三十五年の答申で出ているんじゃないんですか。

そうすると、今明治からのお話なんですけれども、三十五年にこういう現状認識についてそれぞれの方々から意見が述べられて結論としてこういうふうにはなつたんだと思っておるんですよ。ところが先般の調査会では、こういう三十五年の議論があつたんだが無資本金制度を採用しなかつたという理由が今述べられたものと一致するわけでしょう。だから、昭和三十五年の方の調査会での答申は引き続き検討していきましようとなつていたのが、なぜ今回採用されなかつたのかということにちよつと疑問を持つんです。

○政府委員(山口公生君)　今、先生御指摘のように、昭和三十五年の金制でも同じような問題が指摘されて、結論的には「資本金額の定めのない特殊法人とする」という結論が出されております。したがって、どうしてそれが変わるのか、考え方が変わったのかという御疑問が出てくるのは当然でございます。ただ、私もいろいろ考えますに、これは決め手のある議論ではないような気がします。何でなければならぬということではないような気がします。

そうすると、今の制度とそれじゃ無資本化した特殊法人ということが絶対的にどちらでなければ

ならないという問題は余り明確な形で答えが出ない、どちらがいいだろうかという議論は大いにあると思うんです。そのときに一つ今いろいろ検討されましたことは、民間の出資者が今現におられます。現に十五万円の値段がついている、百円の出資証券で十五万円の値段がついている、そうした人たちの財産権といつていいのかそれはわかりません、市場で決まっている値段でございますから、そういうものの取り扱いをどうすればいいのかという問題が一つございます。

それから、金融政策の独立性というときに、完全に特殊法人化していった方がいいのか、それとも民間が少し入つていた方がいいのかという議論がやっぱりまだ残つているというふうな議論もあるのかというのではないと思ひます。それは今後この日本銀行の法的な性格のあり方、これはまた時代とともにいろいろ変わってくるかもしれない。そういうことで引き続き検討をしようというふうな感じがコンセンサスとしてあつたように思うわけでございます。

したがって、三十五年が間違つていて今度が正しいというふうな感じではないと思ひます。この日本銀行のあり方というのは各国も、先ほど御紹介させていただきまして、一〇〇%民間から一〇〇%国営まであるわけでございます。それぞれの歴史的な経緯とそれからその国の風土等が、引き続きこの点は検討をしていくべき課題だというふうな思つておる次第でございます。

○鈴木和美君　経過、歴史、そういうものから見ると、そのときによかれと思つてやつたことなんですよ。しかし、どうも論理的には、何回も言うようですが、株主総会もないし、何ももうけてみんなで分けましようということでもないんだし、だとすると民間資本を入れておくというメリットというのか、何で入つてなきやならぬのかなというところがどうもずっと落ちないんですけれどもね。

同時に、三十五年のこの議事録を見ても、大島委員、塩野谷委員、円城寺委員、稲葉委員、舟山委員、鈴木委員、この方々はみんな何も民間資本を入れておく必要はないんじゃないか、つまり無資本金制度が望ましいということと述べられているんじゃないですか。だから、でなければならぬというのではないかもしらぬけれども、よりベターな方向をこうやって議者の先生方が述べられていくわけですから、別に私はこのこととおりやつても支障はないんじゃないのかなというふうな今でも思つておるんですけれども、いかがですか。

○政府委員(山口公生君)　確かに、いろいろな著名な学者の先生の御意見もございします。それから、先生もこちらの方がいいんじゃないかという御指摘、それも首肯できる部分がございますが、ただ今回の金制等での議論では、あえてそこまで今変える理由が、積極的な理由があるだろうかというふうな感じでございます。

それは、また繰り返すになりますが、日本銀行が銀行の銀行としてのどつちかといえば民間的な仕事もやつていて、それから完全に無資本化あるいは特殊法人化したときに、何か政府に引き寄せられたような、ちよつと表現が悪いのでございしますが、そんなイメージが出てこないかと、そういった懸念もあるわけでございします。引き続きこの辺は検討事項だということで、今回はあえて変える必要はないという結論を出されたと思う次第でございます。

○鈴木和美君　私は、あと一問で終わります。今の問題に絡んで、私は三十五年のこれ持つておるんですけれども、この議事録というか説明書というのにはなかなかよくできてますね、これは。どの委員が何を言つたという名前入りで出てくるわけですか。だから、三十五年から何年も過ぎて私が後から見ても非常によく書かれておりますし、各先生方の意見もはつきりしているわけです。したがって、ぜひ今回の金融制度調査会の議事録というか説明書というか、そういうものをやっぱり名前入りで、三十五年と同じような説明書の配付というか作成というか、そういうことをぜひ心がけていただきたいと思います。

同時に、今の無資本金制度、これについてはこれからの私は大いに議論していく課題だと思ひますので、この辺の勉強の心構えと、この説明書、三十五年と同じように出していただけますか。お答えいただきたいと思います。

○政府委員(山口公生君)　確かに、三十五年の金融制度調査会の答申は、非常に有意義では、今振り返つて読んでみますとまさに審議そのものが目に映るような書き方になつていくわけでございます。ただ、先般の金制との決定的な違いが一つございします。それは、三十五年の金融制度調査会の答申の前の段階では、あるいは答申でもそうでございますが、意見が完全に対立している部分がございます。したがって、反対意見もきつちり書かないと、微細に書いておかないとなかなか答申自体がまとまらないという事情があつたのではないかとと思ひます。現に答申自体がA案B案と両論併記になつておりました。したがって、だれがどう反対したかということも全部書いてございします。

ただ、今回の金融制度調査会は、いろいろ途中では議論がありました。それは、こういう意見はどうだろうか、いやそれはこうかなど。ただ、最後には全部意見の一致を見ております。それで一つの統一的な形で、中にこういう意見もあつたという附帯的な意見もありますが、自分は絶対反対だというふうなことを反対意見として述べたかという部分は非常に少なかった、あるいはなかつたかと思ひますが、大分そこは事情が違うんだと思ひます。

そういったことがございしたので、今回につきましては相当委員の先生方がお互いに意見をすり合わせ、相手の意見もよく聞き、理解した上で一つのまとまつた案を出していただきました。したがって、今回お示ししております日本銀行法案は、中央銀行研究会や金融制度調査会の御意

見をはば忠実に反映させていただいておるわけでございます。そういった事情の違いがございます。それから、無資本化の勉強ということにつきましては、法人格のあり方ということにつきまして、私どももこれは一つの宿題かなという感じを受けております。

○鈴木和美君 終わります。

○千葉景子君 きょうは、冒頭、ひとつちよつと確認の意味も含めて日銀にお尋ねをさせていただきたいと思ひます。

と申しますのは、最近、時折指摘をされておりますけれども、いわゆる二〇〇〇年問題というんですか、コンピュータのプログラムというのは西暦を下二けたで処理している、そういうシステムになっているようにございます。そういう意味で、近々二〇〇〇年を迎えるという現在でございまして、二〇〇〇年を迎えたときに、下二けたで処理をしておりますので二〇〇〇年がまたもとへ戻つて一九〇〇年という取り違えが起ころ、こういうことが指摘をされております。これは多分金融関係のコンピュータでも同じような問題があるのだらうというふうに思ひます。もしこういうことになれば決済に支障が出たり、それから外国とのさまざまなシステムにおいても支障が出てくる、こういうことが懸念をされるのではないかと、こういうふうに私も感じます。

そこで、日銀ではこの問題について今早急な取り組みをされようとしていることが先般報道されておりました。この問題についての、日銀としての対応策についてお尋ねをしたいと思ひますし、そしてその報道で見ますと、今後日銀考査の重点項目にもしていくというふうなおつもりがあるというふうな報道されておりますけれども、この点も含めてこの二〇〇〇年問題についてどのようにお取り組みになるのか、ちよつと御説明をいただきたいと思ひます。

○参考人(松下康雄君) ただいま御指摘のいわゆる二〇〇〇年問題は、コンピュータを利用しますすべての業務に共通する問題でございまして、

また世界共通の問題でもございます。

その中で、御指摘のように、とりわけ金融業の場合には金利計算でありますとか、期日管理、あるいは日付に関する情報処理をどうやるかということが業務の中核をなしている業務、業界でございまして、そこで、この二〇〇〇年問題の扱いがまづくなつて問題が生じたといった場合の影響も非常に大きくなることが考えられるわけでございまして、仮にある金融機関で二〇〇〇年問題につきまして混乱が発生しますという、それが直ちに決済システムなどにおきます相互依存の関係を通過してほかの金融機関や顧客等にまで波及をする可能性もあるわけでございまして。

このために、日本銀行といたしましては、決済システムの混乱を回避して資金決済の円滑化を確保するという観点からしまして、市中金融機関に對しまして二〇〇〇年問題対応に関する注意喚起を行つていくというのを予定しております。具体的には申しますと、修正の必要なプログラムは何かと何かというのを洗い出すこと、それからシステム対応要員の確保、またこれをテストするテスト環境の確保の予定というふうな所要の準備を各企業その他が行つていくかどうかというふうな点が注意を喚起していく上でのポイントになると考えております。

また、私どもの考査の場におきましても、ただいま御指摘がございましたが、ただいま申し上げましたようなポイントを調査いたしました上で、本件につきましてそれぞれの経営陣の認識を促してまいりたい、そういうふうな考えでおります。○千葉景子君 日銀そのものは九九年初めまでに大体対応がとられるというふうでございまして、けれども、どうなんでしょうか、本当にこれかかなりの額が必要とされると思ひますし、それから対応がおくれているところなどを考えますと、これはかなり急がなければいけない状況にあるのではないかと、こういうふうに思ひますけれども、何とかうまく転換ができていくように思ひます。

○参考人(松下康雄君) 日銀といたしましては、

九九年のただいま御指摘の時点に準備を完了すべく計画を立てて現在この準備を進めているところでございます。また、関係の業界につきましてもそのように注意喚起をいたしてまいりますけれども、限られた時間でございますから、その点は十分理解を求めながらこの業務をやっていくということでございます。

○千葉景子君 ちよつと通告はさせていただきますんでしたけれども、大蔵省の方も何かこの点についてございましてお願いいたします。

○政府委員(山口公生君) 金融機関の準備でございしますが、大手の銀行は既に準備を始めていますところでございます。あと中小金融機関等については、これから私どもでもできるだけウオーニングをして、その対応におくれがないようにしていきたいというふうに思つております。

○政府委員(中川隆雄君) 金融検査におきましても問題意識を十分持つておりまして、既にヒアリング、検査でチェックしますのは今後でございまして、検査でチェックしますのは今後でございまして、金融機関からどういう対応をとっているのか、あるいは今後どういう予定かというのを事前にいるる聞いて勉強しているという状況でございまして。○千葉景子君 せひ、混乱のないように対処していただきたいというふうに思つております。

さて、法案の関係に移らせていただきたいと思ひますが、前回まで私もいわゆる今回の大きな理念でございまして日銀の政策運営の独立性、それといふゆる行政としてのかわり方、あるいは日銀の公共性から見たさまざまなチェックのあり方、こういうことについて逐条的に御尋ねをしてきたところでございまして。前回、政策委員会の議決延期請求という問題点についてお聞きをいたしましたので、きょうは多少その続きのような形になりましたけれども、何か確認をさせていただき、あるいはまた今後の運用の点などについてもお考えがあったらお聞かせをいただき、質問とさせていただきます。

そこで、まず役員の任命の件でございましてけれども、これも今回は大蔵大臣の任命という形がとられております。人事権というのはやはりその使用の方というんでしょうか、それによつては日銀の独立性あるいは政策運営の独立性を縛るあるいは制約を課すということにもなりかねません。やっぱり人を握つていくということは大変大きな権限でございまして、そういう意味で、私はすべて大蔵大臣の任命ということにすることが本当に適切なかどうか、そういう点について多少疑問を持つていられるところでございます。とりわけ、今回は理事あるいは参事という制度がまた明確にされておりますけれども、これについても大臣任命という形がとられていくわけでございまして。

率直に言ひまして、例えば参事のような職務、これは日銀の政策運営に当たつてさまざまな分野から金融運営に当たつての意見を聴取して政策運営に生かしていく、こういうことがその主な職務であらうかというふうに思ひます。そういう意味では、この参事などを見ると、これは政策委員会が非常に独立した権限を持つていられるわけでございまして、それが政策運営の責任を負うという今回の骨格でもございまして、この政策委員会が自分たちの政策運営をどうしていくかということに当たつてさまざまな方から適切にその時期時期に応じて意見を伺うというの方が機能的であり、あるいはこの本来の趣旨に沿うのではないだろうか、そんなことも私は考えるところでもございします。

大蔵省としてはこの点についていかがなものでしょうか。この理由ですね、大臣任命となつてい理由などについて御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(山口公生君) 日本銀行と政府との関係あるいは位置関係ということについてはしばしば御説明申し上げましたが、人事権、これを政府がしっかりと持つ、しかし実際の運営、意思決定は自主性を極力尊重する、独立性を尊重するというのが基本だと思ひます。そういう点から

大蔵大臣任命とさせていただきます。御指摘のとおり、当然の要求が出てきて、そのときの要求がリーズナブルなものであるのあれば、それは予算においても十分に考慮し、認めておるわけでございます。そういうことも何ら変わりないというふうに思っております。

○千葉景子君 今おっしゃっておられますけれども、やはり金融政策の運営に当たっては、それが継続性を持ち、あるいは年度ごとに極端な違いが出てくるというものはないだろうというふうに思います。そういう意味では、この運用に当たっては、やはり今おっしゃっておられるように、政策委員会がきちっと提案をされたというものをできるだけ尊重する。確かに、極端に水増しのやうなことがあったとか、そういうことは別といたしまして、やはり独自性、自主性というものを生かして、本当に財政のバックを持って自主的な運営ができるというのをぜひ担保していただきたいというふうに思っております。

○政府委員(山口公生君) 御指摘のとおり、この認可制度は残さずしていただきましたが、セーフガードつきでございまして、対象も限定する、また認可しないときは公表するという形をとらせていただいておりますが、具体的にどういうケースのときにどういうことをチェックするのかということはその場で決めていくべき話だと思っております。

○千葉景子君 今お話を伺いますと、政策委員会の推薦に基づいて任命をするということですから、その政策委員会の意向が最大限尊重されるんだというお話でございました。

だとなれば、そこにお任せするということでも何ら不都合はない。やっぱり、その人事権をしっかりと政府が握っておくと、先ほど局長おっしゃいましたけれども、その辺はやはり離してしまおうと心配だというのがあらわれているような、そんな感じがいたします。ともかくといたしましても、今のお話にもありましたように、そうなる任命に当たってはできるだけ政策委員会が推薦した者を尊重するというふうになるかというふうに思いますし、そうしていただかなければいけないわけですから、この任命に当たっての運用上の留意点といえましょうか、実際にはどういう運用をされるおつもりなのか、その点について確認をしておきたいと思っております。

○政府委員(山口公生君) 御指摘のとおり、当然の要求が出てきて、そのときの要求がリーズナブルなものであるのあれば、それは予算においても十分に考慮し、認めておるわけでございます。そういうことも何ら変わりないというふうに思っております。

○千葉景子君 今おっしゃっておられますけれども、やはり金融政策の運営に当たっては、それが継続性を持ち、あるいは年度ごとに極端な違いが出てくるというものはないだろうというふうに思います。そういう意味では、この運用に当たっては、やはり今おっしゃっておられるように、政策委員会がきちっと提案をされたというものをできるだけ尊重する。確かに、極端に水増しのやうなことがあったとか、そういうことは別といたしまして、やはり独自性、自主性というものを生かして、本当に財政のバックを持って自主的な運営ができるというのをぜひ担保していただきたいというふうに思っております。

○政府委員(山口公生君) 御指摘のとおり、この認可制度は残さずしていただきましたが、セーフガードつきでございまして、対象も限定する、また認可しないときは公表するという形をとらせていただいておりますが、具体的にどういうケースのときにどういうことをチェックするのかということはその場で決めていくべき話だと思っております。

○千葉景子君 今お話を伺いますと、政策委員会の推薦に基づいて任命をするということですから、その政策委員会の意向が最大限尊重されるんだというお話でございました。

だとなれば、そこにお任せするということでも何ら不都合はない。やっぱり、その人事権をしっかりと政府が握っておくと、先ほど局長おっしゃいましたけれども、その辺はやはり離してしまおうと心配だというのがあらわれているような、そんな感じがいたします。ともかくといたしましても、今のお話にもありましたように、そうなる任命に当たってはできるだけ政策委員会が推薦した者を尊重するというふうになるかというふうに思いますし、そうしていただかなければいけないわけですから、この任命に当たっての運用上の留意点といえましょうか、実際にはどういう運用をされるおつもりなのか、その点について確認をしておきたいと思っております。

がいけないというのは、これは予算の査定と同じでございます。そのときの要求が出てきて、そのときの要求がリーズナブルなものであるのあれば、それは予算においても十分に考慮し、認めておるわけでございます。そういうことも何ら変わりないというふうに思っております。

○千葉景子君 今おっしゃっておられますけれども、やはり金融政策の運営に当たっては、それが継続性を持ち、あるいは年度ごとに極端な違いが出てくるというものはないだろうというふうに思います。そういう意味では、この運用に当たっては、やはり今おっしゃっておられるように、政策委員会がきちっと提案をされたというものをできるだけ尊重する。確かに、極端に水増しのやうなことがあったとか、そういうことは別といたしまして、やはり独自性、自主性というものを生かして、本当に財政のバックを持って自主的な運営ができるというのをぜひ担保していただきたいというふうに思っております。

今お話しのように、そういうチェックであるとしたら、先ほどゴルフ場の問題などもございまして、たけれども、わかりやすい予算、これができるだけ日銀の方にも心がけていただいて、むしろ国会などを通じて一般の国民の目あるいは大臣がおっしゃるような一般の常識、そういうもののチェックを効かせるといふことも私は一つの適切な手法ではないだろうかというふうに思っております。

なかなかそうはいかないという部分があるのかもしれませんけれども、大蔵大臣の認可ではございませうけれども、そういう意味で国民にもわかりやすい、そして一般の常識から見てもなるほどというふうに見えるような、そういうアカウンタビリティを申しさしうな、そういうものにもぜひ心がけていただきたいというふうに思います。それで、これは次に、これも大きく考えれば公共的な機関であるし、それから認可された法人であるというところから見ると、違法行為などがあつてはならないわけですね。そういう意味で、違法行為の

是正というのが、これも大蔵省の権限ということになっております。ただ、やはりこれも安易に運用されずと、何でも目を光らせておいて自由な活動を制約する、束縛する、何となく萎縮させるということにもなりかねません。

○政府委員(山口公生君) 違法行為等の是正につきましては、五十六条に「法令若しくは定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるとき」というふうに、これは通例こういうふうな書き方をやっているといえはそれとおりでございまして、けれども、違反している場合は現実にはそういうことが起きていると、あるいはおそれがあるというときはどうもそういう動きがあるということ、具体的な例えは守秘義務の場合にどういふ場合がおそれがあるということになるかというところ、その辺についてはそのときになってみないとわからないわけでございますけれども、あるいは例えば役員等の政治活動の禁止がございまして、そういったものも、はっきりと政治活動を役員がやったという証拠がある場合はもうおそれどころじゃなくて違反したということになります。そういう動きがどうも見られる、あるいはそういうふうな動きが出ているとか、そういうときはおそれがあるというふうに解釈して御注意申し上げるというふうなこともあるのではないかと感じいたします。ケースかというのはいさ、具体的にどういふケースかというのはいさ、ケース・バイ・ケースで判断するしかないだろうというふうに思います。

ただ、先生御指摘のように、これを拡大解釈して、何でもあれをやつてはいけません、これをや

てはいけないということを言うための規定ではないということとは十分に心得ておくべきことだと思ひます。

○千葉景子君 次に、これもまたケース・バイ・ケースというお話になつてしまふのかもしれないけれども、大蔵大臣の要請によつて報告や資料の提出ということが、これも法律に明記をされております。これもどういふ場合といひましようか、実際にはどういふ運用がなされるのか。これはしつちゅう報告をせよとか、あるいは事細かに資料も出させる、そしてそれによつて何かいつも縛られてゐるような形になるというような運用になりますと、これも形の上では決して介入ではないんだということであつても、そういう暗黙のおもひになつていくということにもなりかねないわけで、この運用に当たつて、あるいはどういふこの運用を考えておられるのか、その点についてお願いします。

○政府委員(山口公生君) 第五十八条で「報告等」ということに關しまして、「大蔵大臣は、日本銀行の業務の執行の状況に照らし必要があると認めるときは、日本銀行に対し報告又は資料の提出を求めることができ」となつておりますが、大きく言つて二つぐらいのケースを考えておくべきかなと思つておられます。

一つは、先ほどお触れになりました違法行為等の是正の求め、あるいは監査の求めの前提としての違法行為等の実態把握を行うとき、これはやはり資料をとつてからでない、単なる風聞あるいはうわさだけで監査を請求するというわけにはいきませんので、そういったことが一つ。余りあつてはならないことですが、そういうケースが一つあるかと。

もう一つは、日本銀行は非常にマーケットに近い立場でいろいろあります。それで、金融制度の企画立案等を行う際に、日本銀行の日々の業務から得られる情報、あるいは日本銀行の知識、経験、そういったものを非常に参考にさせていただくことが多々ございます。そういった場合に、日銀か

ら資料を提出してほしい、あるいは報告してほしいということも求めることもある。つまり、大蔵大臣の行政上、特に金融の制度の関連で日本銀行にいろいろ聞きたいと、資料を欲しいという場合もございますので、そういった場合もこれでお願ひするということにならうかと思ひます。

○千葉景子君 今お話を伺ひたいと思つて、違法行為とかそういうものをチェックする前提にと、これはわかることだと思ひます。それから、マーケットに近いことによるいろいろな日銀の蓄積した知識やノウハウ、これもいわば政府の大きな経済政策とかそういうものに生かすべく資料なりを提供してもらうということにならうかと思ひます。あるいは口を出すという形での規定が使われるような結果にならないように、ぜひ注意をしておいていただきたいというふうになつております。

次に、審査の問題についてお尋ねをしたいと思ふんですが、これも既にこの委員会でもいろいろな御議論がございました。これは今回特に法に明記されたということの意義というのはいくらもところにあるんだらうか。これまでおやりになつてきた実態と、これからまたいろいろな意味で審査の実を上げていただくことはあるんだらうか。ここで法にきちつと明記をされたというところについてどんな意義があるんだらうか。日銀としてはそれをどう受けとめておられるか、そして大蔵省としてもこれを明記したことの意味というのをどう認識をされていらつしやるのか、それぞれお尋ねしたいと思ひます。

○参考人(松下康雄君) 審査は、私も日本銀行が民間金融機関に対して資金供与を行う際に、相手先金融機関の経営実態の把握というそういう役割のほかに、決済システムの円滑かつ安定的な運行の確保を通じて信用秩序の維持に資するという中央銀行の役割を果たしてまいりますために行う業務でございます。

今回の法改正におきまして、審査が法定される

ということとは、日銀がこれまで契約に基づいて行つてきております審査に関する根拠規定を法律上設けることによりまして日銀の業務内容の明確化に資するものでありまして、私どももいたしましては非常に意義深い改正であると評価をしているところでございます。

そこで、今後の審査の具体的なあり方についてうふうにこれを反映させていけばよろしいかという点でございますが、これは現在検討を進めているところでございますが、金融機関の資産内容を適正に把握するというののほか、やはり金融機関が抱えておりますマーケットリスクとか、そのほかの各種のリスクの管理体制をチェックするというようなことによりましてリスクが顕現化することを事前に防止する、そういうことにより一層重点を置いていくことが必要になるであらうと思ひております。

私どもとしては、新しい日銀法の趣旨を踏まえてまいりまして、私どもに課せられたこの使命を達成してまいりますために適切な審査を行つていくようにさらに努めてまいりたいと思つております。

○政府委員(山口公生君) 今、総裁がお述べになりましたこと、一点だけつけ加えてさせていただきますと、四十四条の第二項、「日本銀行は、審査を行う場合には、当該審査に伴う取引先金融機関等の事務負担に配慮しなければならぬ」というふうになつておられて、そのこともあわせて日本銀行で配慮していただきたい点として明記してございます。

○千葉景子君 そういう日銀が配慮すべき点も含めて、審査の重要性というものを法に明記されることによつて認識をしていただきたいというふうな思ひます。

ただ、これは実際には日銀の審査とそれから行政による検査などは目的もそれからその制度、システムも全く違うわけですね。ただ、大きく考えれば、やはり金融秩序の維持、あるいは公平で公正なそして開かれた市場というものを担保するという意味では大きな共通点、大目標はあるわけ

です。そういう意味で、その審査と検査体制と、一緒ではないけれどもそこを相互に有機的に生かしていくということがやっぱり求めらるだらうというふうには思ひますが、その点についてはどんな形で、あるいはどういふ運用の仕方によつて生かしていこうかということになるのか、その点について御説明をお願いいたします。

○政府委員(中川隆雄君) お答え申し上げます。今、委員御指摘のとおり、検査と審査は目的、性格は当然違うわけでございますけれども、共通する部分も多いわけでございます。そういう意味で、今の御指摘のとおりでございます。検査と審査の間でお互いに協力し合ふ部分というのは多いわけでございます。

例えば、従来から検査と審査につきましては、受け入れる金融機関の負担ということも考えまして時期の調整をする、あるいは検査、審査の結果につきまして情報の交換をしお互いの検査、審査に資するように活用する、そういう努力をしていくわけでございます。また、例えば資産査定の方法、大蔵省の検査と日本銀行の審査で方法が違つてはまたいけないわけでございます。そういう調整をする。そういう関係で、検査、審査につきましまして、特に共通する部分につきましてはよく調整をして円滑に行つてきていますと、そういう努力をしていくところでございます。

○千葉景子君 私もその点については、それぞれの特徴というかそれは生かさなければいけないだらうというふうには思ひます。

日銀の審査というのは、契約に基づいて相手方の信頼を得てやるということにもなりますので、強制的に行うというものではない。しかし、今おつしやつたような、査定に当たつての基準とかそういう面では、共通化することによつて先ほどありましたように事務量をできるだけ軽減化すること、あるいは負担をなくしていくというふうなことも寄与するのではないかとこのように思ひますので、そういう意味で、それぞれの独自性とい

○参考人(松下康雄君) 御指摘のように、今回の法改正によりまして日本銀行の金融政策決定、運営上の独立性が高まるということは、私どもが国民に対してこれまで以上に重大な責任を負うということでございます。私どもとしても、こ

さて、この機会に、最後にお尋ねしたいと思っておりますが、日銀の新しい出発ということに

してそれによって蓄積されたノウハウを持つて監督に当たるような、そういう仕組みも考えてみたらどうだろうか、こんなことも思うわけです。これから一連の今後の新しい金融市場に対応するためのさまざまな問題点、今指摘したような点につきましてお考えをお聞かして、私の質問を終わらせて

の関係で最初に物価の安定を図ることが掲げられておりますけれども、この物価の安定というの是一般物価だけを指すのか、資産価格を含めた物価の安定ということなのかということを日銀総裁にお伺いしておきたいと思ひます。

というのは、あのバブルにおける資産インフレ

という苦い経験を我々は持つており、そしてこの問題については、例えばこの間も参考人に来ていただきましただ田尻嗣夫さんの本では、あのバブル期の資産インフレというのは、「空前の資産インフレを政策的にもたらした大失策として日本銀行の歴史に大きな汚点を残すことになった」と、こういう厳しい指摘をされているほどであります。

そういう失敗の厳しい反省に立つて、一般物価のみならず、資産価格を含めて物価の安定を図ると、こういうふうにお考えになつていられるのかどうか、まずお伺いします。

○参考人(松下康雄君) 金融政策の運営に当たりまして、私も物価の安定ということを目標にいたしているわけですが、それはどうしてかという点につきましては、企業や家計が今後の消費、貯蓄、投資といったようないろいろな決定をいたします際に、将来、物価がどうなるかについていくとか、あるいは逆にどうなるかについていくとかというような考慮をする必要なしに将来の決定ができるということが円滑な経済運営のために非常に重要なことだからでございます。

そういう点で、物価の安定が確保されれば、経済が自分自身の力を十分に発揮できるということになるのでありまして、そこがやはり中央銀行としての政策目標の意義であると理解をいたしております。

一方で、地価、株価というような資産価格について見ますと、これは物の価格でありますけれども、やはりその決定の要因の中には、先行きの経済成長ですとか、企業収益の見通しなどを織り込みながら、しかも非常に大きく変動してまわっているものでございますので、この安定の方を直接にこの金融政策の目標として運営をいたしますと、状況によりましてはかえって一般の物価とかあるいは景気とかに好ましくない影響を与える可能性があります。

そういう意味におきましては、資産価格はいわゆる一般物価の安定と同じような意味では金融政

策の本来目標の中には含めることが適当でないように思いますが、ただ資産価格の動き自体は経済の先行きに關します非常に有益な情報でございますし、市場における経済の見方を端的に反映する面がございますから、しかもその動き自体が経済の実態に影響を及ぼしてまいります。そういう点からまいりますと、私も経済の変動を示唆する貴重な材料の一つとして資産価格に注目をするというのは非常に重要なことでございます。

これは、私もとしまして過去のバブル期の政策の反映も含めまして、資産価格の動向などに十分の注意を払いながら、インフレなき持続的成長を目標としまして適切な政策運営を図つてまいりたいと思つております。

○吉岡吉典君 資産価格にも注目するということがおっしゃいましたけれども、資産インフレを回避しなければならぬということには触れられなかつたように思ひます。それを含めてのことかどうか、これは時間の関係もありますからここで終りますけれども、やはりあのバブルの発生のような資産インフレ、さつき言いましたような日銀史上に一大汚点を残したと言われるようなことが起こらないようにしていただきたいということを要望して、次の質問に入ります。

これは、大蔵省にお伺いします。日銀法第一条第二項では、日銀の目的について、「資金決済の円滑の確保を図り、もつて信用秩序の維持に資すること」とあります。これはどう解釈するかということですが、日銀の目的は資金決済機構の維持ということであり、その目的を達成することによつて結果として信用秩序の維持を確保していき、こういう趣旨であるのかどうか、そうとつてよろしいでしょうか。

○政府委員(山口公生君) この目的規定は、日本銀行が組織論的に何のためにつくられ、何をやるための組織かということであつて、何をやるかについては、資金決済の円滑な確保を図つて、もつて信用秩序の維持に資すると、これが目的でございます。

○吉岡吉典君 目的はその文章にそう書いてあるとおりですけれども、その目的を達成する方法としては、結果として信用秩序の維持に資するということになるのかどうかというところが私の伺いたい点だつたんですけれども、それじゃちよつと答え願えますか。

○政府委員(山口公生君) 結果としてそうなるということではなくて、資することが目的、つまり設立の目的の一つだということでございます。

○吉岡吉典君 そうすると、その前に書いてあるところじゃなくて、こつちが目的だということになるわけですか。——わかりました。その目的はよくわかりました。

ところで、三十八条第二項、特融のところの条文ですけれども、第三十八条では大蔵大臣が信用秩序維持のために必要と認められる業務を日銀に要請し、これを受け日銀が信用秩序維持のために必要と認められる業務を行う、こういうふうにしてべられております。これはこの信用秩序維持という目的を受けた規定だと思ひます。

その際、それじゃ現実に行われていることとの関係でお伺いいたしますけれども、実際に行われている日銀特融というのは、金融秩序維持と掲げられてはおりますが、しかしその中には乱脈経営によつて破綻の危機に直面した金融機関を救済しようとするものが多かつたことは、これはあなた方がどう説明なされようとはぼろつて指摘されているところでもあります。

そうしますと、信用秩序維持のための業務というふうには規定はされていまして、これは今後そういうふうには厳格に変わっていくというふうなことを考へていいのか、大体これまで行つたようなことを今後も日銀特融としてやることになるのか、これは大蔵省にもう一度お伺いしておきます。

○政府委員(山口公生君) これまでやつてまいりました日本銀行の例えは二十五条の特融でございますが、これは何も乱脈経営を行つた破綻金融機関を救済するためにはございませんで、預金者の保護、信用秩序維持に資するための措置でございます。

ます。したがひまして、今回の三十八条でもつて信用秩序維持のために必要な措置としての信用秩序維持に資するための一つの手段として掲げさせていただきます。いたゞいてはどうかでございます。

○吉岡吉典君 乱脈経営が否かということになるとまた論議になりますから、経営が破綻したあるいは破綻直前、これを救済するというところであつたことは間違ひないと思ひます。きょう午前の答弁でも、松下総裁は破綻した経営への融資を行うと、その結果信用秩序の維持を図るんだということと、前段では破綻した銀行への融資ということをおっしゃつていたわけですね。

だから、そうすると、私は日銀特融というのが掲げられている信用秩序の維持ですか、これはどういうことかというところ、破綻しなかつた銀行を日銀特融でつぶさないことが信用秩序の維持だということにお考えになつていられるのかどうか。私にはそういうふうには響く答弁でありました。いかがですか。

【委員長退席、理事石川弘君着席】

○参考人(松下康雄君) ただいまのお話でございますけれども、私も乱脈経営によつて金融機関が破綻をいたす、あるいは破綻をしようとしております際に、これを救済する目的での融資というものをを行うつもりは全くございません。破綻をいたしました金融機関は、それぞれの処理方針にのつとりまして処理されていくものでござい

ます。ただ、その際におきまして、改正前の預金保険法のそのまゝの適用ということでございます。で、預金者に関しましてはその預金を保護するという見地から、ある場合には受け皿金融機関を設けまして、その中に破綻金融機関の中の優良資産の部分とか預金の払い戻しの業務とかというものを承継させてこれを実行させる、そういうふうな方法を講じて預金者保護とそれから破綻金融機関の処理を行つてきたわけでございます。この点は、従来の特融の場合もまた今後の三十八条適用の場合も内容に変わりはないと思ひ

せん。
○吉岡吉典君 具体的に日債銀の問題で伺いします。

午前の論議の中で銀行局長は、例えば日債銀というものがどうなるかということは、国内の問題としてもいかに重要であるかということと同時に、国際的にも金融秩序にとって大変な出来事であり、日本の金融システムに対する信頼という点でも大変な問題だ、だからああいう措置をとったんだという説明がありました。やはり大きい影響を与える日債銀、ほっておけばこれは破綻しかねない危機的な局面、日債銀再建という言葉をお使いになりましたから、再建を固くちやならぬというその再建の際に日銀特融が供与された、というところで、やはり、中には処理して破綻させてしまふ銀行もあるでしょうけれども、しかし、例えば大い銀行、日債銀というふうなもの、これはそうなら大変だから再建をするんだと、こういうことだと思えます。

こういうのはやはり今更だということが国際的にも問題になってきたことではないかと思えます。六日ですか、参考人の意見の中でも、大い銀行はつぶさない、いわゆるツビツグ・ツィフェールの考え方はおくれた考えであり、アメリカでもコンチネンタル・イリノイ銀行では採用されたが、今ではそうした考え方は放棄されているということ。我が国においてもそうした考えはとらないということを私ははっきりすべきだと思えます。

信用秩序の維持というあいまいな表現で、やろうと思うことは何でもできる、こういうことでは私はまずいじゃないかと思えます。大蔵大臣、いかがでしょうか。

○政府委員(山口公生君) あくまで現在が一番大切な点は信用の維持、金融システムに不安を起さないということだろと思うわけでございします。それは預金者保護でもありまして、またさらに大切なことは我が国の貴重な社会的な財産とも言える金融システムに対する信頼感、これを壊さないということでございます。

ないということでございます。基本的には各金融機関の自助努力ということがベースになりますけれども、政府としてもあらゆる手段を使ってそういった国の貴重な共有財産である信用システムを壊さないように努めるということは、それは最も今求められているところであらうと思っております。

日債銀について申されましたけれども、これは債務超過状態ではありませんで、各金融機関等の協力も仰ぎながら新しい日債銀の前進のために基盤を強化したわけでございします。破綻の問題とはちよつと違つた問題だということに受けとめるのが至当だということに思ふわけでございします。

各国ともに、いろいろな大きな銀行の破綻問題というのは、非常に悩みつゝ処理をいたしてあります。現実には大きな銀行が破綻まで行かなくても非常に危なくなつてきたときどうするかという問題は、今フランスでも一つ大きな問題を抱えておると聞いております。アメリカでもコンチネンタル・イリノイの事件がありました。今はそういった大きなところで問題になっておりませんので、そういったことが余り議論されておらないと思うのでございします。これはひとりその銀行だけの問題ではなく、国全体のシステムの問題というふうにとらえるべきではないかというふうに思ふわけでございします。

○吉岡吉典君 六日の参考人の意見陳述の中で、銀行の要望ということで、不良債権処理という面からも、またビッグバンに備えるという面からも、日銀特融に対する非常に強い要望が出されておりました。それだけに、私はこの問題については明確な基準をはっきり確立しなくちゃならないと思ひます。

(理事石川弘君退席、委員長着席)

私は、特融を全面否定するものではありません。しかし、日銀特融というのはそもそもどういう性格のものなのか、最後の貸し手機能というものはどういふものなのか、これは多くの学者等も指摘しておられますけれども、あくまで一時的な流動性

不足に陥つた場合に限つての融資であるということが定説だと、こういうふうにされております。日銀特融もそうした限定的な目的においてのみ実行されるべきものの、いわば緊急避難的な性格を持つたものだ。

しかるに、そういう定説に反して日本の特融というのは、出資だとか劣後ローンだとか、こういうふうなものが行われているのは、こういう趣旨に反するものだといふ指摘が行われております。そして特融だけならまだしも、出資とか劣後ローンというのは、現行日銀法においては明確な法律根拠がないじゃないかと、こういうことが指摘されてもおります。

今度の法案では、そこが午前の論議でありましたように、第三十八条二項では、特融と「その他の信用秩序維持のために必要と認められる業務」ということで、「その他」のところは出資や劣後ローンが入るんだということ、専門家がこれは本来の最後の貸し手機能にも照らしても逸脱するものだといふ指摘になっている部分に法律的な根拠を与える、こういう形になっているわけです。私はこれはやはり今、この間の参考人の要求にもある業界からの何とか日銀特融をという要望とをあわせて考えるときにやはり問題が残る、こういうふうには言わざるを得ません。まさにこういう点は限度あるいは条件をきちつとすべきだということに、こういう三十八条二項の、午後も答弁がありましたような形で法案をまとめるというところは、やはり日銀特融を今後大いに広げて運用したいということに沿つものとついでいひでしようか。

○政府委員(山口公生君) 今後、金融市場が大変グローバル化し、さらにデリバティブに代表されるような金融商品が登場する中で信用不安のあり方ということにつきましては、現時点ではなかなか想像できないものがあるかと思ひます。したがって、信用秩序維持に資するための業務がある程度包括的な形で規定させていただいておられますが、ただ、そうした措置の発動に当たりますは、大蔵大臣が要請をいたしますが、最終的に

は日本銀行政策委員会の議決により実施されることとございまして、日本銀行の講じる措置が真に必要なものかどうか、十分確認するための手続は用意されているというふうに考えているところでございます。

○吉岡吉典君 日銀の関係者に聞きますと、そういうところでは日銀がやらなくてもいいようにしてほしいけれども、そういう措置が大蔵省でとられないから我々はやむを得ないんだということを日銀の関係者からは聞かれました。総裁はどういうふうにおっしゃるか知りませんが、私の知っている人々はそういうふうには言いません。これは午前の論議でもこういうところを特融という方策でやることと、そうでないものとを区別してきちつとする必要がある、そうならば日銀も救われまうと、こういうお話なんです。私はそういうことも考えていた方がいいと思ひます。

もう時間が来まして、質問時間がなくなりました。いろいろな問題を聞きたかつたわけですが、残念ですが触れられませんでした。最後に一点だけ、大臣にお伺いしたいと思ひます。このごろ盛んに叫ばれるアカウンタビリティ、なかなかわかりにくい言葉であります。私はこういう横文字は余り使わない方がいいと思ひますけれども、その論議はさておきまして、この問題で一般的に説明責任ということが言われておりますが、単なるこれは説明責任というふうなものではなく、不作為の責任を含めた結果責任が問われることも含めたものなんだと。説明すればいい、あるいは国会へ出て答弁すればいいというふうなものではなく、それは責任が問われるものなんだということ、これを国際的な経験も含めて強調する向きがあります。

私は、何回かの論議を通じて、やはり日銀が戦後行つてきたこと、特に最近の鋭い批判を受けている問題等について、本当に深い責任を持つて見詰めて直して今後の日銀の運営に当たらなければ、新しい法律によって変わるところか、国民の批判を受け続けることになるだらうと思ひます。しか

も結果責任も問われる、そういうことが強調されているわけですね。私は大蔵省についても同じことが言えると思います。大蔵省にこの問題の最後の質問として、一言お答え願いたいと思います。

○国務大臣(三塚博) まさに説明責任、片仮名文字のアカウンタビリティー、私も片仮名文字は余り好きじゃありません。やっぱり日本語を大事にしたいと思っておる一人であります。そういう意味で、吉岡議員の言われる結果責任を伴うものと、当然のことです。

そういう中で、おのずから公的使命を担いながら全力を尽くすわけでございますから、何がベストかということと真剣に追求しながら、そこで決定をされていくべきものであると思います。結果は、そして責任を持つて待つということであればよろしいかなと思っております。

本法案の趣旨も、総裁からまた山口銀行局長から答弁されておりますけれども、その時点をしつかりと踏まえながら、特に日銀の開かれた独立性、自主性、イコールでございますが、そういう中で、政府としても大蔵省としても、特融に象徴されま

すように、まさに緊急輸血の必要があるということに全力を尽くす、元も子もなくなるようなことをしてはおれないと、そういう意味で、抜本的な治療や手術は当該金融機関を初めとした関係者の努力が必要不可欠であると。まさに信用維持がいかに重要なのかということは責任を持つて説明をしなければなりませんし、同時にそのことは結果責任を全うするというものでありますので、両方相ましまして、責任をなすり合うということとは毫末もないと私は信じていません。

○山口哲夫君 まず、予算の認可権について質問いたします。

先ほど千葉議員からも触れられておりましたけれども、金融制度調査会で三つの議論があったと聞いております。一つは届け出、二つ目は国会承認、三つ目は蔵相承認、そう言われておりますけれども、その結果、金融政策に影響を与えない人件費、一般事務費などの予算について大蔵大臣に

提出して認可を受けることになったわけでありまして、可なり、なぜ国会承認でなくて大蔵大臣の認可なのか、その点についてお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(山口公生君) 御指摘のとおり、いろいろなケースを議論していただきました。

その結果、日本銀行の業務の遂行上、機動的に経費予算の変更等を行ひ得る制度とすることが適当であるというところが、大蔵大臣の認可ということとを維持した理由でございます。ただし、その場合も先ほどから申し上げておりますようなセーフガードつきの限定されたものでございます。

○山口哲夫君 NHKは、これは公共性を持った認可法人ですね。日銀も大蔵省の公共性を持った認可法人。同じ公共性を持った認可法人なんです。NHKは国会の承認を得て予算は決定、どうして国会承認でなく日銀側が国会承認だけやめてくれと大蔵強請されたのでしょうか。国会承認でまづいことがあつたのでしょうか。

○参考人(松下康雄君) 金融制度調査会には日銀からも代表者が参加しておりましたけれども、私自身はそういう発言があつたというふうには聞いてはおりません。

○山口哲夫君 ある新聞に議事の概要がずつと出ておりました。その中に、日銀側からそういう国会承認だけはやめてくれという発言があつたと書いてあつたんです。国会承認、本当にまづいんですか。

○参考人(松下康雄君) 私どもは、何か特定の仕組みをしていただきたいというふうな発言を行つたことにはないというふうに聞いております。私どもが金融制度調査会に対して申し上げたことは、予算の公的チェックは、それが必要であるとしても、中央銀行の経理の自主性をそれが阻害を、またひいて中央銀行の金融政策の独立性に悪影響を与えるおそれがあるというふうなもので、公的チェックのあり方は、できる限り中央銀行の独立性や運営の自主性に配慮したものでしていただ

きたいということを申し述べたというふうに私は理解をいたしております。

○山口哲夫君 よく理解できないんですけれども、独立性を国会承認なら何か阻害することがあるんですか。

○参考人(松下康雄君) 私の承知しておりますところでは、独立性ということにつきまして御要望をいたしましたけれども、それを国会承認あるいは大蔵大臣認可というものと結めた議論をしたようには聞いておりません。

○山口哲夫君 総裁に聞いています。総裁御自身は、国会承認をされれば日銀の予算について何か独立性を失うことがあるとお考えなんですか。

○参考人(松下康雄君) 現在のこの法案におきまして、大蔵大臣認可ということでございますので、それに対して私は何か問題があるようにはその点考へておりませんが、仮にこれが国会での御審議を得るとしたときに、実際にいろいろ予算の実務上機動的に対応をする必要がありまうときにそれがどうなるかという点は理論的には問題かと思ひます。ただ、それは現在の法案の中にはそういうふうになつておりませんので、特段問題視いたしてはおりません。

○山口哲夫君 失礼な言葉かもしれませんが、先ほどの銀行局長の機動性を持たせるためにということとあわせて、私はちよつと臆弁にとれるんです。予備費を組んでおけば何でもないことでも、補正でこういう了承を得たい、出しても結構だと思ひます。

何で固執するかといへば、日本銀行は利益を得ればすべて納付金として国庫に納入するわけですね。ですからこれは国民の財産です、ね、そういう意味では、それだけ入れていただくわけですか

ら。ですから、日本銀行が本当に国民が納得できるような経営をしているかどうかということについても、私は国民として知る権利があると思うんです。そういう意味でやっぱり国会の承認を得るのが私は一番よろしいわけであらうと、そういうふうに思つて申し上げてゐるわけでありまして、しかし、これ以上議論しても結論が出るわけじゃないと思ひますので、これでやめます。

次に、公定歩合の引き上げの問題について質問いたします。これまでの議論で、バブル発生時の責任問題について随分多く議論がなされております。私は、バブル発生時の責任というのは、やっぱり内需拡大政策をとり続けてきた大蔵省にもあると思ひますし、日銀にも、資産価格が過度に高騰したというときにはどこかにやっぱりおかしいことが起こっているのではないかと、いつて注意を払つて、直ちに手を打つていく必要があつたのではないだろうか。そういう意味からいくと、一九八六年当時、副総裁だった三重野さん、前総裁ですけれども、彼を中心にしてプロパーの日銀理事たちの中に資産インフレ警戒論が大々強かったと、こういうふうになつておりました。

しかし、御案内のとおり、日銀は八七年の二月に引き下げた公定歩合二・五％を、八九年五月の末に三・二五％に引き上げるまで約二年間にわたつて据え置いたわけでありまして、公定歩合の引き上げを先延ばししたことによつて、私はバブルが加速していったと思つております。どうしてこういう引き延ばしをしたんでしょうか、その理由をお聞かせください。

○参考人(松下康雄君) 当時の金融政策についてでございますけれども、この二・五％の低金利が八九年まで据え置かれた当時でありまして、景気の回復は次第に強まつておりましたが、物価は安定を維持しておりました。また、その当時の国の全体の経済政策の運営におきましては、大幅な経常黒字の是正、あるいは円高の回避ということが非常に優先的な課題とされていた時期でございます。そういう中で、金融政策運営のとりべき措

そこで、これは百年史でも反省されているんですけれども、今結果責任のお話が出ておりましたけれども、結局は結果的に日本経済を混乱させて

ありますとか、国会への報告によりましてこの政策運営の透明性を高めて、その透明性が高まったことによつて政策運営のあり方が事後的に検証され、どういう点を改善すべきであつたかということが明らかにするというふうに考えているわけでございます。そういう透明性を高めることによりまして政策に対する批判が強まるわけであります。

ふうに思います。しかし、残念ながらそれは載っておりません。

それで、大変多くの問題がこれまでの質疑の中で出されてまいりました。一つ一つこれは問題のあることだと思ひますし、そういう問題がどのようにならうに思考されていったのか、そういう点についても一つ一つ検証をしておく必要があるのではない

段々の御審議の中で、獨立性の問題、政府と日銀の問題、また金融システムの中における日銀のあり方等々が指摘をされたわけでございまして、それを踏まえながら、今後日本銀行は、第一条、第二条に盛りられておる基本を踏まえてお取り組みをいただくものと信じます。よつて、改正法施行の一定期間経過後に法律の見直しを行うべし、そ

係というのが割にわかつたようでわからないので、とにかく独立独立と、開かれた独立性ということなんだろうが、余り独立性を認めるとひもの切れたたこになってしまうですね。国民や国会に対して責任を持たぬでもいい、自分で考えていく、独立独立行みたいだね。それじゃ困る。しかし、今までのように、大蔵省が何か知りませんが、太いひもがあつて自由に空を飛べないようなことでもまた困る、中央銀行として機能が發揮できないわけですから。

そこで、ひもの太さが大蔵省は問題だと思ふ。今回は適度のひもの太さにしたんでしよう、と思ひますよ。私は、基本的に中央銀行は、国民の代表である国会に、行政権のある内閣の統括のもとにあつても、国権の最高機関である国会の大きなコントロール、ひもの中にあるのが正しいと、こゝを思ひますが、総理、いかがでしょうか。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 私は、大蔵省にかわりました立法府が金融の元締めである日銀のはしの上におろしまで監督されるということであるなら、それは行き過ぎたことだと思ひます。その上で、日本銀行といへども、我が国の制度のもとにおいて、立法府及び行政府の広義の監督のもとにあるその機関であることは私は当然のことだと思ひます。

○片山虎之助君 まさに総理、私の言う意味は、そんなのはしの上におろしやありません。広義のコントロールと言つてはいけません、とにかく国会となつて、国会への報告、あるいは了承、その中で中央銀行としての役割を果たすのがベターだと、こゝを考へてございます。

そこで、今回の日銀法は、開かれた独立性を目指して、こゝを考へてございますが、この独立性という言葉が、内閣法制局の審査の過程で、独立性という言葉は、これは法令用語じゃないんだと、話し言葉だと、で自主性に直せと。いや、私は独立性が法令用語でないと思ひますせんけれども、我が冠たる内閣法制局は独自の理論というのがありますからそれはそれで結構でございま

す。自主性ということになつて法律上規定されてゐる。

そこで、私は、なるほど独立性と自主性は言葉は違ふし、中身も私は違ふと思ひますし、中をずつと見ますと、やはり独立性より自主性に近いようなことが決まつてゐると思ひますよ。ただ、それはそれでやむを得ないと思ひますが、あとは運用だと思ひます。

そこで一つ。幾つか言ひますけれども、一つは経済政策と金融政策は整合性を持つて、こゝを言ひます。私は、一國の経済にとつて物価の安定、あるいは通貨価値まで含みまして通貨価値の安定といふのは経済政策の基礎だと思ひますよ。だから、整合すべきはむしろ経済政策を負う政府の方で、物価の安定で日銀のおやりになることの方が先行するといふのか基礎になるべきだと思ひますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(橋本龍太郎君) これは必ずしも私、議員と意見を一つにいたしません。と申しますのは、その公定歩合の操作などの金融政策あるいは物価の安定のための努力といふもの、これはいずれもやはり国民経済の健全な発展といふものを目的として行われる行為であります。

そうなりますと、これは政府の経済政策との間に、追求する目標に優劣がある、あるいは先着順があるものではございせん。そうなりますと、私は、むしろ国民経済の健全な発展といふものを考えるとするならば、両者のまさに整合性が確保されるということとはどちらかを優先しなければならぬといふ性格のものではないと思ひます。むしろ、その金融政策が先行される場合もありましよう。他の政策手段をもつて行動する、それを金融政策が裏打ちされることもありましよう。

いずれが先行するかが目的ではなく、国民経済の安定と発展に資するといふ目的が同一であれば、優劣の問題としてこれを取り上げることはいいかなものでしょうか。私はそう思ひます。

○片山虎之助君 これは私、いろんな議論がある

と思ひますが、今それぞれの政策は、協調するよりも目的を目指して分担して突き進んでいって、その間にチェック・アンド・バランスをとつていくという方がいいんだという説もあるんですよ。私はそんな難しいことはわかりませんが、そういう意味で、この法律に言う整合性については日銀の考え方を十分に尊重していただきたいといふのをまず申し上げておきたいと思ひます。

それから、政策委員会が今度は生まれ変わる。スリーピングボールドという悪名高い政策委員会が今度生まれ変わる。ところがどうも、今までは政府の代表と、業界の代表と言つたら言葉が悪いですが、そういう人から成つておつたと、今度は大臣、経企庁長官は必要に応じて自分が出てもいいし、代理を出してもいいし、意見は述べ、議案の提案権がある、場合によつては物を決めるのを延期させる延期請求権ですか、これを持つて。これは、私も不勉強でよく知りませんが、世界でこの延期請求権があるのはドイツのブンデスバンクだけだ。しかも、一連もそれを実際に実行したことはない、もう今度やめよう、こゝを言ひたいことになつてゐる。

そういう廃れかかつてゐるものを今回の新日銀法で何で入れなさいかぬのかと、私はこゝをうならに思ひます。それから、政府代表が毎回出るのなら今までと変わらないわけですね。私は、そういう意味で、これまで運用上日銀の自主性、独立性を最大限尊重していただきたたいと思ひますが、総理、いかがでしょうか。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 私は、今議員が述べられましたような御議論があることは承知をいたしております。その上で申し上げたいのは、例えば欧州中央銀行、そしてドイツあるいはフランス等におきましても、金融政策に関する意思決定機関に対して政府からの出席あるいは議案提案権といふものが認められております。しかし、その政府からの出席者が議決権を有しない以上は、中央銀行の金融政策における独立性を侵してゐるとは

どなたもこれを批判なさいません。

そして、今ドイツの例を引かれましたが、ドイツの連邦銀行に対して政府が持つております権限は議決の延期権です。延期権そのものであります。今回提案をしております仕組みといふものは、政府が議決の延期を求めた場合にその採否を政策委員会が判断される。ドイツのやり方とはおのずから違つておりました、私は、その中央銀行の政策委員会に対して政府を代表する人間が出席をすることが中立性を侵すということではないと思ひます。もしこれが議決権を持つておりましたら確かに問題はあります。御批判はあるかもしれませんが、しかし、現にそうした仕組みは存在をしており、これをもつて中立を侵すものといふ批判はないと私は承知をいたしておりました。

○片山虎之助君 いや、私は中立を侵すとは思ひつてゐないんですよ。中立を侵すとは思ひません。思ひませんが、運用なんですね。無言の圧力といふのがありますから。なるほどドイツとは違ひますが、請求権なんだから。延期権そのものじゃありませんから違ひますけれども、私はこゝを言ひたいのは伝家の宝刀が何かにしていただいて抜かない方がいいと思ひますね。規定しなくても私は個人的にはいいと思ひます。せび運用上、中立性を侵さない最大限の配慮をお願いしたい、こゝを言ひたいと思ひます。

それから、今までと変わつて今回は一般的な監督権は残りました。あるいは違法行為に対する是正だとか報告を何だとか、こゝを言ひたいのは残りました。私は大蔵省のことだと思ひますが、先ほど議論がありましたが、例えば予算について、金融政策に関係のない予算については認可するんだと。こゝを言ひたいのはどこで仕切るのか。政令で決められるのでありますけれども、こゝを言ひたいのは、場合によつては国会に報告してもらうとか、会計検査院の検査にかけるとか、あるいはNHK方式はお

嫌いの方ですけれども、そういうお話があるが、日銀の方が。あるいは国会承認なんかという手があるんじゃないだろうか。認可権というのがあるという一ツという気がしますので、ぜひこれまた運用上御配慮を賜りたい、こういうふうに思います。

御所見があったら、簡単にお願いいたします。

○国務大臣(橋本龍太郎君) これは、中央銀行研究会の中でも御議論をいただきまして、やはり日本銀行の経費というものが通貨発行益から賄われている。そうした公的な性格を考えるとその経費を公的にチェックする仕組みが必要ということから、改正案におきまして、十分なセーフガードを我々としては設けたつもりでありまして、その上で政府における予算認可という仕組みを考えました。独立性を侵すようなおそれはないと信じておりますけれども、その運用は十分気をつけていかなければならないものと思います。

○片山虎之助君 それからまた気になるのは、政府短期証券の引き受けあるいは日銀特融について、とにかくお聞きなさいかねのですね。特融の方は引き受けなさいかねのですね。特融の方はできると書いてあるから私はきょうにもできるんだらうと思うんだけど、日銀が政府に言われたときに、しかし、それはできるといってだけできませんよ、事実上。そういうことが私はある意味では日銀の中立性、主体性、独立性を場合によっては侵すことになるんじゃないだろうか。

一 国の金融のあれから見まして、政府短期証券をどうと、これは資金繰りもあれだから限度があるといえ限度があるんだけれども、それを引き受けると。こういうのもいいんだらうかと。あるいは、特融をこれとかく言うだけ出せというのはいいんだらうかと。日銀にとつてみれば回収の見込みのないのは心配でしょうがないと私は思うので、その辺も、これまた全部運用の問題でしょうがありません。しょうがありませんが、運用上適切な配慮をお願いしたいと思

ます。これは、大蔵大臣いかがでございますか。それじゃ総理済みません、そういう質問でございます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 実は、特に政府短期証券の日銀引き受けの問題について衆議院でも私から御答弁をいたしましたので、申し上げさせていただきます。

そのとき私が申し上げましたのは、財政法第七條などによって許可されているものであって現状具体的な支障が生じているとは考えておりませんが、政府短期証券のあり方というのは、短期金融市場あるいは国庫制度、財政制度のあり方などの観点から総合的に考えていくべき問題としてとらえておりますということ、なおその短期金融市場の諸問題、これの中に当然政府短期証券も含めておるわけでありまして、につきまして日銀と大蔵省の間で今研究を行つておるつもりです。

衆議院でも同様のことを私からお答えをいたしましたので、決して大蔵大臣の縄張りを侵すつもりはありませんけれども、お答えをさせていただきます。

それから、特融の問題は大蔵大臣からお答えをいただきます。

○片山虎之助君 簡潔にお願いします。

○国務大臣(三塚博君) いわゆる日銀特融を定める日本銀行法案第三十八條の規定は、大蔵大臣からの要請に応じて日本銀行政策委員会の議決により必要な業務が実施されることを規定いたしております。日本銀行が大蔵大臣の要請を拒否することと可能であるという法文になっております。

ただし、政府と日本銀行は日ごろより密接な連絡を図っております。実際には、信用秩序維持のため真に必要な措置が政府からの要請及び日銀政策委員会の議決を経て日本銀行により実施されるものと理解をいたしております。

○片山虎之助君 為替市場の介入権を、一元的にということはないんですが、政府が持っている。私はそれも一つの正しいやり方だと思

が、例えばドイツが、先ほど言いました Bundesbank がそれをもち、今度はイギリスも、イングランド銀行ですか、そういうものにそういうことを移そうかと、こういう議論もあると思うのでございまして、恐らく将来の課題になると思います。政府が集まってるから日銀じゃないだめだ、こういう議論も当然あると思いますけれども、将来の課題として検討する余地はあります。

○国務大臣(橋本龍太郎君) この為替の介入につきましては、現在の国際金融システムのもとではという前提をつけながら、政府が一元的に責任を持つべきであるという中央銀行研究会の報告書に沿い、政府が責任を負いながら日本銀行が現行どおりその事務を取り扱うという形にいたしております。これは、まさに G7 に代表されますような仕組みというものが国際的に定着をいたしております。

そして、私自身 G7 に何回か出てみまして、これは大蔵大臣とともに各国の中央銀行総裁が集まれるわけでありまして、一堂に会した中で政府同士が相当程度の議論をしながら協調の方法を決めていく。そのためには実は政府同士の連携というものが非常に密でなければなりません。また同時に、為替の介入というものは当局が市場に送るシグナルの役割をするわけでありまして、また危機管理の側面も有しております。

そうしたことを考えますと、私は現時点において政府が責任を持つ体制を変更するということは国際的にむしろ問題を残すのではないかと、そのような感じを持っております。

○片山虎之助君 そこで問題は、今度の新日銀が生きたか死ぬか、効用を発揮し得るかどうかは私はやっぱり人事だと思

総裁、副総裁の人事なんです、今よく言われるように、日銀プロパーと大蔵省のたすきがけ人事、どこかの銀行にもありましたね、たすきがけというの。いい場合も悪い場合もありますが、ぜひ広く人材を求めていただきたい。少なくとも、

世間から見てもたすきがけだと思われようなことはやめていただきたいと思

○国務大臣(橋本龍太郎君) これは必ずしも新たな法律案が通過、成立をし、その時点における機構図をもとに現総裁以下と御議論をしておる種類の問題ではございません。それを前提にいたしまして、私は大きく考えて二通りの考え方があると思います。

一つは、日本銀行という組織体の、例えば総務、労務、人事といった部門を一人が持たれ、金融に関連する部門を一人が持たれという分け方、これも一つの考え方でありましょう。もう一つは、国際金融の部分と国内を分離して副総裁が担当されるというやり方もありましょう。

私は、逆にこれはこれからの日銀が新しい体制をつくるのが国会のお許しを得てスタートをする段階において、その機構図の中で最善を追求されるべきものだと思います。そして、むしろ私は政府が副総裁二人の役割をあらかじめ想定してこれに臨むといった案はとりたくありません。

○片山虎之助君 そこで、政策委員会の審議委員六人の人選でございまして、特に新日銀に変わるわけですから、最初の審議委員の選考は慎重に納得のできる選考にぜひしていただきたい、そのためには官邸主導というのか、政治主導でぜひやっていただきたい。

役所の OB が全部悪いと言いません、私も役所におりましたので。悪いとは言いませんけれども、まあそこはよくお考えをいただきたいと思

保ありますから、そういう意味でそういう方も選考の枠の中に入れていただくことがベターだと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(橋本龍太郎) 確かに御指摘のように、新たな金融商品が次々と開発されていくこの状況の中で、そうした問題が理解できる能力を必要とするという御指摘はそのとおりだと私は思います。そうしたことを踏まえながら、私は出身が官庁であるが民間であるうがあるいは学界であるうが、要はこれにふさわしい方をいかにして選び得るか今から頭を悩ましておりまして、その出身のいかんを理由に排除するつもりも選任するつもりもございません。

○片山虎之助 もう時間がなくなりましたので、日銀総裁に最後に一問御質問させていただきます。

日銀のリストラの話が盛んに出ております。私は、これから日銀がひとり立ちして責任を持つていかなことをやるためには、日銀自身に高い倫理性と絶えざる自己革新の必要があると思ひますね。そういう意味では、今給与の問題とか交際費の問題とか、ゴルフ会費の問題とか、いろいろ出ていますよ。あるいは住宅を初め不動産の問題とか、それから定数、組織の問題とか、私はそういうことについて民間もどんどんやっているんですから、ぜひ日銀も世間がびっくりするような思い切ったリストラをおやりいただきたい。

それは、いわゆる自己革新の努力でございますけれども、その内容としましてはいろいろあるうと思ひますが、ただいま御指摘がございましたような、例えば組織運営面におきましての支店事務所のあり方とか、あるいはゴルフ会費を初め、資産保有のあり方等を含めましての新しい目での見直しということを進めてまいらなければならないと思ひます。これによりまして、活力のある組織を持つて中央銀行づくりに励みたいと思つております。

第二点の、国民から親しまれるようにする、これは私は大変大事なこと、かつ私どもが本当に工夫をし、努力をする必要があるところであると思ひます。現在、私どもいろいろやりたいたと思つておりますのは、例えば日銀の役割や金融政策をわかりやすく解説しましたパンフレット等の作成のほかに、本店の一般見学でありますとか、貨幣博物館を皆さんにもっと見ていただくとか、また最近ではインターネットを活用した情報提供に努力をしておりまして、これは大変、今ホームページのアクセス件数が十一月に始めましてから今日まで百万件を突破するというほど国民の皆さんからアクセスを受けております。

私どもは、こういった点で本当に惜しめない努力を進めてまいりたいと思ひます。

○片山虎之助 終わります。

○白浜一良君 総理、大変御多忙のところ御苦労さまでございます。

本題に入る前に、二件ほどちょっと、せっかく総理がお見えでございますので、確認したいことがあるわけでございます。

一つは、本国会が終りましたら六月二十日からデンバー・サミットがございまして、総理が御出席されるわけですが、今回からロシアが正式メンバーとして入ってくるわけでございます。本来

して、私どもが新しく開かれた独立性のもとでの中央銀行業務を推進いたそうとしますという、やはり私はそれに伴つて国民のまた市場の信頼を確保するという努力が自分ですらしても必要であると思ひます。

これは、いわゆる自己革新の努力でございますけれども、その内容としましてはいろいろあるうと思ひますが、ただいま御指摘がございましたような、例えば組織運営面におきましての支店事務所のあり方とか、あるいはゴルフ会費を初め、資産保有のあり方等を含めましての新しい目での見直しということを進めてまいらなければならないと思ひます。これによりまして、活力のある組織を持つて中央銀行づくりに励みたいと思つております。

第二点の、国民から親しまれるようにする、これは私は大変大事なこと、かつ私どもが本当に工夫をし、努力をする必要があるところであると思ひます。現在、私どもいろいろやりたいたと思つておりますのは、例えば日銀の役割や金融政策をわかりやすく解説しましたパンフレット等の作成のほかに、本店の一般見学でありますとか、貨幣博物館を皆さんにもっと見ていただくとか、また最近ではインターネットを活用した情報提供に努力をしておりまして、これは大変、今ホームページのアクセス件数が十一月に始めましてから今日まで百万件を突破するというほど国民の皆さんからアクセスを受けております。

私どもは、こういった点で本当に惜しめない努力を進めてまいりたいと思ひます。

○片山虎之助 終わります。

○白浜一良君 総理、大変御多忙のところ御苦労さまでございます。

本題に入る前に、二件ほどちょっと、せっかく総理がお見えでございますので、確認したいことがあるわけでございます。

一つは、本国会が終りましたら六月二十日からデンバー・サミットがございまして、総理が御出席されるわけですが、今回からロシアが正式メンバーとして入ってくるわけでございます。本来

は西側の経済先進国がそういう政治的な団結と国際的な経済問題を協調しようということとで始まつたわけでございますが、そういう意味ではロシアの加入というのは少し意味が変わってくるのかな、こういう感じがしてゐるわけでございます。

総理御自身といたしまして、いわゆるロシアが参加するということの意味合いをどのようにお考えかということ、それからそういう前提としてどういふ御姿勢で、今回のデンバー・サミットに総理御自身としてどういふ方針で、どういふ基本的なお考えで申しますか、臨もうとされてゐるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎) この数年、実はサミットにロシアを正式のメンバーとして受け入れるかどうかというのは参加国間の非常に大きな議論の対象になっておりました。そして、その中で初め、例えば私が初めて大蔵大臣として総理のお供をしてまいりましたヒューストンのサミットのころ、このころにはヨーロッパ勢が当時のソ連を参加させることに非常に熱心で、他の国々は消極的という図式がございました。それが、ソ連の崩壊、ロシアの誕生のころから大きく変化を始めるむしろ経済以外のテーマを話し合う場面がふえるにつれて、ロシアの正式参加を求めるという意見は強くなりました。

そして、日本は北方領土の問題を抱え、その領土問題が解決されない限りにおいて完全な平和といふものをロシアとの間につくり上げることができない、そうした特異な立場を一つの論拠としながら議論をこの中で続けてまいりました。

本年、ちょうどヘルシンキにおける米ロ首脳会談の直前にクリントン大統領から御相談の電話をいただきましたとき、私は二つの条件を付して、ロシアを受け入れることに同意をいたしました。

一つは、ロシアとの間に我々は解決すべき領土の問題を持つており、これを加速させるためにも、アメリカからもロシアに対して日本との間の平和を完全なものにするために領土問題の解決を急ぐよう、プレッシャーをかけるという言い方は

ちよつと不穏当だと思います、働きかけをしてもいい。

もう一点は、そうはいないながら、例えば国際経済の問題の中におきましても、幾つかの分野の問題はロシア自身が場合によつては対象になる、あるいはロシアが入ることによつて議論の変質する可能性のある分野が存在をする、従来の七カ国の議論の時間というものはきちんととつてもらわなければ困る。これが私のつけた条件の二つでありました。

それで、アメリカとして、この点については日本との間の領土問題の早期解決に対する協力とともに、アメリカとしてもロシアが入つては議論のできない問題があるということで従来の七カ国の枠組みを残した時間帯というものをきちんととつていく、そういうことを確認をしてくれましたので、了解をした次第です。

その上で、私もこの機会を利用して、少しでもエリツインさんとの間にむしろ北方領土の問題というものを東京会談から前に進めるきっかけを少しでも欲しいという思ひはございます。そして、それは紆余曲折をたどるものでありましようが、完全なやはり両国の平和関係というものをつくるためには必要なことだと思ひます。

同時に、例えばチェルノブイリの原子力発電所の事故の後をどうしていくのかといった問題一つをとらましても、これは日本も含めて各国が協力しなければうまくいかない問題があるわけでありましよう、また、テロあるいは麻薬、環境、さまざまな分野でロシアにも入つてもらうことによつて、より国際的な枠組みのしつかりするテーマが存在をすることも事実でありますから、こうした分野における協力体制はしつかりとした枠組みにつくり上げていきたい、そのように考えております。

○白浜一良君 今、総理がみずからおっしゃいましたように、ロシアが入る意義というのは、北方領土の問題、解決されていない問題があると、それを加速する意味からということとで御発言され

ましたけれども、そういう意味で申し上げましたら、今回、一堂に会されて二国間、多国間のさまざまな協議をされると思いますが、特にロシアとの関係におきましては、将来的にこの領土問題を解決するためにも日口の定期的な首脳会談といひますか、そういうことも方向性として御提示されるおつもりはあるかないか、御発言をいただきますか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 実は、本日、ネムツォフ第一副首相からエリツイン大統領の親書を受け取りました。その中には、定期的な会合を持つこととともに、年内の訪日を希望するという内容が含まれておりました。

これは、私自身がデンバー・サミットの際、日口両国間の首脳会談を行うまでに十分検討してお返事をするということが一点。それと同時に、必ずしもモスクワと東京にこだわらずに、例えば、エリツインさんが極東方面に出張してくることがあるでしょう。その週末を利用して、そこで気軽に落ち合うといったことを考えることはできないんですか。デンバーまでにエリツインさんにそういうことも考えておいてくださいという伝言を、私はネムツォフ第一副首相にお渡しをいたしました。

いわゆる定期化というものがいいのか。私はそれは決して悪いことではないと思えますけれども、余りに形式に流れるばかりでも必ずしも効果がないと思えます。それよりも、いろいろな機会をつかまえて、身構えて会うのではない、本当に肩ひじを張らない感じで議論のできる場をできるだけつくりたいと、そんな思いもありまして、きょうそのような提案を逆にネムツォフ第一副首相を通じてエリツインさんに対して託したところでございます。

○白浜一良君 私、その形式にこだわる必要はないと思いますが、随分長らく凍結状態にこの問題もあるわけで、今回のデンバー・サミットでそういう突破口を切られた方がいいと私も個人的にそう思っておりますし、定期というのがどうかと

いうこと、定義はございますが、定期的にという継続してという意味でございますから、東京とモスクワにかかわるあらゆる機会に協議されたいという意味で私も申し上げたわけでございませう。

それで、今総理もお話しございましたが、訪口のお話があるということでございますが、今後のこの日程というのはそう簡単に総理も決めるわけにはいかないと思いますが、もし可能性があるとしたら、定期的にいつごろになるんでしょうか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) ちょうどペルー事件が終りました後、ペルーを訪問いたしますにも国会のお許しをいただいて週末を利用して私は現地に参りました。

少なくとも、今後、デンバー・サミットがあり、日欧の首脳会合があり、北欧との首脳会合があり、さらに幾つかの外交日程としてAPERCもあれば、いろいろな会合が既に設定をされております。国会のお許しをいただけるかどうかは実はそのときの状況いかんであらうと思えますが、まさにきょうネムツォフ第一副首相からその親書を受け取り、これから日程の検討に、可能性があるとすればいつなのかと、そうしたことで入ろうとしておりまして、今確たることをお答えする、そこまでの検討をいたしております。

○白浜一良君 言えないと。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 言えないんじゃないかと、本当にそこまで……

○白浜一良君 これから検討すると、こういうことだということでございます。それ以上、私も言いません。

もう一点、本題に入る前に確認したいんですが、実は、この第一勧銀の不祥事件というのが、随分検査当局も入りまして引き続いて捜査がなされているわけでございますが、この点に関連いたしまして、宝くじでございますね、宝くじ。残念ながらこれを引き受けている銀行は第一勧銀しかないわけですね。

それで、確かにこれもいろいろノウハウが要る

と、たくさん発券所が要りますし、(設備投資が要るんだよ、設備投資と呼ぶ者あり)設備投資、それは私わかりませんが、宝くじを引き受ける銀行が一行しかない。資本主義の日本の世の中で、競争原理がないということは果たしていいかがなものと。確かに設備投資も要るし、それなりのノウハウを蓄積するためには随分投資しなきゃならぬ。だから、今でも宝くじは入札で決めている。でも、いわゆるこの金額を比較すると問題にならない。

そういう状態であるということは私はよく承知してあります。しかし、たつた一つの銀行に、そういう貴重な地方公共団体の財源になっていく宝くじが一行に集中しているという問題は、方向性として、今すぐという意味じゃございません。いいのかわいのかという点に考えれば、私はいかがなものかというふうな個人的に考えるわけでございまして、総理、この点につきましてお考えをお教えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 実は、私も同様の疑問を持ちまして、ちよつと調べさせてみまして、びつくりしましたのが、昭和四十一年度以降、第一勧銀以外の受託申請が全然出ていないというところであります。そして、現時点において、議員が言われましたように、他の金融機関の中でその責任を負おうというだけの状況はなかなかないようでございます。

そして、特にその地方団体の貴重な財源になる宝くじの発行を滞らせることができないということから、当面は現行のままいかなるを得ないようでありますけれども、やはり受託業務の厳正な執行を確保するということは当然のことですけれども、今後の課題として、本当に一行独占がいいのかどうか。むしろ、発売あるいは受託のシステムについて、関係者でもう少しこれは研究してもらふ必要がある。これは私自身、同様な感じを持つております。

ですから、当面のお答えをしる言われますと、この一行しか現実にございまして申し上げざる

を得ませんが、やはりこれは問題があり、研究してもらふべきもの、そのように考えておるといことは申し上げさせていただきます。

○白浜一良君 今、総理がおっしゃったように、私は非常に大事だと思ふんですね、競争原理があるということ。それは、それだけのノウハウの蓄積というのは貴重なものなのでしようけれども、だからといって、今他行が実施するとなると非常にコストがかかるということも当然あるとは思ふんですが、むしろ健全なそういう実態をつくるためには、当局が先導してでも何行かに啓蒙的にやらせてみるという、そういう方向性を私はとられるべきだと、このように思ふわけでございませう。総理はそれ以上言えないかわかりませんが、答弁ございましたら。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私は、国が宝くじの運営主体であれば、発行主体であれば、私は議員の御議論を真つ向から否定するつもりはありませぬ。しかし、これが地方自治体の財源になり、地方自治体として努力をしておられる分野に対して、みすみす非常にコストがかかり損をする可能性がありましてもやっておりますか、そこまでは私はやっぱりお願いができません。ただ、現実にはこういう状況をどういつまでも、だからこれしかないですと言つていられるかどうかというのは私自身が問題があるもの、そう考へておることは事実であります。現実にはそれだけのまたリスクを冒し、他の銀行にみずからの発売しようとする宝くじのすべてをゆだねようという地方自治体も現時点においては見つからないというのが実態ではないでしょうか。

○白浜一良君 これは、もうこの辺でやめますけれども、そんなのは入札しても一行しかないですよ。だからやっぱりそれは育てるというふうな何か誘導政策的なことをやらないと、これはほんとに絶対、総理も好ましくない、どっちかという好ましくないという御認識を持つていらつしやるわけで、だけれども好ましくない状態が私

は続くんじゃないかと、そう危惧するから重ねて御質問申し上げたわけでございます。

このぐらいいいたしまして、本論に入りたいわけでございますが、片山先生からいろいろお話しもございましたので、重複した話はやめたいと思います。

総理、一つ恐縮なんですけれども、非常に具体的なことを伺いますが、今回の日銀法の改正、いろいろ前通ししている内容もあるわけでございまして、私どもから見ればなかなか不十分だということ、そういう観点でこの法案に対応しているわけでございまして、ちょうどバブルの時期に総理は大蔵大臣をされておりました。八九年に日銀が公定歩合を上げようとしたときに、総理が白紙撤回させておりました。これは非常に日銀の金融当局のお考えとそれから政府のお考えは、それは必ずしも一緒じゃないでしょう。だけれども、現実的に八九年にはそういう問題があったわけなんです。

そういうことが今回の法改正によりまして、何か是正されるような点がございまして、何

○国務大臣(橋本龍太郎君) これは大変失礼ですが、事実を聞いていただいた上で御判断をいただいた方がいいと思います。

そのころの新聞等を調べていただきますと、その日、月例経済報告が行われる日でありました。

そして、その日の朝の新聞に、日銀公定歩合をこれこれ引き上げというニュースが出ておりました。そしてそれから数日後に、次年度予算編成のための経済見通しをつくるという日取りの設定が決まっております。その時点における公定歩合の引き上げの報道でありますから、月例経済報告の席上、私は日銀総裁にその内容をたどりました。

白紙です、考えておりません、どうしましようかなというお返事ですから、白紙ですと確認をし、白紙ですとおっしゃいましたので、白紙だと言っているよということを外で聞かれたときに申しました。

それが、白紙撤回を求めたと伝えられましたこと

とは、私自身の不徳のいたすところではありますが、全く大蔵大臣として朝刊を見て知らない日銀の政策が出ておりました。日銀総裁にお尋ねをしたことがいけないのだと言われれば、こうしたことはいくらもあり得ることだと思えます。私は、月例経済報告の朝、既に日銀が方針を決めておられたのであれば、その方針を御説明いただければよかったですから、外に白紙ということでありましたと申しました。そして、それは月例経済報告のその朝であり、たしか数日後に次年度予算編成のベースとなります政府経済見通しをまとめる最後の作業を行っていた時期であるということ、を御理解いただきたいと思います。

その上で、今回の日銀法、そうした意味で同じようなケースが起らないという保証は私はできません、今私が申し上げたのと同じようなケースが、しかし、従来持つておりましたさまざまな政府の権限が政府から離れ、日銀の独立性が高まっていることは議員もお認めいただけることだと存じておりまして、日銀がより独自に行動し自立して行動され、それが国のためになることを望んでおります。

○白浜一良君 わかりました。

それから、先ほど為替介入のお話が指摘をされておりましたが、外為特会の内容が非常にいよめる公表が適切にされていないという、為替介入の問題は先ほど議論されましたのでそれはそれといたしまして、その為替介入の結果がいよめる外為特会に会計実態として出ているわけでございまして、その辺の会計報告が非常に不明確だということ、いう多くの御指摘があるわけでございまして、この点、是正される方向はございますか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私は、その場合、恐らく御議論をなさる方はアメリカを例にとつて議論をされるのではないかと思います。確かにアメリカにおいて、ドルの基軸通貨としての国際取引に幅広く流通しているという事情があり、介入額そのものを公表するという形をとっております

が、実はこれは大蔵主要国では例外的な措置であります。

むしろ日本、これはヨーロッパでもそうでありまして、通貨の安定というものがインフレなき経済の持続的成長のために極めて重要だ、そういう観点からきめ細かな介入を行ってきたという長い経緯がございまして。その中には、単独介入もございましたし委託介入もございましたし、本当の意味での協調介入もそのときにさまざまな手段をとつてこれが行われてまいりました。

そして、そうした場合、私自身が大臣だったときに考えましたことも、どうすればその介入効果が少しでも減らないか、減殺されることがないかということでありましたから、事柄の性質上極めて微妙な操作を必要とした部分であります。

私は、やはり投機筋を利用することにもなるような介入額などまで公表する、これはやはり日本として差を控えざるを得ない事象であろうと考えておりますが、為替介入に対してのさまざまな既計数を公表しておりますし、これからでもできるだけこうした点での努力はいたしますが、それには限界がある。そして、手のうちをやはり見せたのでは投機筋と戦いながら通貨の安定を図ることに限界が生ずる。この点はぜひ御理解をいただきたいと思います。

○白浜一良君 別に手口まで公表しろとは言っていないわけで、時間がないのでこれ以上議論はやめないうえ、たくさんのお金が投入されているわけだから、そのときという意味じゃないんです、一定期間後でいいんですが、こういうものは国民の信頼をベースにしないとなり立たないわけで、そのためには一定程度の、時期ははずらして、別に手口を出せと言っているんじゃないんですから、結果的にいいんですよ、こういう実態だったということ、国民に知らせる必要がある、公開する必要がある、そういう意味で私申し上げたわけで、これはいづれまた議論をしたいと思っております。もう時間がございませんで、ちょっと最後に。

総理、野村証券と第一勧業銀行が総会屋に本当にもう食い散らされて、これが本当に最も信用を第一とする銀行でありまた証券会社かなという実態が国民の前に暴露されているわけですが、私、二つ、ちょっとこれだけ答えてほしいんです。本当にわからないことなんです。一つは、大蔵省が検査に入っているんです。虚偽の報告とか何とか言っていますが、なぜ専門的な大蔵省が検査に入つてその程度の実態を暴露できなかったのかというところが一つ。もう一つは、もし虚偽の報告をされたのならば、それは当然処分すべきだ、それが私は健全なあり方だと思っております。

今、銀行法の六十三条ですか、虚偽の報告で云々というふうにも言われておりますが、そういう適用も含めて総理の所感を、もつとも直接の所管じゃないかわかりませんが、私の素朴ななぞ検査でわからないのかということ、それが虚偽の報告であればきちっと処分すべきだという意見に対して、お考えを最後にいただきたいと思っております。

○国務大臣(橋本龍太郎君) これは大蔵大臣と本来相談をした上でお答えをすべきことかもしれせん。しかし、とさですので私自身の感じでお答えをお許しいただきます。

私は、恐らく大蔵省の検査の諸君、これは一生懸命に検査をしてくれていると思っております。しかし、最初から一つの企業が心をついに検査を免れるために虚偽の報告をつくり上げた場合、これをなかなか発見することに困難があるであろうということとはそれなりに想像がつきます。

しかし、事後に報告を受けまして、証券取引等監視委員会、随分長い間、問題視し追いついた中から、野村が随分この公表に踏み切ったということも実態として事実のようでありまして、そうした地道な努力がもっと早く実つてくればという気持ちがないわけではありせん。しかし同時に、そこまで努力をしたきた諸君には私は礼を言いたいと思っております。

それから、当然のことながら、法を犯した、これが罰せられることは当然でありまして、中身が

確認され次第、私は処分がきちんと行われるものと、そう信じております。

○鈴木和美君 総理、御苦労までございます。私は、今回の日銀法改正は、バブル経済の発生と崩壊を踏まえた金融行政及び金融政策の見直しとその出発点となつていゝと思つています。

そこで、まず初めに、今後の我が国における金融機関経営のチェックのあり方について伺いたいと思ひます。政府がこれまで進めてきた考え方は、金融機関のディスクロージャーを徹底する一方、早期は正措置などのルールの明確化により、自己責任原則の徹底と市場規律の十分な發揮を基軸とする透明性の高い行政ということだったと思ひます。そうした考え方のもとでは、しばしば検査や審査に伴う金融機関の負担を軽減させよという意見が聞かれてまいりました。

ところが、最近、野村証券や第一勧業銀行などの事件を目の前にすると、当委員会でもいろんな議論がございまして、ディスクロージャーといった金融機関への信頼を基礎とするだけの運営では問題がある、むしろ今度は金融機関に対する検査、審査をもっと厳格にすべきだ、こういう意見もありました。

同時に、私は、最も重要なことは、何といつても原則は金融機関の自己責任だと思つています。同時に、金融機関で問題が生じたときに、社会的な影響の大きさも踏まえますと、これもまた大事なことだと思ふのであります。こうした金融不祥事を踏まえた上で、今後の金融機関経営のチェックのあり方について総理のお考えを聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今議員、さまざまな角度からお触れをいただいたわけでありますが、例えばメキシコの金融危機をきっかけに国際的にも早期は正措置の導入といふものは大きな問題となり、各国がこうした場合に早急に対応し得る仕組みとしてこうしたものを検討いたしてあります。また、我が国におきましても、私自身が大変恥

ずかしい思いをし、皆様におしかりをいただきました証書・金融不祥事を振り返つてみましたとき、当時の通達行政といふものの限界に達着をし、その通達といふものを特に証券については洗ひ直しながら、自主規制に移すべきもの、証券業協会あるいは取引所にこれを移しかえ、法文化すべきものは法文に取り入れるといった対応を今日までも行つてまいりました。その上で、今回のような事件が発生をいたしましたことを私自身何とも情けない思いでこれを見ております。

そして、そういった意味では、まさに議員が御指摘になりましたような自己責任原則の徹底あるいは市場規律の十分な發揮といふことをこれまで以上に強く求めなければなりませんし、同時に、今日まである意味で我々は、金融機関におけるまた金融機関において勤務する人々の善意といふものを信じ、恥を知る心といふものを信じた上で法体系をつくつてまいりましたものが、刑事罰をもつてしても恥を知らざる人間には効果なしという結論になるような状況がもし生れましたならば、それに相応した量刑といふものをも考えなければならぬといふ今情けない時代に我々は入りつつあるように思えて仕方がありません。

科料とか刑事罰ではないものとは異なり、金額のいかんを問わず刑事罰を問うといふものが本来なら恥として受けとめられる日本という国であつたはずであり、社会であつたはずであります。それだけでは痛みを感じないといふものであるならば痛みを感じるだけの量刑を求める、そうした法律改正をも含めて国会に御審議をお願いしなければならぬ見るかもしれないことを大変悲しい思いで今毎日を見守つております。

○鈴木和美君 ありがとうございます。もう一つの問題は、日銀自身にかかわる問題でございますが、日銀が独立性を確固たるものとするためには、法制度の運用に加えて、さらに、先ほど御意見もございましたが、日銀自身が自己改革を進めることが必要だと思つています。その点、先般参考人からも、日銀が独立性を勝ち取るの

責任感と気概を持つて臨まなければ国民の信頼は得られず日銀は支持されない、こういう意見の陳がございました。

こうした信頼の高い中央銀行を得るためには、だれでもない日銀自身が、国会審議で指摘された点も含め、政策、業務、組織運営の面で自己改革を強力に私は進めていくべきだと思ひます。それが自主性發揮の第一歩だと思ひます。そういう考え方について、総理の所見を伺いたしたいと思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私は、今議員が述べられましたように、日銀自身、勤められる役員全員が日銀といふものの立場を十分に理解される、その上で行動していただくことを心から願つております。

大変これは日銀総裁を横に置いて失礼な言い方でありましたが、国会で私は総裁の給与が問題になったと聞きました。私は、給与は、それだけの働きをしていただければどなたが幾らお取りになるかと、これは第三者がすべて言ひ出す話ではないと思つております。

しかし、大変私が子供にからかわれましたのが、退職された総裁の額を掲げられる、千数百万円という価格を聞きました。たしか衆参両院永年勤続表彰を受けられて額が掲げられる、支払われる金額は五十万円です。ババの給は五十万円、日銀総裁の給はそんなに、値打ちにそんなに差があるの、子供にさんざん私からはかわれませんでした。願わくばそういう質問を子供から浴びないで済むように、日銀の皆さんが努力をしてくださることを願ひます。

○鈴木和美君 もう一つ伺ひますが、きょう私は総裁からゴルフの会員権問題であるとか、それから給与の問題はこの前もお話を申し上げましたが、そして支店長宅といふか、あゝいう問題について日銀自身がもう少し、社会的な情勢といふか社会的な適合といふか社会的な批判といふか、そういうものにきちとこたえてもらわないうと新しい日銀法ができればこれもこれは何の意味もな

いですが、日銀が本心に信頼性を高めるのにはそういう点も十分総裁考へてほしいといふことを述べました。総裁からは大変御丁寧な御返事がございました。様を正してこれからやつていきますといふお話をいただきました。

私は、そのときに与党として私は質問しているんですけどいふことを総裁に申し上げました。今政治は大変曲がり角に来て、私は国民の目がどこを向いているかといふことを考えたときに、こういう問題で次々と世間を騒がすようなことはいかかなものかといふ意味で総裁に申し上げたところでございます。

この問題について、総理の御見解があれば聞かせていただきたいと思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私は、余り他人の財産や家庭をのぞき込むような話には好きではありません。要は、どういふ給与を取つておられようか、どういふ官舎が社宅に住んでおられようか、それだけの仕事を自分自身はしてゐる国民の前で胸を張れるような仕事をしていただければ、何ら私は申し上げることはありません。もし省みて恥ずるところがあるなら、むしろそれにあさむしいような働きをしていただきた、そのように思ひます。

○鈴木和美君 ちよつと私の質問の意味と違ふようですが、私は給与の問題を今話をしているわけじゃないんです。日銀が本心に業務を遂行するの、三十三の支店にあればどのゴルフの会員権を持つ必要があるのか、それからおやめになった方の名義がまだ残つてゐる、これはどんなものだろう、また支店長宅といふか、あれだけの膨大な豪邸が何で必要なんだろう、それが本心に必要であるといふのであれば私も総理と同じように堂々と述べればよい、けれども社会一般から見るときにいかかなものかといふことを申し上げて、総裁から先ほどの返事をいただいたといふことでございます。いかがですか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 余り私そこまで申し上げたくはなかつたのですから、漠然たるお答えを申し上げたことではあります。私はそれだけの

社宅が必要な理由があればその社宅をお使いにならばいいと思ひますし、胸を張ってその理由を説明していただければいいと思ひます。ゴルフの会員権は、正直私はどれだけ持つておられるのか存じませんが、恐らく日本銀行としての仕事をやるのにそれだけのゴルフ会員権が必要であるという理路整然とした御説明がいただけるものだろうと存じます。しかし、もしそれがいただけないものでありますならば、世間に胸を張って説明できるようにしていただきたい。すべてに対して私は同じような思いであります。

○鈴木和美君 もう一つ御質問申し上げますが、総理はこの国会の施政方針演説で、金融危機が国際的に連動することも考えられるため緊密な国際協力体制を確立していく、こういうことを述べられたと思ひます。こうした国際金融面での協力では中央銀行が果たす役割も少なくないと思ひますが、今回の法改正案ではこうした点を十分に踏まえていると認識なさっていますか、見解をお尋ねします。

○岡本大臣(橋本龍太郎君) 私が知る限りにおきましても、各国の中央銀行総裁が集まれ、議論をされ、それなりの方向づけをしていかれる、そうした機会は近年ますますふえていくと承知をいたしております。そして、今既に国際金融の世界におきまして、大きな立場からその全体を監視し方向づけをしていく上で中央銀行の役割は極めて大きくなってまいりました。

私自身もどう大蔵大臣を辞任いたしますと、その直前にバンコクにおけるG7の議長を終えてその上で辞任をいたしましたわけでありすけれども、当時はソ連が崩壊するかどうかという最後の局面でありまして、ソ連の保有する金を担保とした金担保融資は果たして成立するかというものが極めて大事なときでありました。当時、既に日銀総裁は七カ国の中央銀行総裁の中の一つの議論を代表する立場でこの時期に対処していただいたことを今も覚えております。

この法改正はそれだけの自立性を中央銀行に与

える、すなわち日本銀行に与えるものであり、私は国際的な活躍の場は一層広がり、その責任にこたえていただけるものと信じております。

○鈴木和美君 最後ですが、答弁は要りません。総理とこうやってお話しするのは恐らくこの国会できょうが私は最後だと思ひます。

先般の金融監督庁設置の委員会では、私は三塚大蔵大臣にお願いを申し上げました。と申しますのは、今度の金融監督庁というものは大蔵の銀行局から行きます。その行つたときに、実際の検査のやり方というのは四人とか五人がチームを組んで一週間出かけていきます。そしてその翌週戻ってくるんです。この繰り返しです。その繰り返しというところは一年の中で半分です。女房子供、家庭から離れるんです。これは大変なことだと私は思ひます。だから、そのときに一つの問題は、何か大蔵と金融監督庁との間に人事交流をするのはけしからぬという意見があるんです。それはそれなりの論理があるかも知れませんけれども、今一週間交代で勤務しているような職員が人事交流のないままそちらに移つてくれと云うたら私はだれも行かないと思ひます。それです、大変だということ。だから、そういう意味で、新しく採用される人は別かも知れませんが、そういう問題も十分考えながら私は対処してまいりたいというのを大臣にお願いしました。

もう一つの問題は、体制の問題として、地方の財務局と農政局を使うことに對していろいろな意見があります。けれども、今これだけの行財政改革をやるときに、金融監督庁をつくつてそれが全部行けば、また新しい総務関係の人員を吸収しなきゃならぬ、つぐらななきゃならぬ。これはまさに行革のこの厳しさにそれだけの余裕はないはずなんです。それは国家公務員の定員にしても総枠は外しなさいと言っているような段階なんですから、当面地方機関を使うことはまことに合理的だと私は思ひます。それは与党三党でも大変な議論の中で結論を得たのだと私は思ひます。

ですから、そういう点をぜひ頭の中に入れておいてもらひまして、人情ある大蔵省、今大蔵省はたたかた放しなものですから、もう顔を上げて歩けないぐらいの話なんです。けれども、私は、そういう意味からすると、今の問題についてぜひお考えをいただいて、自信を持って私は業務に専念していただきたいということを願っているものです。ですから、ぜひ頭の中に入れていただきたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

○久保巨君 私は、総理とこういう形でお話をしたのは随分久しぶりのことです。

最初に、先ほど金融機関の不祥事についてお尋ねがございました。総理の方からモラルの問題を中心にお答えがございました。私も全く同じような考え方を持っています。ただ一つ、検査する側、審査する側が今おこなっている面はないのか。それは、コンピュータースペシャリストの時代に、例えば大蔵省、今は大蔵省の金融にかかわる部局がこれに十分対応できるだけのスペシャリストの配置やその役割を整えているのかどうかということについてかねてから疑問を持っております。一人でありましたら、お答えをいただきたいと思ひます。

○岡本大臣(橋本龍太郎君) 私は、今議員が御指摘になりました点は、非常に問題のある場所として我々自身が認識している場所、まずそうお答えを申し上げたいと思ひます。

今日まで金融監督検査というものが大蔵省の中に位置づけられ、そして、行政官庁としての人事のローテーションで人材が異動をしていく中でそれだけのスペシャリストを育てて切っていたのかといえ、私は必ずしもそれに自信を持っています。しかし、あつたとお答えをする自信はありません。しかし、特にアメリカを中心としてデリバティブ等が動き始めましてから、新たな金融商品が次々と開発をされ、それが現実の市場で動いております。

私は、今回金融監督庁というものをつくらせて

の一つのポイントは、先ほど鈴木委員から違つた角度からの問題を提起され、これも私は大事にこれから考えなければならぬことだと思ひますけれども、金融監督庁という組織の中において新たに開発される金融商品に對抗し得るだけの検査能力を有する人材を養成できるのではないかと。また、養成しなければならぬ。これは、場合によりましては、人事院に現在あります給与表以外の給与表をおつくりを願わなければならぬかもしれない。そうした可能性までを含めて考えました上で、専門家を育て、新たに出てくる金融商品に對抗し得るだけの検査能力を持つ集団をここに固定したい、そのような思いがございました。

先ほど大蔵省だけでは私はないと思ひますが、省庁間の移転を云々する意見がある、しかし、それは職員的生活というものを考えてという御指摘がありました。その御指摘は私は大事にいたしますけれども、同時に、専門家の養成を必要とする部門において、その専門性というものをこたえ得るだけの人材を何とか育て上げなければならぬという問題意識もぜひ御理解を賜りたいと思ひます。

そうした考え方でありますだけに、今の議員の御指摘の点につきましては、我々自身も同様の問題意識を持ち、その上で金融監督庁というものをもつてそのスペシャリストたる人材を養成し、悪に戦い得る、それだけのものに仕上げていきたいと、そのように考えております。

○久保巨君 大変積極的なお考えを聞かせていただきました。

私は、現在の検査や審査の責任が今日の不祥事に対して決して軽いものではない、こう思つておりますが、将来を考えてまいります場合には、今申し上げましたようなことを、また総理がお答えになりましたようなことをできるだけ速やかに積極的に取り組んでいくことが重要であらうと、こう考えております。

きょうは、日銀法についての最終的な総理への御質問の時間をいただいたのでありますが、最初

に、中央銀行研究会並びに金融制度調査会の答申の趣旨は今回の法改正によって十分に生かされたという御判断かどうか、お答えいただきたい。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 私は、特に中銀研の答申、これを受けて具体化したものがこの法律案であり、自信を持ってこの答申を受けて御審議を願うにふさわしい内容になったと、そのように考えております。

○久保亘君 でありますならば、中央銀行研究会の答申を貫いております開かれた独立性というものを今度の法律を通して、また後は各論的なことも少し申し上げたいと思いますが、この開かれた独立性という意味をどのように理解したらよいのか。特に独立という意味を政府からの独立と解するの。また、この独立性を求めているのは日銀そのものなのか、日銀の政策委員会なのか、これらの点はいかがでしょうか。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 私は、強いてそのような分類の仕方をするとするならば、金融政策の独立性の保持という言い方が一番正確な言い方になるのではないかと思います。

そして、本院におきましても、本日も御議論のあったところでありますが、日本銀行の金融政策というものにつきましては、さまざまな角度から今日までも議論の対象となつてまいりました。そして、今日、低金利時代で多少方向が違つていとはいいいながら、従来は、ややもするとインフレ的な経済運営を求める圧力、こうしたものが一方に存在をし、最終的にそれが日銀の決定を変えるのではないかと懸念をしばしばマーケットに持たれはしないか、その懸念というものを我々は常に持ち続けたわけであります。

言い換えれば、その守るべき独立性というものは、私は、日本銀行という看板でも政策委員会という人間の集団でもなく、その金融政策というものの独立性を保持すること、これが最大の問題点ではなからうかと思ひます。

○久保亘君 金融政策が独立性を持つということであれば、その金融政策を決定する権限を法律に

よつて日銀政策委員会が持つことになるわけでありますから、日銀政策委員会は理解としては独立行政委員会の一つと、こういう理解に立つことが可能でしょうか。

○國務大臣(橋本龍太郎君) これは、実は他の場所でもございました御議論の一つであります。政策委員会を例へば三委機関として行政委員会化し、その下に業務執行機能をつけるといった形態はどうかという御議論がございました。

しかし、私どもはそれは現実になじまないやり方だと思ひます。そして、むしろ我々が提案しております現在の総裁、副総裁、そして政策委員会、そしてその人事については国会の御承認をいただいて決する、そうした仕組みがより望ましい形だと考えてまいりました。

三条委員会としてこれを位置づけました場合、独立性という形は一方で堅持をされます。しかし、これはちよつと例示で挙げるのは申しわけないかもしれませんが、例へば公正取引委員会が独立した権能を持ち、その分野において非常に強い力を持ちながら、例へば予算要求あるいは定員要求はそれぞれの力だけで問題を解決することができず、所轄官庁を経由して財政当局にあるいは総務庁に要求を行い決定をされる。こういう仕組みが果たして、金融政策のなめを握つてもらわなければならぬ組織になじむものなのかどうか。

行政組織論的に考えましても、私は実は、行政委員会が頂上に位し、その下に実行機関としての日本銀行が存在するという形は望ましい姿ではない。また、その場合に、国際的な対応を一体総裁の権能として行うのか、政策委員会というグループの機能として対応するのか、こうした点に問題を現実として生じてくるわけであります。私はそのような仕組みより現在御審議をいただいております仕組みの方が現実によりよくワークするものだと、そのように胸を張つて申し上げたいと思ひます。

○久保亘君 独立性を法律によって確保をいたし

ました場合に、金融政策を決定しこれを執行したのは日銀であるが、このことによつて生じた結果をだれが責任を負うか、これはこの委員会でも議論が何回かございました。そのところは、どのように理解したらよろしいですか。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 実は私は、今の御質問は衆参を通じて初めて遭遇するケースでございます。そして、今回の日本銀行法案、これでは政府の広範な業務命令権を廃止いたしました。また、役員の解任事由としてこれを限定いたし、そうした措置を講ずることによつて、我が国の政治体制の枠組みの中において、公定歩合の操作など日本銀行の行う金融政策の独立性というものを最大限尊重した仕組みといたしております。

ということとは、これを裏返して考えますならば、日本銀行の行う金融政策というものにつきましても、その決定に關して透明性の確保を図りますと同時に説明義務を課しているわけであります。また、政策委員会の議事録あるいは議事要旨の公表など、あるいは国会に対する報告書の提出、さらに、本日もお見えでありますけれども、総裁の国会説明のための出席などを通じて、おのずからその責任の所在というものは明確化するのではないでしようか。私は、この政策委員会の議事要旨等の公表とともに、国会への報告書というものが、これをきちんといただくことによりまして、その責任の所在をおのずから明らかにするようなものであつてほしい、むしろそう願つております。

○久保亘君 今お答えをいただきましたことをずっと通じて考えてまいりますと、開かれた独立性を新法によつて保証される、こういうことになりましか、この開かれた独立性に対する担保といひますか、これもいろいろあると思ひますが、法律や中銀研、金制調の答申などを通じて考えてまいりますと、私なりに非常にわかりやすい担保は三つぐらいはあると思ひつてゐる。一つは、政策委員会の人選です。二番目には、やはり政策委員会の議事録の公開。それから三つ目が国会への出席義務、こういうことかなと思つております。

いろいろな事情はあつたのでしようけれども、この新法は、一般には余りそういう扱ひはございませんの。九カ月後、来年の四月一日から発効することになっております。金融政策決定の独立性の権限を与えようということで、そのために人事も会議もいろいろなことを相当大きく変更した法律を九カ月後に発効するというもので、その間は旧法によるというのはいかにもわかりにくいことではあります。

今度は、一つの出来事としては、現在政策委員五人のうち地銀代表、都銀代表の二人が欠員となつております。その一人を業界代表として旧法によつて任命しようとしてゐるのであります。これも非常に不思議なことであります。しかし一方、また考えてみると、任期の残つておられる三名の政策委員はどういう方かといひますと、総裁が大蔵次官経験者です。商工業代表は、これは通産事務次官の経験者です。それから、農業代表は農水事務次官の経験者です。残つております三人は全部事務次官の、つまり政府をかつて代表した人が三名、現在この政策委員会におられて、それで新たに任命をされます方を加えても四人のうち三人はそのまま来年の三月末までこの政策委員会を運営されるわけでありまして、それでよいのであろうかなというところが一つであります。

それから、時間がありませんで私の方から一方的に申し上げます。もう一つは、せっかく金制調の答申の中にも、国民に対して政策、金融や通貨に關する調節の意思決定の内容とその過程を国民に対して明らかにするよう日銀は努めなければならぬというところが書いてあるのではありませんか、そのことはやはり、よほどの理由がない限り議事録は、これが古典的文書となるまで放置されず速やかに公開されることが答申の趣旨であると私は思つております。それが開かれた独立性を担保する二番目の問題です。

三番目は、国会に対して出席する義務を負うのであります。それから、議院または委員会、こう書いてあります。そうなりますと、受け入れる側の議会

て、一番の問題は準備のないままにこれに突入していることだということをおる大学の教授は指摘しております。その準備の中で、つまり前提条件が整わないままのビッグバンと、とりわけその利用者保護という点が欠けているという指摘を私は重要だと思つて読みました。「従来の金融行政と同じようにビッグバンでも大きく抜け落ちていくのが、利用者の立場である。」これも書いております。「規定や機構それに慣例が整っていないわが国で、ビッグバンを安全機構なしに推し進めていくと、利用者の犠牲が多発し、わが国金融・証券市場への利用者の参加はおろか逃避すら生じかねない」と、こういうふうな書かれておりました。

私は、これまでの議論をずっと、この一環としての日銀法の問題を含めまして、やはりここで指摘されているように、準備が整っていないままのビッグバンの大合唱だという感じがしてなりません。総理はこの点、どのようにお考えですか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 実は、私は金融システム改革を言ひ出しましたとき、金融界から余りに反発も何も反応がないものから、実はびっくりしたんです。そして、ある意味では恐る恐る外為法改正のスタートを切りました。それでも、実は余り反応が、少なくとも私にはございませんでした。むしろ、日米の金融協議を行つておりますときの方が、その反応ははるかに顕著であつたと思ひます。最近になりました、相当いろいろな意味での反応が出てくるようになりました。

ですから、当初これを言ひ出したとき、私が信用がなくて、まさか本当にやらないだろうと思つたのか、あるいは金融界のトップの方々は皆もう非常によく御理解いただけなかつたとは思ひませんので、単なる政治家の夢ぐらひに受け取られたのかな、だとすれば残念なことだなど。

しかし、本当にその意味で国民の資産というもののより安全な、あるいは御自身でリスクを承知した上でハイリスク・ハイリターンをねらわれる

さまざまな選択肢はあると思ひます。その資産運用の場を提供すると同時に、我が国の資本を必要とする人々がより資本を調達しやすい市場をつくらうとすれば、私は従来の金融システムは思ひ切つて変えていかなければならない、そう考へておりまして、議員からの御指摘は、私は問題意識として真剣に拝聴いたした上で、これを推し進めていかなければならないと考へております。

○吉岡吉典君 私、たくさん本を読み、またいろいろな議論の中で一つ考えさせられることがあります。それは、ロンドン、ニューヨークと並ぶ金融市場であるということ、そして私が気になつたことというのは、香港、シンガポールの追いつけ、これをこのままにしたら大変になるといふ部分が特別なんですね。

日本の金融市場が大いに活性化すること、また日本の金融市場が世界の信用を受けると、このことは私は何も悪いことではない、大いに結構なことであり、日本の金融市場がその結果世界で大きな役割を果たすようになることも、これはまあ何も問題にする必要はないこととすけれども、しかし、シンガポール、香港の追いつけを気にして、これは大変だということになる。この大蔵省がつかれた表を読んでも、取引高というものがロンドン、ニューヨーク、東京、シンガポール、香港というふうな書かれていくわけですね。そうすると、シンガポールそれから香港の追いつけで、日本で今度は追いつけを許しなきゃならないと言われる側はどういう気になつてこれを受け取つていけるだろうか。

私が読んだ本には、何もそういうことを書いたものはありませんから、何かあるということをお私に言ひわけではありませんが、しかし、戦前から日本の歴史との関係で、ある時期読んだものでは、日本は経済面では大東亜共栄圏をなし遂げつつあるなというふうなこともあつたことなどを考へると、シンガポール、香港の追いつけという言ひが言われるのは、相手からはどういふうに映るだろうかということを考へました。同

時にあわせて、我々はなぜ世界の三大金融センターでなきやならないのかということも考へると、そのために日本では競争力を強めなくちゃならない。その競争力を強めるためにはリストラだということ。

そのリストラの結果は、私は今ロンドンやアメリカでも問題になつていふような貧富の差を拡大するといふ結果にならなければいいし、また競争力を強めるためだといふことで今論議になつていふさまざまな減税措置、免税措置、手数料をどうしろといふようなことが日本の税収の空洞化にもつながるようなことになつても大変だし、やはり日本の金融市場が、今問題になつていふ野村証券問題とか第一勧銀問題のようなもので信頼を失つていふのをきちつとただして、その結果信頼を確保することは私は大いに結構なことだと思ひます。

しかし、競争力を強めるためにいつて、本当に日本の金融市場への世界の不信の原因がどこにあるかを十分見きわめないで、リストラさえやれば、あるいは規制緩和さえやれば金融市場が活性化するというふうなことになるものならないと思ひました。そういう感想を持ちましたので、総理はどのようにお考へになるのか、お答え願ひたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 確かに、議員も御指摘になりましたように、野村証券の問題あるいは第一勧銀の問題がこの時期に起こりましたことは、この金融システム改革というものに對して一面非常な打撃を与へてつあります。しかし、一面では一層金融システム改革を積極的に進めなければ、我が国の金融システムに対する信頼が取り戻せないと強い危機感を私にも呼び起こしてらあります。その意味では、この問題はどちらから議論をすることもできません。私は、逆に積極的にこれをとらえ、この事件をただしていく中でシステム改革の必要性というものを世に問ひたい、そのような思ひでおります。

また、委員から、シンガポールあるいは香港という市場の追いつけを気にしてという御指摘をいただきました。そうした心理が全くなかつた私は申し上げるつもりはありませんけれども、むしろそれよりも私の頭にありましたのは、ユーロという通貨が今ヨーロッパに生まれようといふ。最近の状況ではなかなか厳しい、これが現実にならうとすると厳しい問題をおこしておりますけれども、やがて必ず誕生はするであらう。そして、恐らくヨーロッパ諸国は、つくり上げた以上下に対応し得るだけの国際的な基軸通貨としての役割を担えるだけのものにこれを育てていくことと考へておられます。

その場合に、アジア太平洋地域にこれに對抗し得るものを全く持たないままに、すべての国の通貨といふものがローカルカレンシーという扱いになつた場合、それで果たしてアジア太平洋地域の経済的な安定といふものは保てるでしょうか。私は非常に問題があると思つております。

そして、アジア太平洋地域には新興市場が今育ちつつあることも御指摘のとおりであります。その国の通貨がそれだけのまた評価を得て、ある程度国際的にその価値を認められております通貨といふものはそうございません。その中心はやはり円でありまして。となれば、円はそれだけの国際的な責任を引き受ける覚悟をやはり必要とするのではないのでしょうか。私にはそのような思ひがございます。

○吉岡吉典君 時間ですから、これで終わります。○山口哲夫君 戦時中につくられた日本銀行法が五十五年ぶりに全面改正される、新しい日本銀行法になる、こういうことで私は大変期待を持っております。しかし、残念ながら一番大切な独立性、透明性について、例えば政府の議決延期請求権の問題が入つてきたり、それからまた予算の国会承認が得られない、あるいは日本銀行法の見直し条項も入らなかつた。いろいろな意味で何かもう一歩踏み込んでほしかったという、そういう感じがするわけでありまして。

今日までの長い議論の中で、そういう独立性、

自主性、透明性ということに関連して大きな問題になってきたのは、政府の日本銀行の金融政策に対する介入の問題、それからもう一つは人事の問題でなかったかなというふうに思います。

そこで、この政府の介入問題については、先ほども白浜議員から取り上げられておりました。実は私もこの問題について触れたことがあったわけですが、先ほど触れられて総理の方から答弁がありましたので、総理の答弁をそのまま信用して受け取っておきたいと思えます。

ただ、そういう問題がどうして取り上げられているかといえば、やはりいろいろ過去にも同じような例があったからだと思います。例えば、九二年二月二十七日の竹下派の総会で金丸副総裁が、日銀総裁の首を切つても公定歩合を下げるべきだという、そんな発言をしたということが伝えられておりました。これは有名な話であります。その中で、総理というのはオールマイティーなんだから何でもできるというようなことを言っておりました。こういう発言というのは金融政策に対する露骨な介入であらうと。こういうようなことが時々報道されるから、日銀の金融政策に対して政府は介入しているんじゃないかという疑問が持たれるわけでありまして。

そうした中で、先ほどの総理のお答えは、日銀が独立して行動をとることを願っているというような答弁でございました。それをそのまま受けとめますと、問題になるこの公定歩合に対しては、少なくとも大蔵大臣という立場にある方は私見は述べざるべきではないだろうと、そういうふうには解釈いたしますけれども、よろしゅうございませうでしょうか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 議員がどういふ方のどの発言を想定して言われたのかわかりませんが、私自身、大蔵大臣また現在の総理という立場におきましても、為替水準、金利の問題を聞かれましたとき、できるだけ為替水準について具体的に物を言わないように、同時に金融政策は日銀の専管ということを繰り返して続けております。

多分、この職にあるほとんどの方々はそういう立場を持たれた上で、そのときの為替の状況等に依拠して、当然のことながら日銀当局とも目立たないようには意見の交換をした上で、観測的にあるいは市場に影響を与えようとするに何らかの発言をする場合というのには私はあり得ると思っております。ですから、そうした行動までを禁じるものでは私はないと思ひますが、基本的にしやべりまくる種類の話でないことは確かです。

○山口哲夫君 今後、そういう問題についてとか誤解を招くようなことのないように、大蔵省としてもぜひそういう毅然たる態度をもって臨んでいただきたい。そのことを要望しておきたいと思ひます。

もう一つ問題になりますのは、人事、天下り問題がこれまでも随分出されております。それで、日銀の独立性、透明性を確保するためには、日銀の役員に大蔵省の幹部とかまた大蔵省のOBの方を極力つけるべきではないかというように私は思ひます。

総理はこの間、行財政改革・税制特別委員会、金融監督庁設置法の審議のときに、長官人事についてこんな発言をされておりました。監督庁の長官を官だとか民だとかという判断基準を持つこと自体がおかし、むしろ人物本位でいかなければならない、こういうふうにおっしゃいました。恐らくそのことは日銀総裁あるいは副総裁等についても同じような考え方でおられるだろうと思ひますが、どうでしょうか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 少なくとも私は、松下総裁を余人をもつてかえりたい方だと思っております。副総裁までいきますと、正直私それほど十分に存じ上げています。正しく私それほどその上で私は、大蔵省は全部悪い、あるいはどこは全部悪いというのには、本当に人材が欲しい場合には時に邪魔になることがあるとしみじみ思ひます。ですから、民間であらうと官界であらうと、学問の世界からであらうと、本当にいい方があれば、本当にその方をお願いできればそれが一番望ましいこと、私は本当にそう思っております。

○山口哲夫君 要するに、人物本位であるというお考えだと思ふんですけれども、私は一理はあると思ふんです。しかし、そんなにきれいなことでは済まされるのだろうかという疑問も持つわけですね。

例えば、総裁人事を見ておきますと、松下総裁の前は三重野さんで民間、その前は澄田さんで大蔵出身、その前は前川さんで民間、その前は森永さんでこれは大蔵出身である。先ほどおっしゃったように、一代ごとに官民たすきがけになっていくわけですね。こういう人事そのものが人物本位でやつたというふうには私はとれないと思ひます。で、やつたりそこには何らかの別な問題がどうしてもしも潜んでいるのではないだろうかと思ひます。を得ないです。だから、総理は大変きれいなことをおっしゃるけれども、そういう誤解を招くような人事はやらない方が私はいいだろうと思ふんです。

そして、もう一つは、政策決定の中で、先ほど久保議員の方からも発言がございましたけれども、政策を決定する当時の理事会ですか、そういうような人たちの中にも不思議に官出身の方が、もうそこが指定ポストのようにして各省庁から入ってくる。その中で決定されたようなことがどうも我々の立場から見るとすっきりしない。やっぱり問題があるんじゃないだろうか。結局は、大蔵省の意見というものがそういう人事を通して政策決定の中に生きているんだというふうにとりしても解釈されるわけですね。

ですから、そういうことを考えたら、せつかく独立性、透明性を求めたこの法律をつくるわけですから、人事についても、そういう誤解を招くことのないような形で人事政策というのは私はやっぱり考えるべきだと思ふんです。そういうことで国民はなるほど今度は真剣にそういうことを考えてもらっているなということになるんじゃないかなと思ふんです。

どうかひとつ、そういう日銀の総裁を初めてする役員の人事に対して誤解を招くような、できるだけ大蔵省官僚並びにOBはつけない方がいい、そういうふうには私は思ひますので、その点に対する考え方をもう一度お聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私は、一つの実例をもつて議員にもともにお考えをいただきたいと思ひます。

私は、国鉄を民営化し分割するときの運輸大臣として、新たに発足いたします各社の人事を決めなければならぬ責任者でありました。そして、当時、社長に何とかして民間人をと必死で産業界の中を駆けめぐりました。この中には当時を御承知の方もおられます。そして、結果として残念ながら社長に一人も民間人は得られませんでした。なぜなら、我々が欲しい方は、それぞれの産業、それぞれの企業においてやはり有能であり、それなりの処遇を受けておられる方々であり、同時にその企業が自分の企業の将来をかけている人材だったからです。そして、その人たちに魅力を持って来ていただくためには、新生J.Rの社長の給与というものはその方々がその時点で得ていた年収に比べて残念ながら相当程度下回るものでありました。結果としてJ.R各社は運輸省のOB及び国鉄の中から選んだ人物によって構成せざるを得ませんでした。そして、少なくとも会長だけは外部から得たい、本当にややくこれだけは私は希望を達しました。

同時に、このときもう一つ考えましたのは、いわゆる現場出身者から役員をつくりたいということと同時に、他の業界から人材をもらって将来の社長候補、会長候補として役員の中で育てたいということでありました。制愛をしてくれた社も幾つかございました。しかし、その相当部分が約束の年月を経由しました後、J.Rから出身の社に戻ってしまいました。将来の保障その他において残念ながらそれだけの差があったことは事実でありました。

人材を外部から得るといふのはそれだけの苦

しみがあるものであります。その当時も運輸官僚の天下り先をやしたという御批判を、また国鉄の中から社長を選んだという御批判を私に浴びせられた方がありましたが、民間からどれだけ人材を得たいと苦しんだかを御承知の方々は、そのような批判はありませんでした。

あえて改めて私は、大蔵省出身者も他の省庁出身者も民間の金融機関出身者も民間の企業の経営者であろうと、最善の人物を得られる条件の中で得ていきたい、そう信じておりますことを申し上げたいと思います。

○山口哲夫君 国鉄の民営化の場合と私は全然これは対象が違ふと思います。国鉄改革で民営化するということは、その企業の前途というのは大変に厳しいということはだれでも知っておいた問題であります。そういうときに民間から人材を得るということはそれは容易ではないと思います。

しかし、日銀の場合はそうではありません。今申し上げたように、歴代を見てもちゃんと民間人が入っているじゃないですか。そういうことを考えたならば、今総理のおっしゃったようなことは当たらない、そういうふうには私は思いますので、どうかひとつこの機会にそういう誤解を招くような人事をしないようにして独立性を保つていただきたいということをお願いして、ちょうど時間ですので終わります。

○委員長(松浦孝治君) 以上で内閣総理大臣に対する質疑は終了いたしました。

橋本内閣総理大臣、御退席されて結構でございます。

他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

本案の修正について千葉景子君から発言を求められておりますので、これを許します。

千葉景子君 私は、日本銀行法案に対する修正案について、その趣旨を御説明いたします。

このたび政府から提案されました日本銀行法案は、戦時立法として昭和十七年に制定された現行

日銀法を五十五年ぶりに抜本改正しようとするものであり、これまでの審議でも明らかのように、当然のことではあります。現代の金融システムに合わせた大きな前進といえると思います。

しかしながら、EU統合に向けて各国の中央銀行が独立性の強化等の制度改革を進めているなどの金融市場を取り巻くグローバルな環境変化、またそれに対応して進められている金融システム改革等を考えたときに、改正案は日銀の政策運営の独立性と透明性という要請に照らし、またグローバルスタンダードの観点から見ても不十分な点を多く残していると言わざるを得ません。参考人の御意見などからもそれが明らかになったところではないでしょうか。

民主党は、日銀の独立性と国民に対するアカウソタビリティの徹底を図り、国際金融市場にも適切に対応し得ることを目指し、修正案をまとめさせていただきます。

修正の主な内容は、政府代表の議決延期請求権、大蔵大臣の報告、資料提出要求権等を削除し日銀の独立性を高めるとともに、予算の大蔵大臣認可を公表と国会承認に改めて、独立性と同時にアカウソタビリティを確立することとしております。さらには、新生日銀の発足にあわせて総裁等役員を新たに任命することとしております。

なお、国際情勢の変化あるいは今後の運用を通じての問題点の明確化などを考慮し、五年後の見直しを盛り込んでおります。

政府案をより前進させるものとして提出した次第でございますので、各党各会派の御賛同を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○委員長(松浦孝治君) これより原案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

化しております。今ほど日本の諸制度を改革し、世界に通ずる透明性の高いグローバルスタンダードとすることが求められるときはありません。

今回、政府が戦時下の国家総動員体制のもとにつくられた旧日銀法を改正しようとするのは、むしろ遅きに失した感がありますが、一定の前進であることは認めるところであります。

しかし、日本の金融制度は日本銀行だけを個別に議論するだけでは解決いたしません。日銀を含む金融改革が全体の根本的な行政改革の流れの中で位置づけられ、また世界において評価されるものでなければならぬということでもあります。

大和銀行事件に対する国際的な批判、ジャパン・プレミアムに見られるように、グローバルスタンダードは、醸造船団、談合による業者行政であった大蔵省、日銀の行政体質を厳しく批判しております。公正、透明なルールで市場を運営し、参加者の自己責任を問いつける行政への転換が求められております。さらに、金融と財政の明確な分離の必要性はパプルの教訓からも言うまでもありません。

こうした基本的な考え方を前提に、以下、政府提出の日銀法案に反対する理由を述べます。

まず第一に、日本銀行の財政当局からの独立性の確保と金融政策決定の透明性の向上という目標に対して、本法案で想定されている枠組みでは全く不十分であります。

政府案では、日本銀行は依然として大蔵省の監督下にあります。物価の安定を目指す金利政策の決定は、大蔵大臣と同等の立場として法的に明確化された組織で議論される、その独立性と透明性の確保が大前提であります。

加えて、信用秩序維持のもとに、違法行為等の是正や、大蔵大臣または企画庁長官の指名する職員の議決延期請求権等、自主性の尊重がなされていないことでもあります。

第二に、政府提案の金融監督庁設置法案は、金融行政組織の改革に逆行するからであります。現在の大蔵省の検査・監督機能を大蔵省から分

離しても何ら進展がないことでもあります。わざわざ新しい監督庁をつくらずに、既にある日本銀行の検査機能を発展させ、これを検査機能として活用することも可能であります。大蔵省の焼け太りである金融監督庁の設置は行政改革の流れに全く逆行するものであります。日本銀行の憲法上の位置づけについて議論を深め、財政当局から独立し、直接議会に対して責任を負う可能性を追求すべきであります。

最後に、法の背後にある日本銀行の体質があります。これまで役員集会で重要な事項を実質的に決定し、各省庁からの天下りによって占められた政策委員会を実質的な議論のないスリーピングボード化してきたことや、パプルの時代金融政策に象徴されるように、大蔵省の内需拡大の圧力に追随する政策運営を行い、最終的な政策決定責任についてはあいまいにしてきた現実があります。

日銀法の改正とは、本来このような日銀の主体性の欠如と無責任な体制に対する挑戦でなければならぬと思うのであります。今回提案された日銀法はこうした点が改善されていないことを指摘しなければなりません。

以上、本法案に反対する主な理由を述べました。なお、民主党・新緑風会提出の修正案については、政府案を前提としていること等、見解を異にするため賛成いたしかねることを申し添えて、私の討論を終ります。

○河本英典君 私は、自由民主党並びに社会民主党・護憲連合を代表して、政府提案の日本銀行法案に対して賛成、民主党・新緑風会提出の修正案に対して反対の討論を行います。

現行の日本銀行法は、昭和十七年に制定された戦時立法であり、「国家経済総力ノ適切ナル發揮」のためを目的、運営理念としており、また独立性の担保が明確でないなど、時代にそぐわないものとなっております。さらに、現在の日本銀行の金融政策の決定過程については、何が議論され、どのようにして政策が選択されたのか、国民一般

はもちろんのこと、マーケットの金融専門家に
とつてもわかりにくいとの批判があつたことも事
実であります。

このような状況にかんがみると、また来るべ
き金融制度改革を見据えた二十一世紀の新しい金
融システムの構築のために、今回我が国の中央銀
行である日本銀行法が全面改正されることはまさ
に時宜を得たものと考えます。

以下、政府原案に対する賛成の理由を申し上げ
ます。

第一に、目的を今日の規定に整理したことであ
ります。すなわち日本銀行は、我が国の中央銀行
として銀行券を発行するとともに、通貨及び金融
の調節を行うほか、金融機関の間で行われる資金
決済の円滑を図り、もつて信用秩序の維持に資す
ることを目的とするとし、また通貨及び金融
調節の理念等について明確化していることであり
ます。

第二に、日銀の法的な独立性を担保するため、
大蔵大臣の広範な業務命令権、立入検査権、日銀
監理官制度等を廃止し、予算の認可権についても
大蔵大臣が認可しない場合にはその理由を公表す
る等のセーフガードを設けたことであります。

第三に、役員集会の廃止、政策委員会の議決事
項の拡充及びその組織の見直しを行うこと等によ
り、名実ともに政策委員会が日銀の最高意思決定
機関であることを明確にしたことでもあります。ま
た政策委員会の議事要旨、議事録の公開を行うと
ともに、業務及び財産の状況について説明を求め
られた場合には、総裁等は国会に出席しなければ
ならないと規定するなど、透明性の確保にも配慮
したことであります。

第四に、政府の経済政策と日銀の金融政策が整
合性を確保する観点から、政府の議案提案権、議
決延期請求権等を規定したことでもあります。

その他、総裁、副総裁等の任命に両議院の同意
を要するとともに、また役員員に守秘義務等を定
め、給与等の支給の基準及び服務に関する準則を
作成し、公表しなければならないこととするなど

の適切な措置がとられていることでもあります。

なお、民主党・新緑風会の修正案については、
政府の議決延期請求権等を削除する等、その内容
について私どもと見解を異にするため、反対であ
ります。

以上、政府提案の日本銀行法案に賛成すること
を表明し、私の討論を終わります。

○千葉豊子君 私は、政府提出の日本銀行法案に
反対し、さきに提案させていただきました修正案
に従つて修正すべきであるとの立場から討論を行
うものであります。

このたびの日本銀行法案は、昨年の住専問題を
初めとする金融機関の不良債権問題、大和銀行事
件などの金融不祥事が相次いだことを契機に、金
融行政、金融政策のあり方をめぐる議論が活発化
し、金融システムの根幹にかかわる中央銀行のあ
り方についても見直しが必要との機運が高まった
ことから、五十五年ぶりの抜本改正となつたもの
であります。

その目指す方向は、日本銀行の通貨、金融の調
節等業務運営における独立性と金融政策の決定過
程、運営の透明性の確保、すなわち法案作成の基
礎となつた中央銀行研究会の報告にも記されてお
ります開かれた独立性の確立であります。政府
原案は、EJの通貨統合等のため中央銀行制度改
革を進める先進諸外国に比較して、十分な内容を
備えた案であるとは言いがたいものであります。

特に、ドイツのブンデスバンクでは政府による
議決延期権が廃止の方向にあるにもかかわらず、
我が国で政府代表による議決延期請求権を新たに
導入することには何ら合理性が認められず、大蔵
大臣による予算認可、報告・資料提出要求権など
の規定とともに、政府・財政当局による金融政策
への介入の余地を残すものであり、日本銀行の独
立性確保のためには、このような規定を削除する
ことが不可欠であります。

また、原案は日本銀行の総裁等、現役員の任期
について附則により新法施行後も継続することと
しておりますが、私どもは日本銀行が新たに生ま

れ変わることに伴い、新役員を選任し、体制を一
新すべきであると考えます。

そこで、先ほどのような修正案を提出させてい
ただいた次第でございます。

最後に、中央銀行制度の改革は、現在行財政改
革・税制等に関する特別委員会が審議されてお
ります金融監督庁設置法案等による大蔵省改革とあ
わせて、我が国金融行政、金融政策を見直す際
極めて重要な問題となるものであり、今国会にお
いて日本銀行法の改正が実現したとしても、それ
ですべてが終わりではなく、今後も常にそのあり
方を検討、議論していくことが必要不可欠である
ことを指摘し、私の討論を終わります。

○吉岡吉典君 私は、日本共産党を代表して、日
本銀行法案に反対の討論を行います。

現行日本銀行法は、日銀が大東亜戦争遂行に役
立ち、大東亜共栄圏全体の金融の中心機構となる
ことを目的として制定されたものであり、本来終
戦直後、遅くとも憲法制定時に廃止すべきもので
ありました。

ところが、政府は、戦後も政策委員会の設置な
ど一部の改正はありましたが、基本的にこの現行
日銀法を温存し、政府、日銀、大銀行が一体にな
つて大企業本位、大銀行優遇の金融政策を進めてき
ました。

狂乱物価はその結果の一つです。さらに、パ
ブルとその崩壊は、日本経済に取り返しのできな
い傷跡を残しています。日銀の金融政策の誤りの責
任は重大です。しかも、野村証券や第一勧銀ス
キャンダルをめぐって、大蔵省の責任とともに日
銀の調査能力が大きく問われています。

重要なことは、現行法を全面修正する新日銀法
案が、これらの金融政策の失敗についての責任の
自覚と真摯な総括に立つて、これまでの金融政策
の問題点をただそうとするのではなく、ビッグバ
ンを中心とする金融改革の一環として進められよ
うとしていることでもあります。

委員会の参考人の意見陳述によつても、ビッグ
バンによる金融機関の経営危機に対する日銀特融

への強い期待が表明されましたが、本法案はこの
期待にこたえるように形態、対象、条件、限度な
ど、その基準もいま行ってきた日銀特融を継
続するものとなっております。

これまでの日銀の最大の問題は、民間大銀行と
の癒着による大銀行寄りの金融政策を推し進めた
ことであります。日銀が国民のための日銀の役割
を果たすためには、大銀行からの独立こそ必要で
あります。本法案にはその最も重要な問題につ
いての是正策が欠落しています。

我が党は、衆議院で本法案に賛成の態度をと
りましたが、以上のような諸点から見てこの態度は
誤りであつたこと、したがって参議院では反対の
態度をとることを本日明らかにしました。

以上の理由で、本法案に反対の態度をとるもの
であります。また、民主党案についても反対とし
ます。

以上をもつて、私の討論を終わります。

○委員長(松浦幸治君) 他に御意見もないよう
ですから、討論は終局したものと認めます。

これより、日本銀行法案について採決に入
ります。

まず、千葉君提出の修正案の採決を行います。
本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松浦幸治君) 少数と認めます。よつて、
千葉君提出の修正案は否決されました。

次に、原案全部の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松浦幸治君) 多数と認めます。よつて、
本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと
決定いたしました。

この際、鈴木君から発言を求められております
ので、これを許します。鈴木君。

○鈴木和美君 私は、ただいま可決されました日
本銀行法案に対し、自由民主党及び社会民主党・
護憲連合の共同提案による附帯決議案を提出いた
します。

案文を朗読いたします。

日本銀行法案に対する附帯決議(案)
政府及び日本銀行は、次の事項について、十分に配慮すべきである。

一 日本銀行の法人格の在り方については、日本銀行が重要な金融政策を実施する機関であることを踏まえ、民間出資者の位置付け、法的性格の変更に伴う諸コスト、金融政策に係る日本銀行の独立性への影響等を総合的に勘案しつつ、さらに検討を行うこと。

一 日本銀行の予算認可、違法行為の是正措置、資料の徴求、業務報告書の国会への提出等については、日本銀行の業務運営の自主性に配慮しつつ、適正な運用に努めること。

一 政府の経済政策と日本銀行の金融政策の整合性の確保に努めるとともに、日本銀行総裁・副総裁は、国会への出席義務が課される本法の施行日以前においても、誠意をもって金融政策の考え方等につき国会に対して十分説明するよう努めること。

一 役員集会の廃止、議決に付すべき内容・参考資料等の事前送付、独自スタッフの配置等により政策委員会の活性化を図るとともに、政策委員会の議事要旨の速やかな公表等を行い、金融政策の決定過程の透明性を最大限確保すること。

一 日本銀行の給与水準については、一般民間企業、国家公務員、民間金融機関等の給与水準を総合的に勘案し、国民の理解が得られる適正なものとなるよう努めるとともに、機構の見直し、支店・事務所の統廃合、保有資産の整理、人員配置の適正化等を含む抜本的なリストラ計画を早急に作成し、合わせて経費予算、給与水準、日銀納付金等の透明性の確保に努めること。

一 日本銀行の役職員の再就職制限については、国家公務員の再就職制限等も参考にしつつ、国民の理解が得られるよう適切なルールを作成すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(松浦孝治君) ただいま鈴木君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(松浦孝治君) 多数と認めます。よって、鈴木君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、三塚大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。三塚大蔵大臣。

○國務大臣(三塚博君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨を踏まえまして配慮してまいりたいと存じます。

○委員長(松浦孝治君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(松浦孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十九分散会

〔参照〕

日本銀行法案に対する修正案

日本銀行法案の一部を次のように修正する。

目次中「違法行為の是正等(第五十六条―第五十八条)」を「大蔵大臣の求めによる監査(第五十六条)」に、「第五十九条―第六十二条」を「第五十七条―第六十条」に、「第六十三条―第六十六条」を「第六十一条―第六十四条」に改める。
第三条の見出し及び同条第一項並びに第五条の見出し及び同条第二項中「自主性」を「独立性」に改める。

に改める。

第七條第二項及び第三項中「大蔵省令で定めるところにより、大蔵大臣の認可を受けて」を削り、同条第四項を削る。

第十一條第三項を次のように改める。

3 大蔵大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る認可をしなかつたときは、速やかに、その旨及びその理由を当該申請の内容とともに公表しなければならない。

第十五條第二項第二号中「第一項の規定による認可の申請及び当該認可に係る」を「に規定する」に改め、同項第十四号中「第五十九条」を「第五十七条」に改める。

第十九條第二項中「提出し、又は当該会議で議事とされた金融調節事項についての委員会の議決を次回の金融調節事項を議事とする会議まで延期することを求める」を「提出する」に改め、同条第三項を削る。

第二十三條第四項中「推薦に基づいて、大蔵大臣」を「同意を得て、総裁」に改める。

第二十五條第二項及び第三項中「大蔵大臣」を「総裁」に改める。

第二十六條の見出しを「(役員)の行為制限等」に改め、同条第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とする。

第二十六條に次の一項を加える。

3 日本銀行の役員は、離職後二年間は、営利を目的とする私企業の地位で、大蔵省令で定める日本銀行の業務と密接な関係にあるものに就くことを承諾し又は就いてはならない。ただし、大蔵省令で定めるところにより、大蔵大臣の承認を得た場合は、この限りではない。

第三十一條第一項及び第三十二條中「大蔵大臣に届け出るとともに、公表しなければならない」を「公表するとともに、大蔵大臣に届け出なければならない」に改める。

第三十七條第二項中「届け出なければならない」を「通知しなければならない」に改める。

第三十九條第一項中「大蔵大臣の認可を受けて」を削り、同条第二項を削る。

第四十三條第二項中「第七條第四項」を「第十一條第三項」に改める。

第四十五條第一項中「これを」の下に「公表するとともに、」を加える。

第四十九條第二項中「第七條第四項」を「第十一條第三項」に改める。

第五十一條第一項中「大蔵大臣に提出して、その認可」を「国会に提出し、その承認」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 日本銀行は、前項の規定による国会の承認を受けたときは、遅滞なく、経費の予算を公表しなければならない。

第五十一條第三項を削る。

第五十二條第一項中「大蔵大臣に提出し、その承認を受けなければならない」を「会計検査院に送付しなければならない」に改め、同条第二項中「大蔵大臣に提出する」を「会計検査院に送付する」に改め、同条第三項中「第一項の規定による大蔵大臣の承認を受けたとき」を「前項の規定による提出を行ったとき」に、「前項」を「第二項」に、「及び前二項」を「並びに第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 日本銀行は、会計検査院の検査を経た財務諸表に、前項の決算報告書及び前二項の監事の意見書を添え、国会に提出しなければならない。

第五十三條第九項中「第七條第四項」を「第十一條第三項」に改める。

第五十四條第一項中「大蔵大臣を経由して」を削る。

第五十五條中「第五十二條第一項の承認を受けたとき」を「第五十二條第三項の規定による提出を行ったとき」に改める。

「第八章 違法行為等の是正等」を「第八章 大蔵大臣の求めによる監査」に改める。

第五十六條を削る。

第五十七條の見出しを削り、第八章中同条を第五十七條の見出しを削り、第八章中同条を第

五十六条とする。

第五十八条を削る。

第九章中第五十九条を第五十七条とし、第六十条から第六十二条までを二条ずつ繰り上げる。

第六十三条中「第二十九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第二十六条第三項の規定に違反して営利を目的とする私企業に就いた者

二 第二十九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者

第十條中第六十三条を第六十一条とする。

第六十四條中「第五十七條第二項」を「第五十六條第二項」に改め、同條を第六十二條とする。

第六十五條第八號中「第五十二條第三項」を「第五十二條第四項」に改め、同條第十一號及び第十三號を削り、同條を第六十三條とする。

第六十六條を第六十四條とする。

附則第三條を削り、附則第二條を附則第三條とし、附則第一條の次に次の一條を加える。

(検討)

第二條 政府は、この法律の施行後五年以内に、日本銀行の独立性及びその金融政策の透明性を確保する観点からこの法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則第四條中「旧法」を「改正前の日本銀行法(以下「旧法」という。)」に改める。

附則第七條第一項中「日本銀行の」の下に「總裁」を加え、同條第二項中「總裁、副總裁」を削り、同條第四項を削り、同條第五項中「(第二項又は前項の規定により施行日に副總裁又は審議委員として任命されたものとみなされる者を除くものとし、その者の退任又は任期の満了後最初に任命する者を含む。)」を削り、同條を同條第四項とする。

附則第十條第一項中「大蔵大臣に届け出るとともに、公表しなければならない」を「公表するとともに、公表しなければならない」に改める。

第五部 大蔵委員会会議録第十九号 平成九年六月十日【参議院】

ともに、大蔵大臣に届け出なければならない」に改め、同條第五項中「大蔵大臣に提出して、その認可」を「国会に提出し、その承認」に改め、同條第六項中「及び第三項の規定は、前項の認可」を「の規定は、前項の承認を受けた場合」に改める。

附則第十一條中「第六十三條」を「第六十一條」に改める。

附則第十四條中「第三十九條第一項」を削る。

附則第十九條第二項中「の認可」を削る。

附則第二十二條第二項中「第六十條第二項」を「第五十八條第二項」に改める。

附則第三十九條中「附則第二條」を「附則第三條」に改める。

六月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、インドネシアへの原発輸出に対する日本輸出入銀行の融資反対に関する請願(第一八五三号)

第一八五三号 平成九年五月二十七日受理

インドネシアへの原発輸出に対する日本輸出入銀行の融資反対に関する請願

請願者 佐賀県神埼郡神埼町大字西小津ヶ里五二三ノ二一 栗山大成外四百九十九名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第一四三三三号と同じである。

平成九年六月三十日印刷

平成九年七月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F